

史跡中小田古墳群保存活用計画



第1号古墳から出土した三角縁神獣鏡（広島大学考古学研究室蔵）

令和3（2021）年3月

広島市教育委員会

序 文

史跡中小田古墳群は広島市安佐北区口田南町に所在し、昭和 36(1961)年に第 1 号古墳から三角縁神獣鏡さんかくぶちしんじゅうきょうが出土したことで全国的にも重要な遺跡として有名になりました。その後、広島大学（昭和 36 年度）、及び広島大学・広島県教育委員会・広島市教育委員会（昭和 54 年度）の発掘調査により、三角縁神獣鏡だけでなく車輪石や勾玉まがたま、鉄剣、甲冑かっちゅうなど古墳時代の優れた遺物も出土し、国の史跡に指定するに値する重要な古墳群であることが判明しました。広島市では、この貴重な遺跡を恒久的に保存していこうと、国史跡指定を目指して文化庁や広島県教育委員会、関係諸機関、関係者に働きかけを行い、平成 8(1996)年 11 月 11 日に国史跡に指定されました。

平成 8 年度から平成 14 年度、及び平成 28 年度・29 年度においては、広島市教育委員会と財団法人広島市文化財団（平成 8 年度・9 年度は財団法人広島市歴史科学教育事業団、平成 28 年度・29 年度は公益財団法人広島市文化財団）により遺構状況を確認するための発掘調査が実施されました。広島市では、今後、この貴重な古墳群をどのように保護・保存し、活用を図っていくかを検討するために、平成 31 年度に 7 名の委員で構成される「史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議」を設置しました。当会議では、同古墳群の本質的価値や地域における位置づけ、今後の保存・活用・整備における基本的な考え方について協議を行い、この度「史跡中小田古墳群保存活用計画」を策定いたしました。

今後は、この計画や策定中の「史跡中小田古墳群整備基本計画」に基づき、広島市と地元が連携して史跡中小田古墳群を適切に保存していくとともに、その整備、活用に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

終わりに、本計画策定に当たりまして御指導、御協力をいただきました文化庁や広島県教育委員会、国立大学法人広島大学、公益財団法人広島市文化財団の皆様、並びに古墳群の保護・保存に平素から御理解・御協力をいただいている地元関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和 3(2021)年 3 月

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

例 言

- 1 本書は、広島市教育委員会（市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当が補助執行）が平成31年度から令和2年度にかけて実施した史跡中小田古墳群の保存活用計画を取りまとめた報告書である。
- 2 本計画の策定に当たっては、文化庁文化財第二課史跡部門、広島県教育委員会文化財課の指導の下、国庫補助事業（史跡中小田古墳群史跡等保存活用計画策定事業）として実施した。
- 3 事業実施に当たり、有識者による「史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議」を設置し、事務局を広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当に置いた。
- 4 本事業は、計画策定支援業務を株式会社地域計画工房に委託して実施した。
- 5 本書の編集は、同会議において協議、検討した結果を基に、事務局が行った。

なお、第3章「史跡の概要」の3「指定に至る調査成果」及び第4章「史跡の本質的価値」の第2節「新たな価値評価の視点」については、広島大学名誉教授古瀬清秀氏に監修いただいた。記して感謝したい。

目 次

序文

例言

第1章 計画策定的前提	1
第1節 計画策定の沿革と目的	1
1 計画策定の沿革	1
2 計画策定の目的	2
第2節 計画の対象とする区域	3
第3節 計画期間	4
第4節 調整会議の設置・経緯	4
1 調整会議の設置	4
2 計画策定の経緯	6
第5節 他の計画との関係	7
1 上位計画・関連計画と本計画との関係	7
2 上位計画・関連計画の概要	7
第2章 史跡を取り巻く環境	10
第1節 史跡の位置と交通条件	10
1 中小田古墳群の位置と環境	10
2 中小田古墳群の交通条件	12
第2節 自然環境	14
1 地形・地質	14
2 気象	16
3 植生	17
4 土地利用と景観	22
第3節 社会環境	27
1 人口・世帯	27
2 観光客数	28
第4節 歴史環境	29
1 広島市の歴史概況	29
2 中小田古墳群を取り巻く歴史環境	33
第3章 史跡の概要	40
第1節 指定に至る経緯	40
第2節 指定の状況	41
1 指定告示	41
2 指定説明文とその範囲	42
3 指定に至る調査成果	45
4 指定地の状況	61

第4章 史跡の本質的価値	70
第1節 史跡の本質的価値の明示	70
第2節 新たな価値評価の視点	70
第3節 構成要素の特定	71
1 構成要素の特定の考え方	71
2 構成要素	73
第5章 史跡の現状・課題	80
第1節 保存（保存管理）	80
1 現状	80
2 課題	80
第2節 活用	82
1 現状	82
2 課題	82
第3節 整備	84
1 現状	84
2 課題	85
第4節 運営・体制の整備	87
1 現状	87
2 課題	87
第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針	88
第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）	88
第2節 取組の基本方針	89
1 保存（保存管理）の基本方針	89
2 活用の基本方針	89
3 整備の基本方針	90
4 運営・体制の整備の基本方針	90
第7章 史跡の保存（保存管理）	92
第1節 方向性	92
1 ゾーン区分	92
2 指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性	93
3 史跡周辺における環境・景観の保全・形成の方向性	94
第2節 方法	95
1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準	95
2 史跡の保存（保存管理）に関わる法的・行政的措置及び調査	101
第8章 史跡の活用	103
第1節 方向性	103
第2節 方法	103

第9章 史跡の整備	105
第1節 方向性	105
第2節 方法	105
1 主として保存のための整備	105
2 主として活用に関わる整備	106
第10章 運営・体制の整備	109
第1節 方向性	109
第2節 方法	109
第11章 施策の実施計画の策定・実施	111
第1節 施策の実施計画の策定	111
第2節 施策・事業の実施への対応	115
第12章 経過観察	116
第1節 方向性	116
第2節 方法	117
1 経過観察の基本的な内容と手順	117
2 経過観察の内容	117

第1章 計画策定の前提

第1節 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

中小田古墳群が知られるようになったきっかけは、昭和36(1961)年に地元の中学生が第1号古墳の埋葬施設から吾作銘三角縁神獸鏡や玉類を発見したことである。その知らせを受け、急遽^{きゅうきょ}広島大学の学生等により埋葬施設内の発掘調査が行われた。あわせて第1号古墳の北側墳裾^{ふんすそ}にある第9号古墳と、第2号古墳埋葬施設の発掘調査が実施された。

一時期学校建設の計画が浮上し、古墳群の破壊の危機に直面したこともあったが、中小田古墳群保存の機運が高まりを見せる中で、建設計画は白紙となった。これを受け、昭和54(1979)年に、広島市教育委員会は広島大学文学部考古学研究室と広島県教育委員会の協力を得て、保存措置を検討するため、古墳群の範囲確認に主眼を置いた地形測量図の作成と第1号古墳・第2号古墳の主体部の調査を中心とした資料作成を目的として発掘調査を実施した。この結果、車輪石や勾玉、鉄剣、甲冑など古墳時代の優れた遺物に加え、新たに古墳6基や弥生時代の土器蓋土墳墓^{どきぶたどこうぼ}、貝塚などが発見された。

昭和62(1987)年4月から平成元(1989)年3月にかけて、広島市教育委員会は中小田古墳群の保存、活用に向けた整備の基本的方針を検討するため、有識者で構成される中小田古墳群基礎調査委員会を設置の上、中小田古墳群の基礎調査を実施した。その結果、中小田古墳群が国史跡クラスの遺跡であり、これを保存・整備する必要があること、保存・整備にあたっては、国の史跡に指定し、史跡公園的に整備することが望ましいことが改めて認識された。広島市教育委員会はこの基礎調査の成果を踏まえ、平成2(1990)年3月には「中小田古墳群整備基本構想」を策定した。この後、広島市教育委員会は史跡指定に向けて、中小田古墳群の地権者調査や史跡指定予定範囲の地形測量、地元説明会を実施した上で、平成6(1994)年12月に、文化庁に史跡指定申請書を提出した。平成7(1995)年11月の文化財保護審議会からの史跡指定の答申を経て、平成8(1996)年11月11日に中小田古墳群が国の史跡に指定されることとなり、同日付け官報に告示された(P41参照)。広島市教育委員会は前述の整備基本構想にのっとり、整備案作成に先立ち古墳群及びその他の遺構の内容を確認するとともに、史跡公園的に整備する部分の遺跡の有無を確認する目的で、遺構状況確認調査を平成8年度から7か年で実施する計画を策定し、財団法人広島市歴史科学教育事業団(平成10年度以降は、財団法人広島市文化振興事業団と統合し、財団法人広島市文化財団となる)に委託して行った。遺構状況確認調査は広島大学名誉教授潮見浩氏ほかの指導の下で実施し、調査終了後の平成15年度に調査報告書を作成した。

中小田古墳群の史跡指定範囲の土地は里道を除き民有地であった。広島市教育委員会は史跡の指定に伴い文化財保護法の規定により現状変更行為が制限され、財産権に制約が課されることになることや、今後、遺構の保存と史跡の保存及び活用を図る上で、整地、修景、復原等の環境整備を行う必要があることなどを勘案し、文化庁からの指導も踏まえ、平成11年度から史跡指定範囲の土地の公有化を進め、平成16年度に公有化は完了した。しかしながら、平成16(2004)年2月に広島市が定めた「大規模プロジェクトに関する方針について」により、中小田古墳群の保存整備が当面凍結され、史跡西側周縁部の住宅地等に近接する箇所の法面工事が実施されることになった。

その後、広島市は安佐北区高陽地域から史跡中小田古墳群の整備を求める提言が出されたことを受け、平成 28(2016)年 10 月に法面工事完了後速やかに古墳群の保存整備に着手する方針を決定した。広島市は整備案作成に先立ち、平成 28 年度と平成 29 年度において、遺構状況確認調査が未実施の第 7 号・第 8 号・第 11 号・第 12 号古墳について、公益財団法人広島市文化財団に委託して行った。そして、これまでの発掘調査の成果を基に、「史跡中小田古墳群総括報告書」（広島市教育委員会、公益財団法人広島市文化財団 2021 年）を策定し、遺跡全体・各古墳の規模と構造、古墳群の時期的変遷、古墳群の性格、古墳群の歴史的評価、及び古墳以外の遺構の評価を総括した。

こうした調査結果などを踏まえ、史跡中小田古墳群を将来にわたって確実に保存し、有効に活用するため、保存活用計画を策定する必要がある。

2 計画策定の目的

中小田古墳群は史跡の指定後平成 16 年度にかけて公有化を行い、広島市が管理しているが、西側周縁部における法面工事や近隣住宅に影響を及ぼさないための樹木せん定などの維持管理行為しか行われてこなかった。史跡指定から 20 年以上が経過し、平成 30(2018)年 7 月の豪雨災害により東側斜面の一部が崩落したほか、樹木の根や大雨による遺構の一部き損、墳丘やその周辺における樹木や下草の繁茂などがみられる。また、史跡指定地内の歩行者動線（里道）は、工事により法面が近接し転落の危険のある箇所や倒木・草の繁茂、地面の凹凸や急勾配により、歩きにくい区間などが存在し、史跡の保存・活用上改善すべき問題点や課題が指摘されている。

また、中小田古墳群が古墳時代のみならず弥生時代や中世の遺跡も存在する複合的な文化財である特性を生かした、教育・文化や観光・交流の推進、地域の活性化に向けた更なる活用が期待されている。

こうしたことを踏まえながら、中小田古墳群の保存状態や管理・活用状況等の現状と課題を整理し、保存・活用に向けた考え方や方針・方法、必要な施策・事業等を定め、その具体化につながるよう、「史跡中小田古墳群保存活用計画」を策定するものである。

第2節 計画の対象とする区域

本計画の対象とする区域を、次のように設定する。なお、史跡の保存に関しては、下記に示す主たる計画対象区域において取組の方向性・方法などを明らかにする。一方、活用を検討する範囲は、主たる計画対象区域やその周辺（関連する計画対象区域）とともに、より広い範囲で文化財等のネットワークについて検討する。

■史跡指定地（主たる計画対象区域）

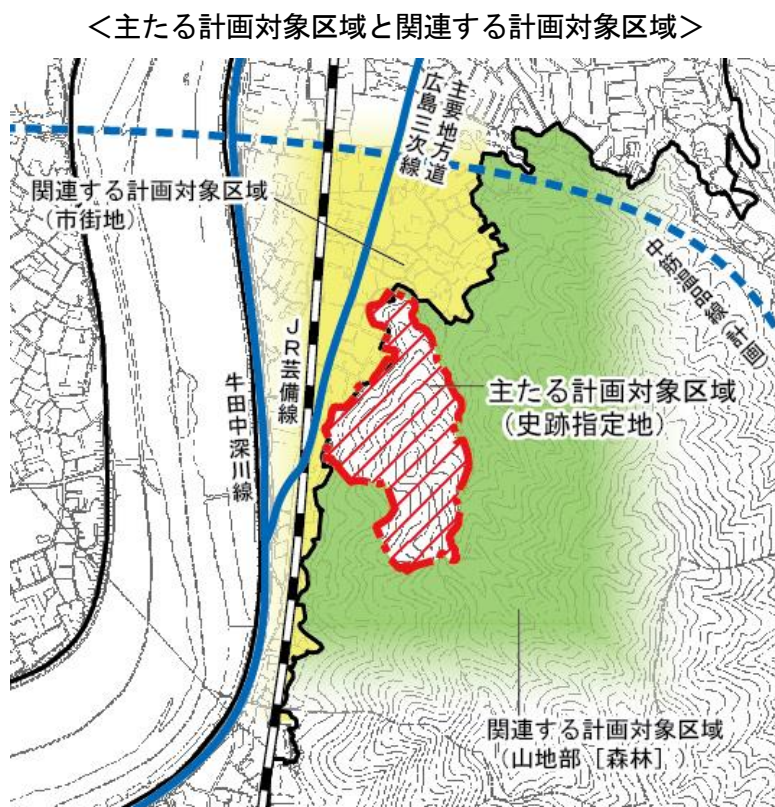
○本計画の中心的な対象は史跡指定地である。

□史跡指定地の周辺（史跡指定地外：関連する計画対象区域）

○史跡指定地の隣接地・近接地を関連する計画対象区域と位置付ける。

- ・関連する計画対象区域は、明確な区域は設定しないが、概ねの範囲は、北側は都市計画道路中筋温品線^{なかすじぬくしな}付近まで、西側は JR 芸備線及び主要地方道広島三次線^{みよし}付近までとする。
- ・南側、東側の山地部（森林）については、範囲は設定せず、一定の広がり进行想定する。

さらに、計画の策定においては、より広い範囲において中小田古墳群を軸とした文化財等のネットワークづくりなどを検討する。



＜広域的な検討対象＞

○文化財等のネットワークづくりの検討など

図 1-1 計画対象区域等の構成

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10か年とする。

第4節 調整会議の設置・経緯

1 調整会議の設置

広島市教育委員会是有識者で構成される「広島市史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置し、そこでの協議・意見等を踏まえながら、令和2(2020)年度に本計画を策定した。

広島市史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議 委員名簿 (50音順、敬称略)

区分	専門分野	氏名	職業等
委員	緑化推進 公園整備	環境デザイン 都市地域計画	今川 朱美 広島工業大学工学部環境土木工学科准教授 広島市緑化推進審議会委員 広島市都市デザインアドバイザー
副座長	記念物 (史跡)	日本史 (中世以前)	佐竹 昭 広島大学名誉教授 広島市文化財審議会委員
委員	埋蔵文化財	日本考古学	鈴木 康之 県立広島大学地域創生学部教授 旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会委員 広島県文化財保護審議会委員
委員	記念物 (史跡)	史跡整備	高瀬 要一 元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長 (公財)琴ノ浦温泉山荘園理事長
委員	植物学	生態・環境保全学	中越 信和 広島大学名誉教授 福山大学グリーンサイエンス研究センター客員教授 広島市緑化推進審議会委員 広島市森づくり推進懇談会委員
座長	埋蔵文化財	日本考古学	野島 永 広島大学大学院教授 広島市文化財審議会委員
委員	緑化推進 公園整備	造園	福島 偉人 (一財)日本造園修景協会広島県支部副支部長 (一社)三原観光協会会長 旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会委員 広島市緑化推進審議会委員

オブザーバー

氏名	所属
浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
沖 憲明	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係長
中山愉希江	広島県教育委員会事務局管理部文化財課指導主事（令和元年度）
村田 晋	広島県教育委員会事務局管理部文化財課主任（令和2年度）
高下 洋一	公益財団法人広島市文化財団文化科学部文化財課課長補佐
山根 康裕	小田町内会会長（令和2年度）
田川 満男	中小田町内会会長（令和2年度）
木戸 敏明	大人のかくれ家倶楽部会長（令和2年度）

【広島市史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議開催要綱】

(開催)

第1条 史跡中小田古墳群の保存活用、整備のあり方について、学識経験者等からの意見を幅広く聴くため、広島市史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議を開催する。

(意見聴取)

第2条 調整会議において、次に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 史跡中小田古墳群保存活用計画に関すること。
- (2) 史跡中小田古墳群整備基本計画に関すること。
- (3) 史跡中小田古墳群整備に係る設計に関すること。
- (4) その他史跡中小田古墳群整備にあたって必要と認められる事項

(構成)

第3条 調整会議は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 考古学・埋蔵文化財等文化財に関する学識経験者、専門家
- (2) 公園整備、植物学、造園に関する学識経験者、専門家
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長・副座長)

第4条 調整会議に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、調整会議を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

2 調整会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 調整会議において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴くことができる。

4 市長は、史跡中小田古墳群整備に係る計画の策定等にあたって専門的意見を聞く必要があるときは、座長と協議の上、専門分野に関する委員を招集し、部会を開催することができる。

5 部会を開催する際の専門事項の区分及び名称は次のとおりとする。

専門事項の区分	部会名称
埋蔵文化財に関すること	埋蔵文化財部会
保存活用に関すること	保存活用部会
整備に関すること	整備部会

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

2 計画策定の経緯

本計画を策定するに当たっては、4回の会議と現地調査を実施した。

(※ 令和2年3月に開催を予定していた3回目の会議は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面による意見聴取に切り替えた。)

■第1回史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議

日 時：令和元(2019)年8月8日(木) 14時00分～16時30分

場 所：アステールプラザ4階小会議室(1)

<内容>

- 座長・副座長の選任
- 広島市史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議の概要、今後の進め方
- その他事務連絡等

■史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議委員現地調査

日 時：令和元(2019)年9月9日(月) 14時00分～17時00分

場 所：史跡中小田古墳群、牛田公民館^{うした}

<内容>

- 史跡中小田古墳群の現地調査
- 史跡中小田古墳群保存活用計画・整備基本計画策定業務委託仕様書案の意見聴取
- その他事務連絡等

■第2回史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議

日 時：令和2(2020)年2月6日(木) 14時00分～17時00分

場 所：広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)4階会議室1

<内容>

- 史跡中小田古墳群保存活用計画(第1章～第6章)の素案協議
- 今後のスケジュール
- その他事務連絡等

■第3回史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議

日 時：令和2(2020)年8月19日(水) 14時00分～16時45分

場 所：広島市役所本庁舎 14階第7会議室

<内容>

- 整備事業スケジュールについて
- 保存活用計画に対する市民意見の募集結果について
- 保存活用計画案について
- 整備基本計画素案について
- 基本設計業務仕様書案について
- その他事務連絡等

■第4回史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議

日 時：令和2(2020)年10月23日(金) 10時00分～12時30分

場 所：広島市中区地域福祉センター 5階大会議室

<内容>

- 史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議への地域住民の参画について
- 整備基本設計業務について
- 保存活用計画案について
- 整備基本計画案について
- 今後のスケジュールについて
- その他事務連絡等

第5節 他の計画との関係

1 上位計画・関連計画と本計画との関係

本計画は広島市の最上位計画である広島市総合計画、関連計画である広島市都市計画マスタープラン、広島市みどりの基本計画及び広島市景観計画を踏まえて策定した。

また、中小田古墳群に関しては、「中小田古墳群整備基本構想」（1990年3月）、「中小田古墳群整備基本計画案」（1996年3月）、「広島市の文化財 第16集 中小田古墳群」（1982年3月）、「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告書」（2004年3月）、及び「史跡中小田古墳群総括報告書」（2021年3月）があり、それらを参考とした。

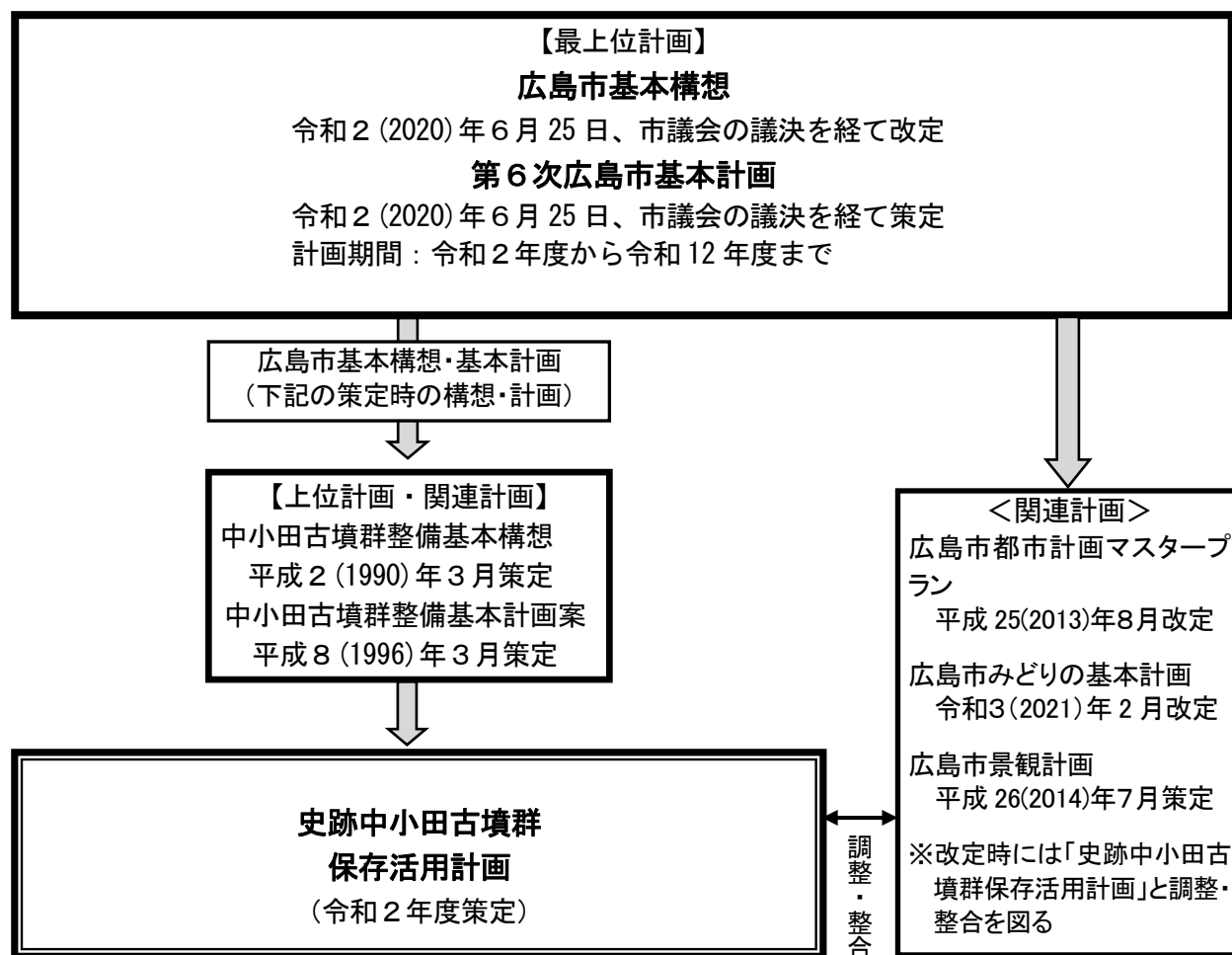


図1-2 計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 第6次広島市基本計画（広島市基本構想）

第6次広島市基本計画は本市の将来の都市像とそれを実現するための施策の構想などを定める広島市基本構想に基づき、基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定める長期計画である。この構想と計画は令和2(2020)年6月に改定及び策定された。第6次広島市基本計画において、本史跡に関わる施策としては、次の事項を示している。

【文化・スポーツの振興】

（文化の振興）

○伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承

史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。

【区における住民を主体としたまちづくり活動の充実】

（安佐北区）

○自然や歴史、伝統文化など地域資源を生かしたまちづくり

豊かな自然や歴史ある寺社・遺跡、神楽・和太鼓などの伝統芸能、きれいな地下水を利用した酒や醤油等の醸造業など、安佐北区ならではの地域資源を次世代に継承するとともに、これらの地域資源を生かしたまちづくりを進める。

（２）中小田古墳群整備基本構想

中小田古墳群整備基本構想（以下「整備基本構想」という。）は史跡の整備に関する基本的考え方や基本方針などをまとめたものであり、平成２（１９９０）年３月に策定された。整備基本構想においては、史跡周辺を含めた約１４．８haを対象に、古墳群の保存に加え、古墳を核とした市民の学習活動・文化活動、野外レクリエーション活動の場、及び憩いの場としての整備を方向付けている。

なお、社会経済状況の変化や前提としていた史跡北側の都市計画道路中筋温品線の未整備など、史跡整備を取り巻く環境や条件が異なっている点に留意する必要がある。

（３）中小田古墳群整備基本計画案

中小田古墳群整備基本計画案（以下「整備基本計画案」という。）は整備基本構想を受け、史跡の総合的整備を実施するための基本計画案であり、平成８（１９９６）年３月に取りまとめられた。整備のテーマとして「現代と古代のふれあう憩いの場」を掲げ、次の４つの基本方針を設定している。

○歴史に親しむことのできる場としての整備を行う

○自然環境の保全とともに都市景観の構成要素としての整備を行う

○野外レクリエーションの場としての整備を行う

○文化財ネットワークの拠点としての整備を行う

こうした基本方針のもとに、動線計画、造成計画、施設計画、供給・処理設備計画、植栽計画、管理運営計画などを明らかにしている。

なお、平成４（１９９２）年９月に策定された広島市の緑のマスタープランにおいて、中小田古墳群は史跡指定予定区域及び周辺区域を含め中小田古墳群公園（仮称）の名称で歴史公園として整備することが位置付けられていた。しかしながら、その後の見直しにより公園整備の計画が中止となり、平成１６（２００４）年２月に広島市が定めた「大規模プロジェクトに関する方針について」により、中小田古墳群の保存整備が当面凍結された。こうしたことや、その後の史跡整備を取り巻く環境や条件が変化していることを踏まえ、保存活用計画策定後、新たに整備基本計画を策定することになっている。

(4) 広島市都市計画マスタープラン

平成 25(2013)年 8 月に改定した広島市都市計画マスタープランは、本市の都市づくりの総合的な指針として、長期的な視点に立った都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を示すとともに、都市づくりの目標を実現するための土台として、公共交通等で連携された集約型都市構造への転換に向けた方針を示している。

また、公園・緑地などの都市施設の整備・活用や、地域資源を生かした交流・レクリエーション空間の整備などの分野別の方針において、次のように歴史・文化に関連する方針を示している。

○地域特性を生かした公園・緑地などの整備・活用

・良好な自然資源や歴史的資源を活用した公園の整備を進める。

○地域資源を生かした交流・レクリエーション空間の整備

・水辺や緑、歴史的資源などの地域資源を生かして、人々が憩い、交流する、魅力とにぎわいのある都市環境を形成する。

(5) 広島市みどりの基本計画

広島市みどりの基本計画は、「楕円形の都心づくり」や「200 万人広島都市圏構想」の実現に向けた取組、公共施設のストックの有効活用への要請の高まりといったみどりを取り巻く情勢の変化に対応するため、令和 3 (2021)年 2 月に改定をしている。本計画では、広島市の都市像である「国際平和文化都市」を緑の分野で具現化するため、「水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現」を基本理念に掲げ、その実現を目指している。また、基本理念が実現されたまちの将来像として、次のような姿を描いている。

○平和を実感できるまち

○水・緑を大切にするまち

○ゆとりとやすらぎが感じられるまち

○花と緑と音楽のあふれる美しいまち

中小田古墳群に関しては、次の取組を設定している。

○多様なレクリエーションが楽しめる公園緑地の整備

・史跡中小田古墳群を活用した歴史を学ぶことができる緑地など、地域の特性を生かした公園緑地の整備を進める。

(6) 広島市景観計画

広島市景観計画は市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものであり、平成 26(2014)年 7 月に策定している。広島市全域を景観計画区域とし、景観計画重点地区（景観上重要かつ象徴的、代表的な地区で景観づくりを重点的に取り組む地区）と一般区域（景観計画重点地区以外）に区分し、地区ごとに景観づくりの方向性を示している。中小田古墳群及びその周辺などは、一般区域に該当する。また、建築物・工作物等の届出制度、事前協議制度等により、景観誘導を行うとともに、景観シンポジウム等の市民意識の醸成に関する取組、地域住民等による景観まちづくり活動の促進などを推進することとしている。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 史跡の位置と交通条件

1 中小田古墳群の位置と環境

中小田古墳群は広島県広島市安佐北区口田南町に所在する。広島県西北部の冠山^{かんむりやま}山塊^{ふたつがじょうざん}を水源とし、二ヶ城山の山裾に南流する太田川が南西に流れを変え、広島市の市街地に出ようとする東岸に位置している。

太田川の両岸には先述した二ヶ城山のほかに、阿武山^{あぶさん}・武田山など標高 400～500m の山塊があり、それらの山塊から派生した低丘陵が太田川の流路に向かっており、これらの低丘陵の先端に遺跡が存在する。

中小田古墳群の北東には、銅鐸^{どうたく}・銅剣^{どうけん}・銅戈^{どうか}の出土で知られる福田の木の宗山遺跡^{きのむねやま}（広島県史跡、図 2-14②）や、弥生時代後期の土器編年の標式遺跡となった上深川遺跡^{かみふかわ}（図 2-14③）などがある。木の宗山遺跡は明治 24(1891)年に、木ノ宗山の中腹にある高さ 2 m の立石の下に横たえられた大石の下から赤色の土器とともに銅鐸、銅剣、銅戈などが発見されたといわれ、祭祀遺跡^{さいし}として注目される。この付近では高度経済成長期以降、ベッドタウンとして大規模な住宅団地の造成が相次いだため、矢口・玖村^{くむら}の地域を中心として弥生時代から古墳時代にかけての遺跡が多数明らかにされた。

中小田古墳群は標高 60～130m、南北に長い丘陵稜線に分布している。稜線が狭く、ところどころに花崗岩^{かこうがん}の露頭があり、傾斜もかなり強いため、自然の地形を最大限に利用して築成されている。第 1 号古墳は丘陵頂部の先端に位置しているのに対し、第 10 号古墳はその約 100m 北側に位置している。また、第 2 号古墳から第 4 号古墳と第 14 号古墳は第 1 号古墳の南側約 50m から 100m 余りに、第 5 号古墳から第 8 号古墳と第 13 号古墳はそのさらに南方上手に位置している。

中小田古墳群の位置する丘陵の西方には太田川が形成した沖積低地が広がっており、こうした沖積低地が古墳群を継続的に造営した首長層の経済的基盤であったと考えられる。古墳時代においては、現在の安芸大橋付近まで海が入りこんでいたと推定されることから、内海交通の拠点となる港湾施設が付近にあったと考えられる。



中小田古墳群航空写真（国土地理院提供）※白線内が史跡指定範囲

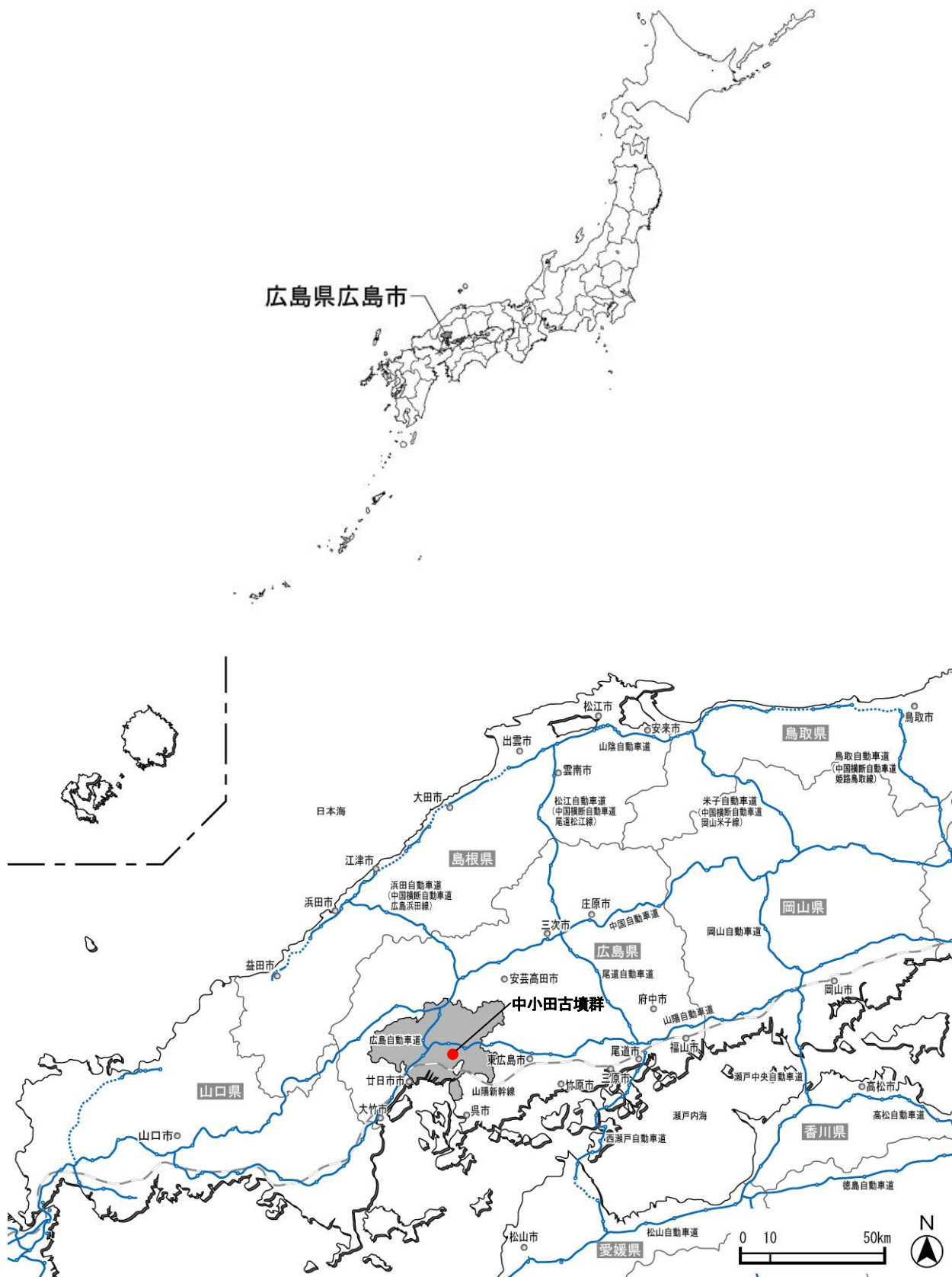


図 2-1 広島市及び中小田古墳群の位置

2 中小田古墳群の交通条件

(1) 道路

地区の西側には、広島市中心部と北部郊外の太田川左岸を中心とした地域を結ぶ、主要地方道広島三次線が整備されており、この道路がメインアクセスとしての役割を果たすものと考えられる。また、史跡指定地の北側に都市計画道路中筋温品線が計画されている。

(2) 交通機関

計画地西側の山裾部分には、JR芸備線が通っている。最寄りの駅は安芸矢口駅もしくは戸坂駅^{へさか}で、計画地までは安芸矢口駅から約1.5km、戸坂駅から約1kmの距離にある。また、芸備線と平行して走る主要地方道広島三次線には、広島市中心部と北部住宅地を結ぶバス路線が開設されており、公共交通機関を利用する来園者の大半はこの路線を利用するものと考えられる。最寄り停留所・中小田から計画地の北の入口までは約120mである。

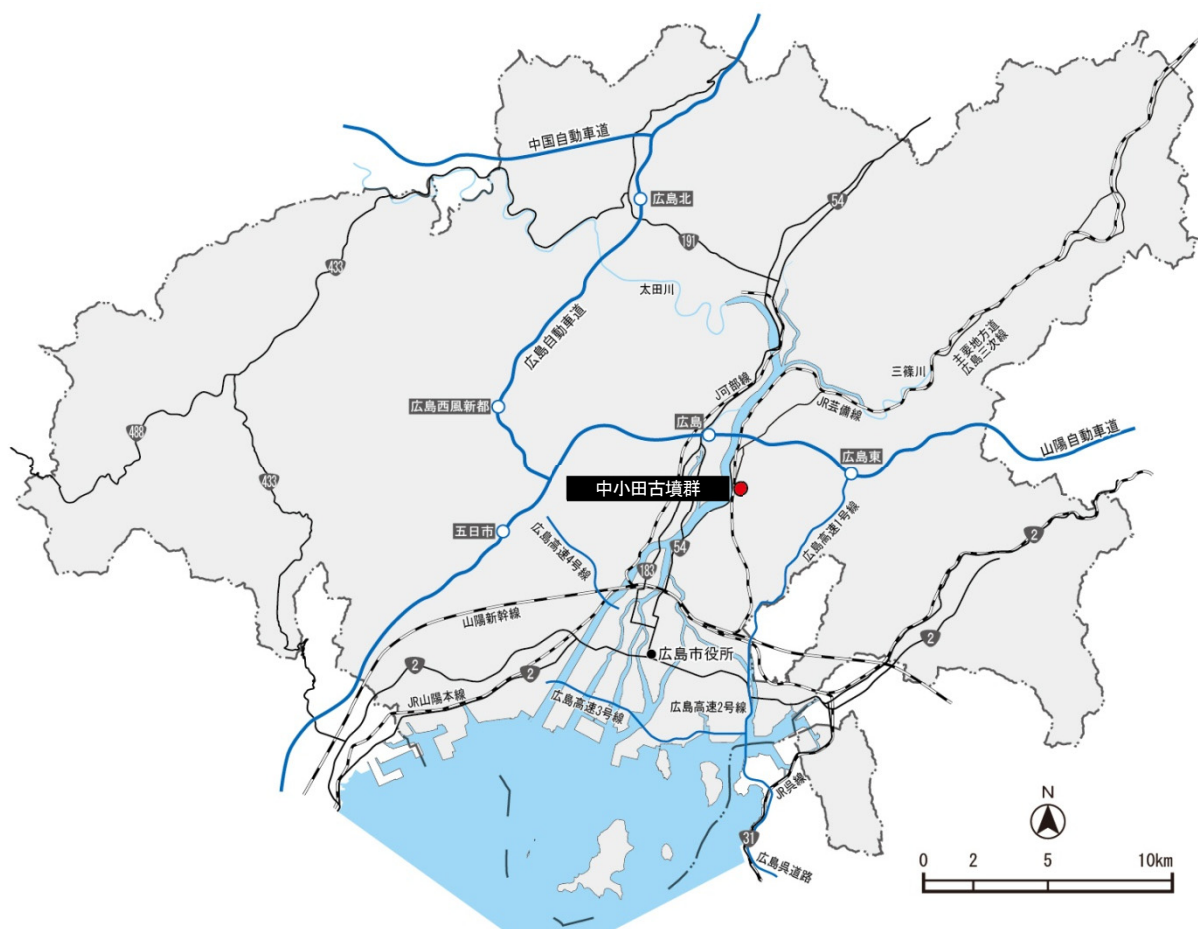


図 2-2 中小田古墳群の位置と交通条件

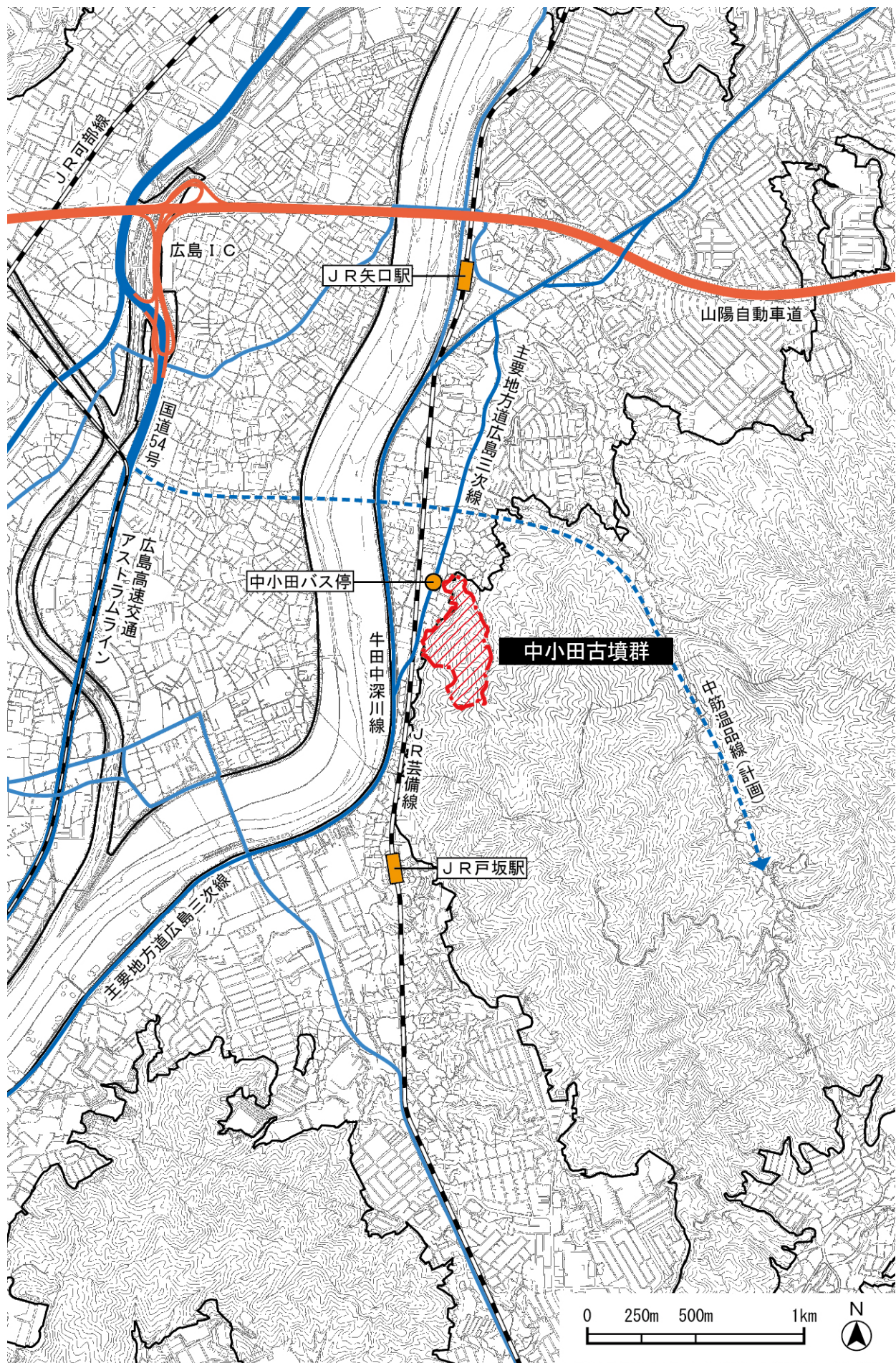


図 2-3 中小田古墳群周辺の交通条件

第2節 自然環境

1 地形・地質

(1) 地形・水系

史跡指定地の北及び東西の3方は急峻^{きゅうしゅん}な斜面地となっている。南方面は稜線が伸び、本史跡を含めて松笠山（東区温品町）を中心とした山系を構成する。古墳群が位置する区域は南北方向の細長い丘陵地であり、南側の第8号古墳の付近が最も標高が高く約130mとなっており、北側のアクセス（入口）付近の山麓部（標高約10m）との比高は約120mである。古墳の集中する尾根については、幅は狭いものの縦断勾配は比較的緩くなっており、樹木が生い茂っているが、幾つかのポイントでは西側や南西側の眺望が確保できる。ただし、樹木が生長しつつあり、整備基本計画案作成時（平成8（1996）年）と比べると、眺望条件は制約されてきている。尾根の東側には、南北に延びる谷があり、かつては谷上部から用水池を介して小田川が流れ、岩場や小滝等が見られたが、平成30年7月豪雨による災害（土石流）で谷は削られ、用水池は埋まり、現在、砂防堰堤^{えんてい}と河川等の復旧・改良に向けた整備が行われている。また、古墳群のある丘陵南西の山裾部には採石場跡があるが、計画地西側の県道（市街地側）からは見えない。



史跡指定地の最頂部のなだらかな地形



史跡指定地の南東側の用水池は、平成30年7月の豪雨災害により埋まり、上部の谷も土石流跡が残る。



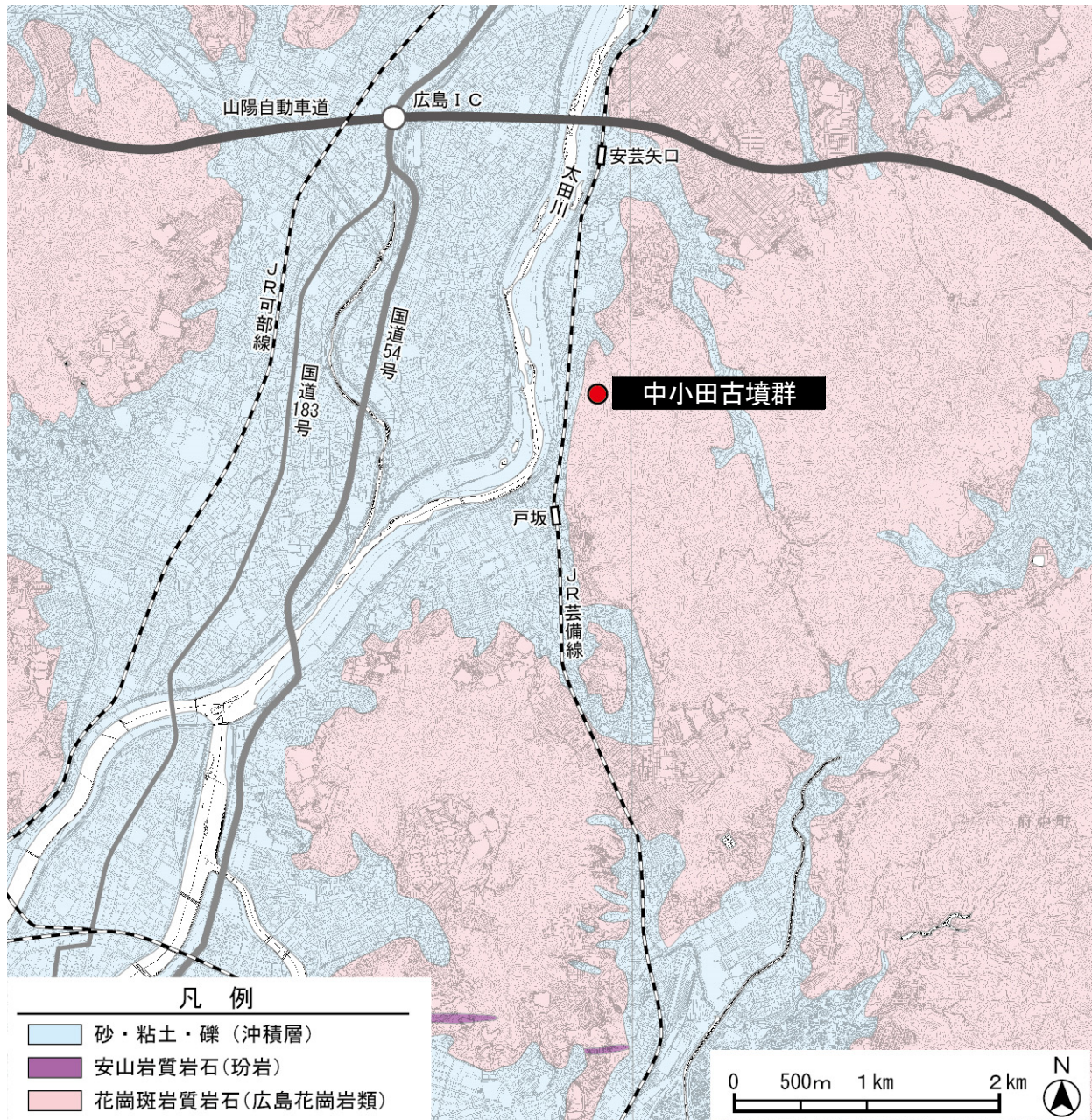
史跡指定地の最頂部付近からの展望。数少ない展望ポイントで、樹林の制約が大きくなりつつある。



史跡指定地西側の道路から見た中小田古墳群が位置する山地部

(2) 地質

史跡指定地一帯の山地部の地質は花崗斑岩質岩石（広島花崗岩類）で、風化が進んでおり、土砂災害の危険性が相対的に高い。また、山麓部やその周辺の平地部は砂・粘土・礫（沖積層）となっている。



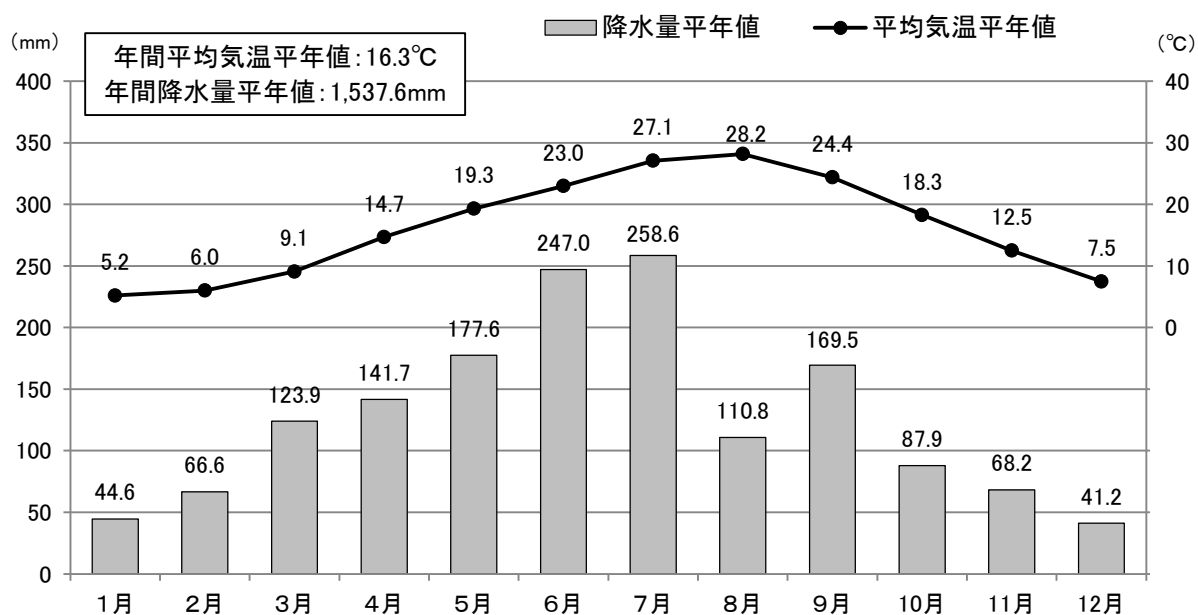
注) この地図は、国土調査による 1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「広島」広島県（1979）、「海田市」広島県（1977）を使用し作成したものである。

1979 広島	1977 海田市	今回作成凡例
砂・粘土・礫（沖積層）	砂・粘土・礫（沖積層）	砂・粘土・礫（沖積層）
安山岩質岩石（玢岩）		安山岩質岩石（玢岩）
花崗岩質岩石（黒雲母花崗岩類） （広島花崗岩類）	花崗岩質岩石 （広島花崗岩類）	花崗斑岩質岩石 （広島花崗岩類）

図 2-4 中小田古墳群一帯の地質

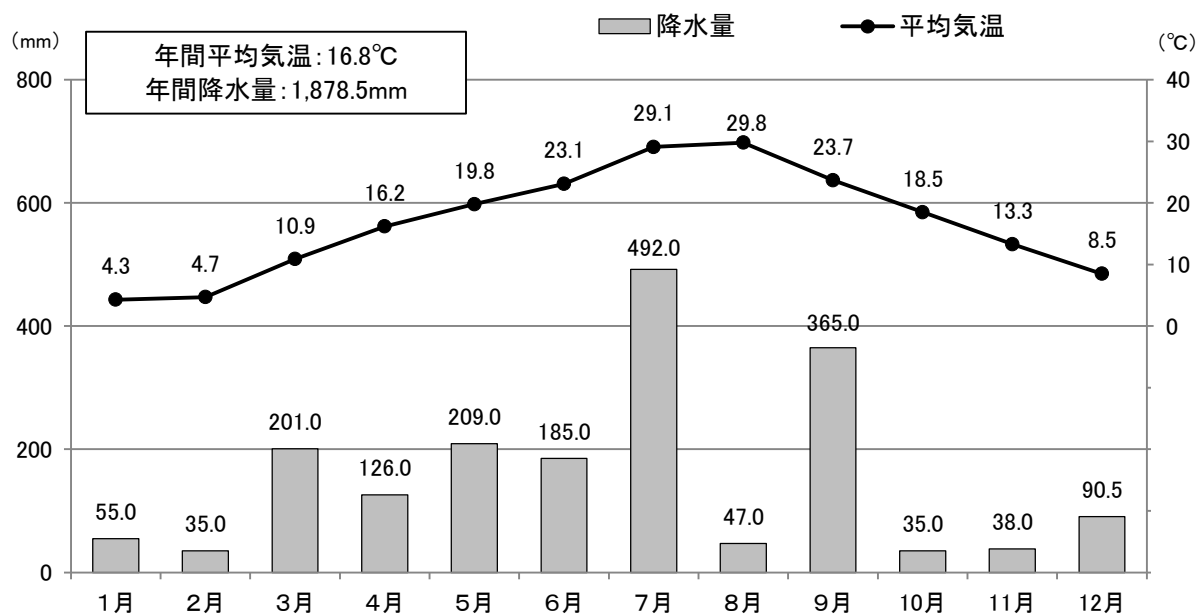
2 気象

広島市は瀬戸内海沿岸に位置し、その気候は瀬戸内気候区に属しており、年間を通して温暖少雨で、夏季は蒸し暑く冬季は比較的暖かい。史跡指定地は広島市中心部よりやや北側の丘陵地に所在するため、デルタ地域と比べると冬季の気温などに若干の違いが見られる。なお、近年は豪雨による土石流などの災害が頻繁に発生している。



資料：気象庁広島気象観測所

図 2-5 平均気温及び降水量の平年値：昭和 55 (1980) 年～平成 22 (2010) 年



資料：気象庁広島気象観測所

図 2-6 平均気温及び降水量：平成 30 (2018) 年

3 植生

(1) 植生の現況（概要）

史跡指定地の植生は北側を除きアベマキなどで構成された二次林が中心で、その中にアカマツの残存木や谷部の休耕田付近などには植林されたスギ林が見られる。また、史跡指定地の北側では竹林が見られ、その範囲は拡大しつつある。古墳群のある丘陵地の一部では、かつて調査のため樹木が伐採されたが、第1号古墳などを除き、樹林で覆われた状況になりつつある。また、かつての二次林の優占種であったアカマツはわずかとなっている。



史跡指定地の北側を中心に広がる竹林



第10号古墳（円墳）と一帯の樹林



第1号古墳（前方後円墳）と一帯の樹林。後円部の中央部には石室が露出している。

(2) 植生区分と植生自然度

ア 植生区分

史跡指定地一帯の山地部の植生区分はヤブツバキクラス域代償植生となっている。この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。北側の山麓部付近は一部植林地・耕作地植生となっている。

■植生についての説明

※出典：環境省自然環境局生物多様センターHPより

○植生区分とクラス域

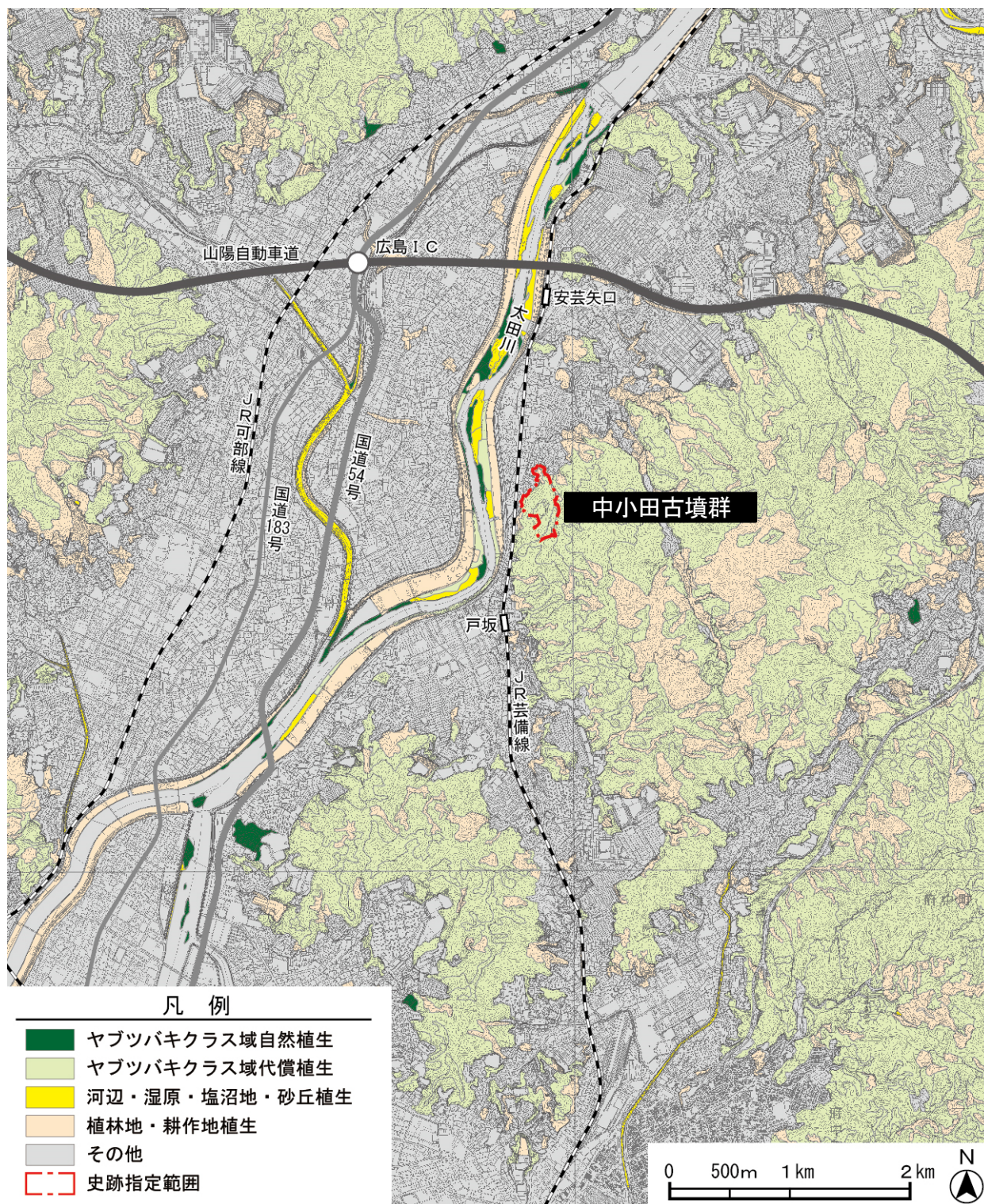
日本の植生は自然植生の構成種の名をとって、高山帯域（高山草原とハイマツ帯）、コケモートウヒクラス域（亜高山針葉樹林域）、ブナクラス域（落葉広葉樹林域）、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の各クラス域に大別されている。

○ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高 700～800m 以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では 1,000m が上限となる。ヤブツバキクラス域は本州、四国、九州までの地域の温暖帯域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく二分される。

○自然植生と代償植生

現存植生の多くは本来その土地に生育していた自然植生（原生林など）が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林など）であり、現存植生図の作成に当たっては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分されている。さらに、河辺・湿原・塩沼地・砂丘などの環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生（主として自然草原）については、地形や地質的要因で持続する自然植生であるため、特殊立地の自然植生として独立して区分させている。



注) 環境省生物多様性センター「1/25,000 植生図 (GISデータ)」から作成

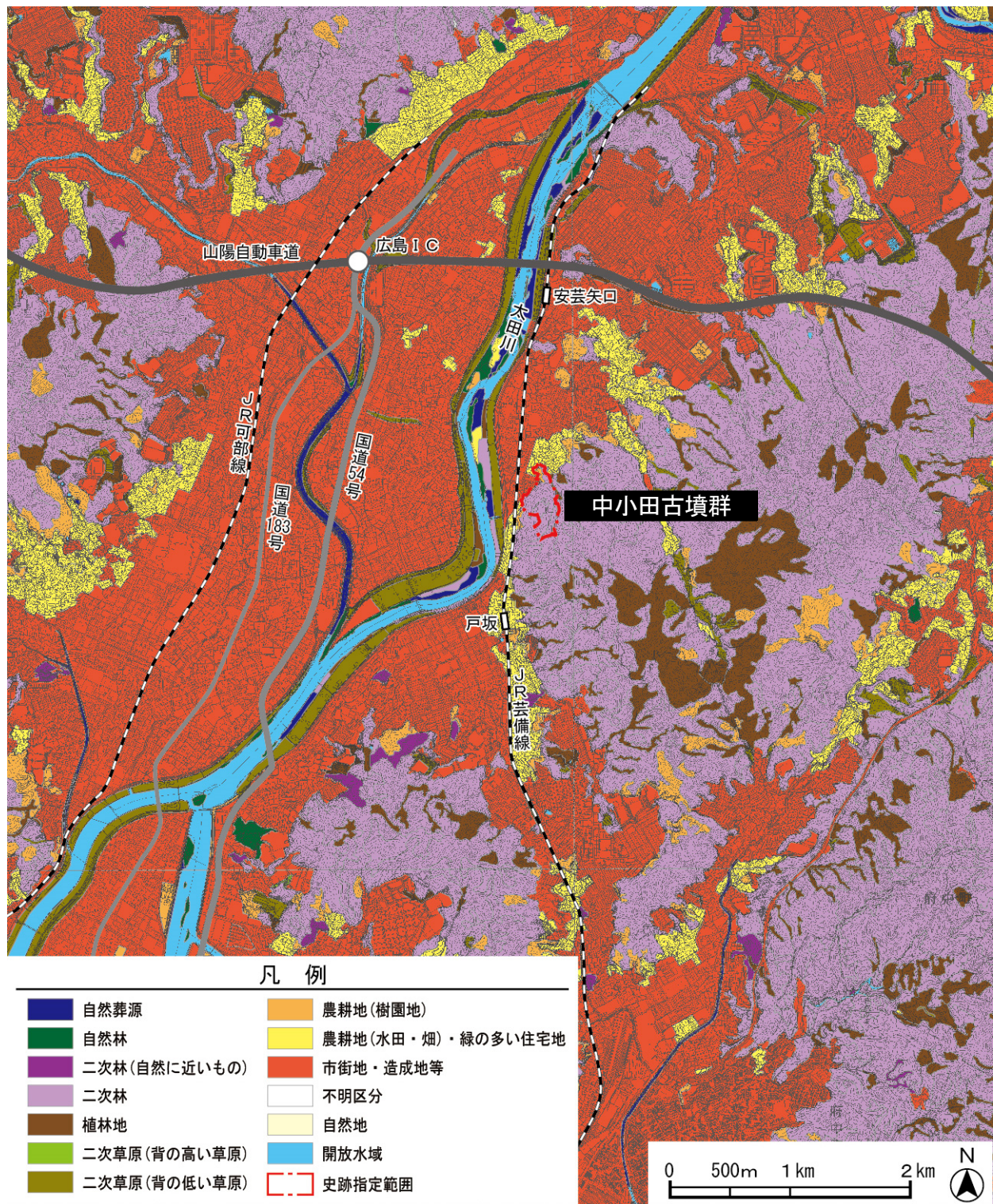
図 2-7 植生区分

イ 植生自然度

史跡指定地一帯の山地部の植生自然度は一部を除き二次林となり、北西側の山麓部の一部は農耕地（樹園地）となっているが、現在は耕作されていない。また、北西側は急傾斜地の法面工事が行われており、市街地・造成地等となっている。

表 2-1 植生自然度の区分

植生 自然度	区分基準
10	自然草原 ・高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林 ・エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ ^{ほうが} 萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林 ・クリーミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地 ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原（背の高い草原） ・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落等の背丈の低い草原
3	農耕地（樹園地） ・果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地 ・畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地・造成地等 ・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区



注) 環境省生物多様性センター「1/25,000 植生図 (GISデータ)」から作成

図 2-8 植生自然度

4 土地利用と景観

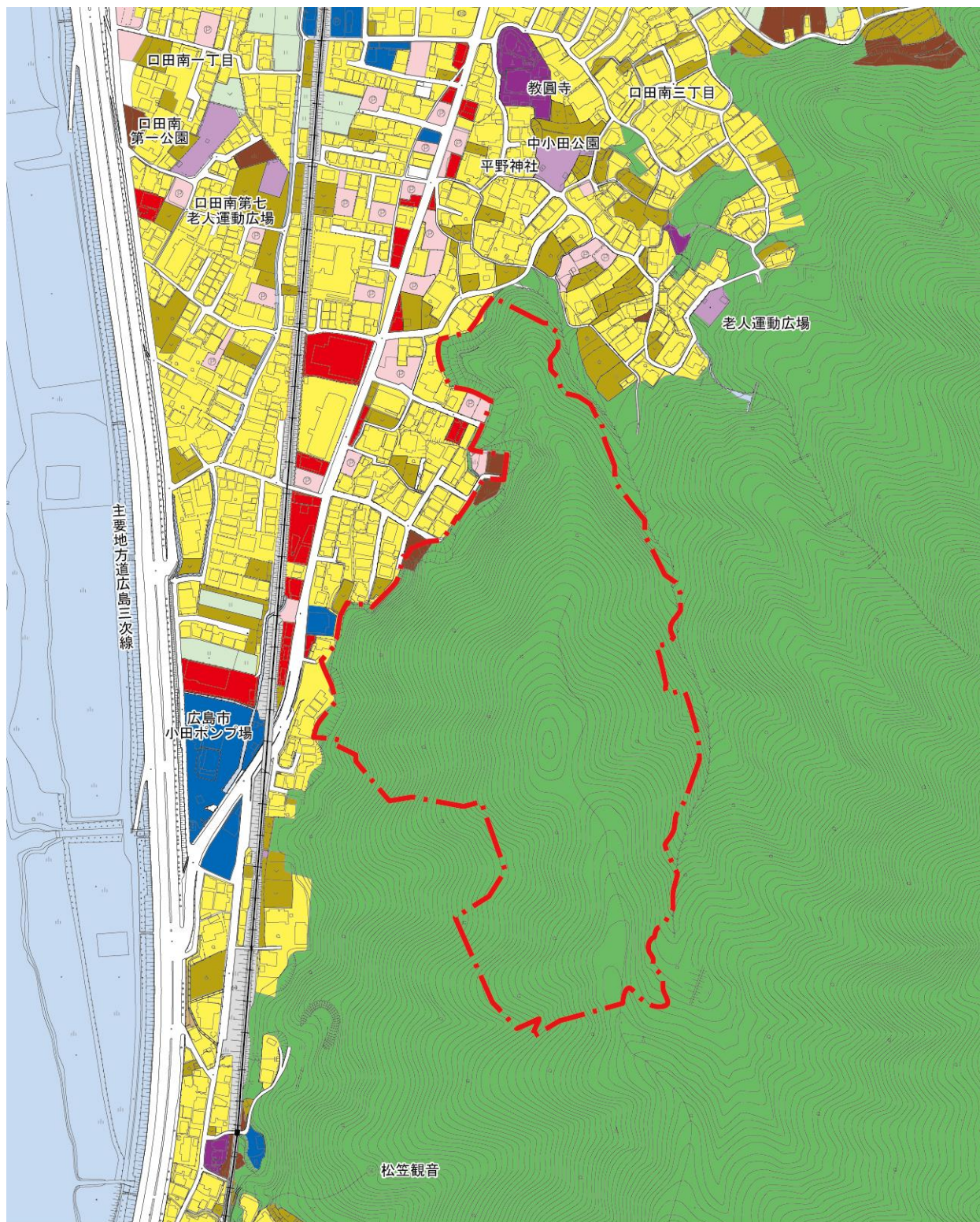
(1) 土地利用の現況

史跡指定地の土地利用は区分上山林となっているが、北西部の斜面地では急傾斜地の法面工事が行われている。また、北西部の山麓の一部ではあるが、その他の自然地（現状は農地、荒地）となっている。史跡指定地の周辺については、北西側は市街地（住宅地）が接しており、北側は山林（山地部）を介して市街地（住宅地）となり、一部農地も見られる。また、南及び東側を中心に山林が広がっている。

なお、東側の谷は山林となっているが、小田川が流れ、平成30年7月豪雨による災害で大きな被害を受け、現在、砂防堰堤整備と河川等の復旧・改良に向けた事業が行われている。

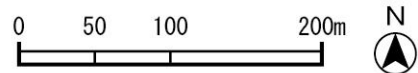
(2) 景観及び視覚的な現況

史跡指定地を中心に景観及び視覚的な現況を整理したものが25・26頁の現況写真（2020年）である。史跡指定地内においては、北側の入口付近を除き、樹林により視覚的な広がりには限定されている。その中で第1号古墳（前方後円墳）や最頂部付近の一部では、西側や南西側の市街地、山並みなどを眺望することができるが、樹林による制約が大きくなりつつある。周辺からは、西側や北側の市街地などから、古墳の位置する山地部（丘陵部など）を眺望することができるが、それはあくまで山地部（地形）とそれを覆う樹林であり、視覚的には古墳の存在を確認することはできない。



凡 例

田	住宅用地	道路用地
畑・樹園地	商業用地	交通施設用地
山林	工業用地	その他の空地
水面	公共・公益施設用地	
その他の自然地	公共空地	
		史跡指定範囲



注) 地形図と住宅地図をもとに作成

図 2-9 土地利用現況

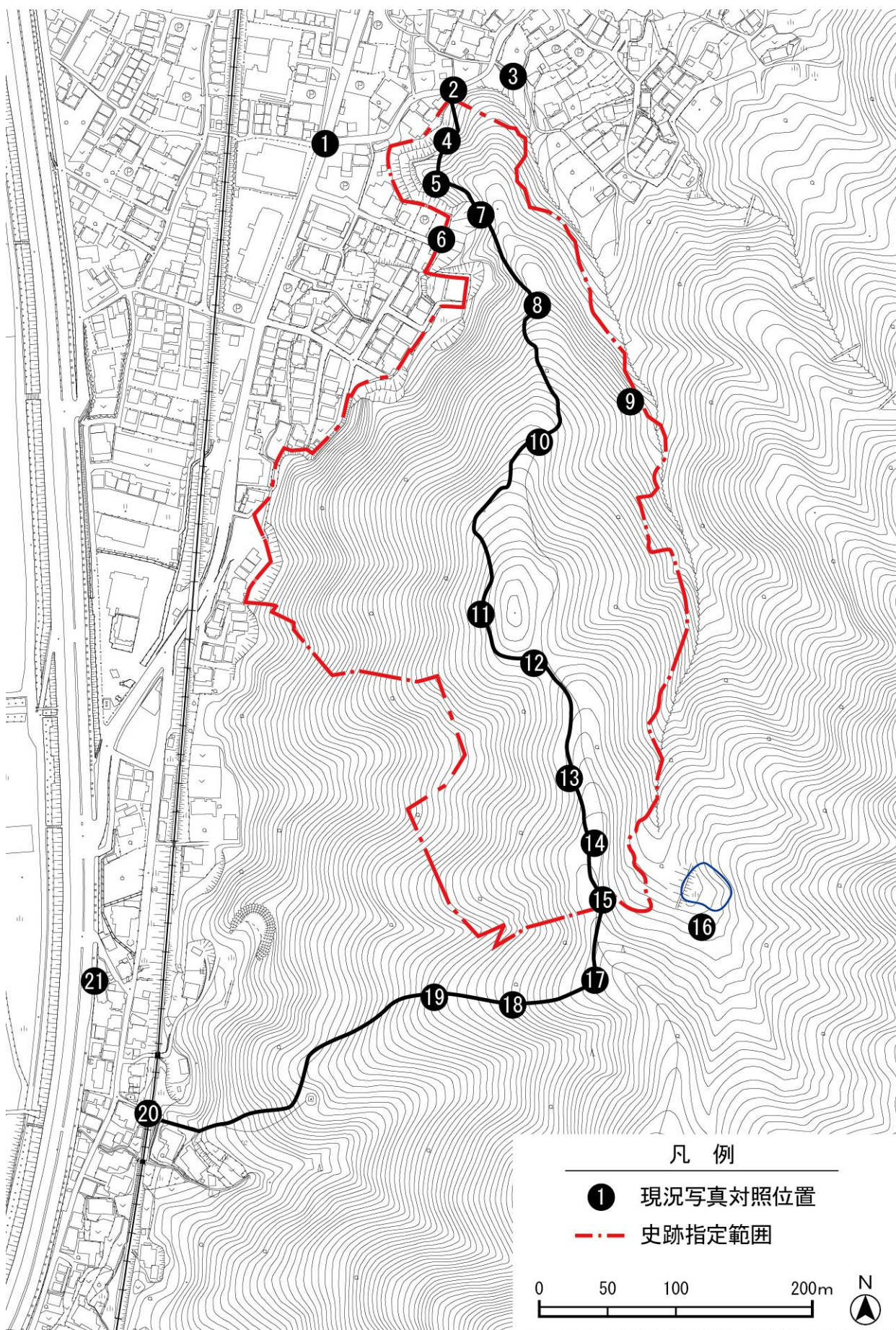


图 2-10 現況写真対照位置図

現況写真（１／２）

		
1 主要地方道広島三次線からの進入路付近	2 遊歩道入口、史跡中小田古墳群の説明板	3 砂防堰堤整備現場入口付近
		
4 遊歩道の状況	5 柵等の設置されていない傾斜地	6 急傾斜地の崩壊防止対策
		
7 単管パイプによる転落防止用の仮設柵	8 第10号古墳付近	9 砂防堰堤整備現場
		
10-1 第1号古墳 墳頂・石櫛	10-2 第1号古墳への階段	11 第4号古墳付近

現況写真（2／2）

		
12 第4号古墳付近（南側より）	13 第7号・第8号古墳付近	14 弥生時代住居跡付近
		
15-1 史跡説明板	15-2 史跡境界標	16 溜池付近（土砂災害による埋没）
		
17-1 指定地外広場からの眺望	17-2 松笠山登山道等誘導標識（四丁石標）	18 登山道の状況
		
19 松笠山登山道の状況（三丁石標）	20 松笠山登山道入口	21 下小田バス停付近からの全景

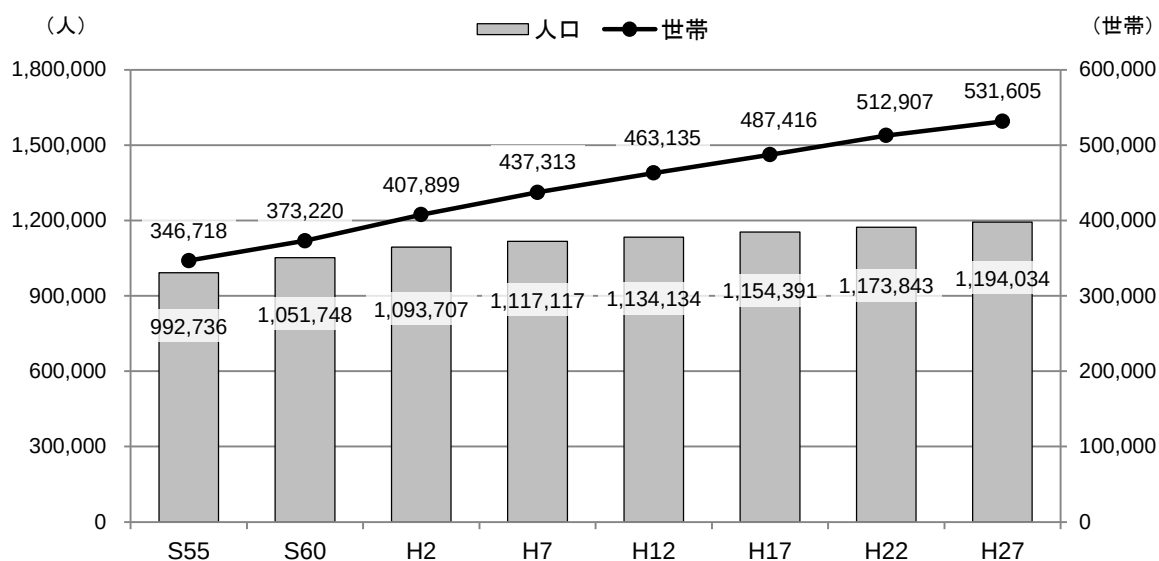
第3節 社会環境

1 人口・世帯

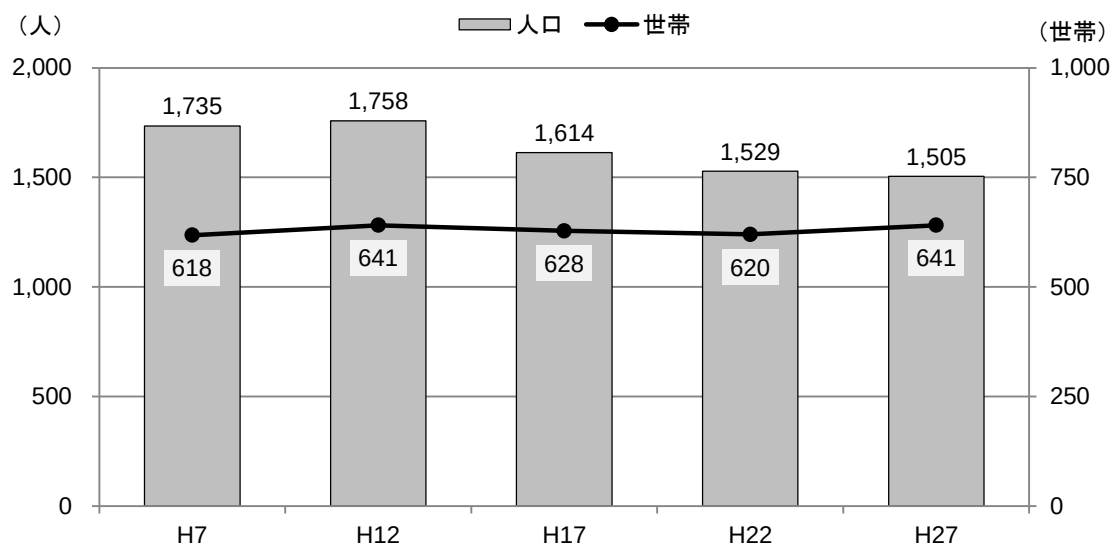
史跡の位置する口田南三丁目の人口は、平成 17(2005)年～27(2015)年の 10 年間に 109 人減少し、平成 7(1995)年からの推移で見ると平成 12(2000)年をピークに減少傾向が続いている。

一方、世帯数は横ばいであり、結果として 1 世帯当たり人員が減少していることになる（平成 17 年：2.7 人、平成 27 年：2.3 人）。

人口・世帯（広島市）



人口・世帯（口田南三丁目）



資料：総務省国勢調査

図 2-11 広島市及び口田南三丁目の人口、世帯数の推移

2 観光客数

広島市の入込観光客数は、令和元(2019)年において約1,427万人である。

平成22(2010)年からの入込観光客数の推移を見ると、平成29(2017)年までは増加傾向にあり、平成30(2018)年は豪雨災害の影響等により減少したが、令和元(2019)年には再び増加に転じている。

入込観光客数のうち外国人観光客数の推移を見ると、平成23(2011)年以降、一貫して増加傾向にあり、平成25(2013)年に50万人を突破、平成27(2015)年には100万人の万台を突破し、その後も順調に増加している。

しかし、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響で外国人を含む入込観光客数は大幅に減少するものと予想される。

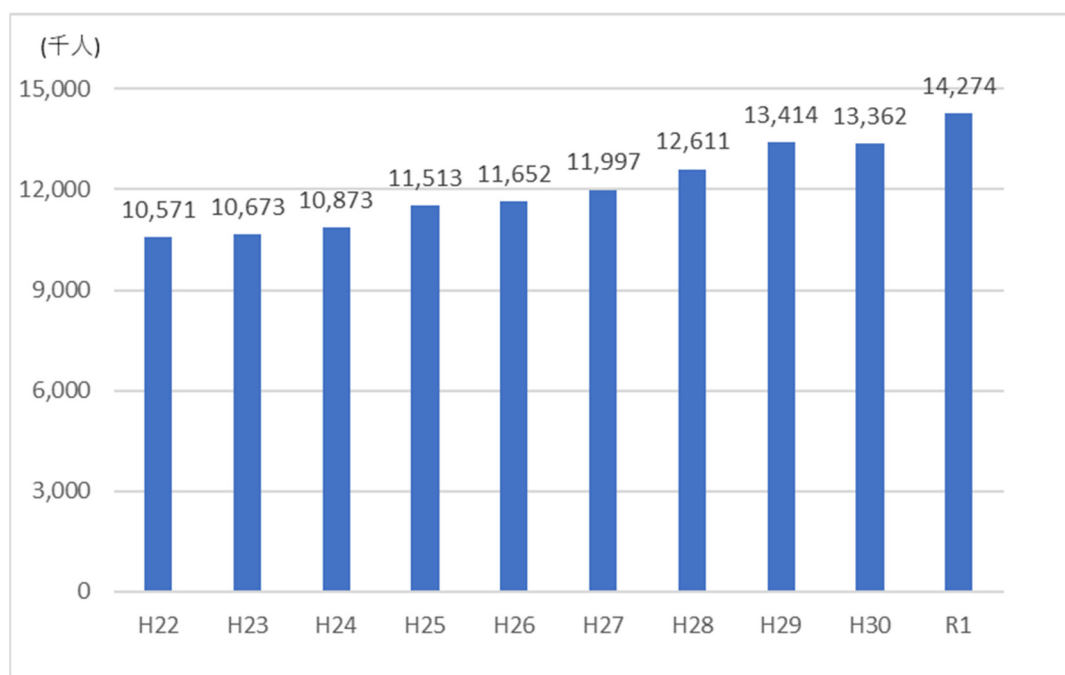


図 2-12 広島市の入込観光客数の推移

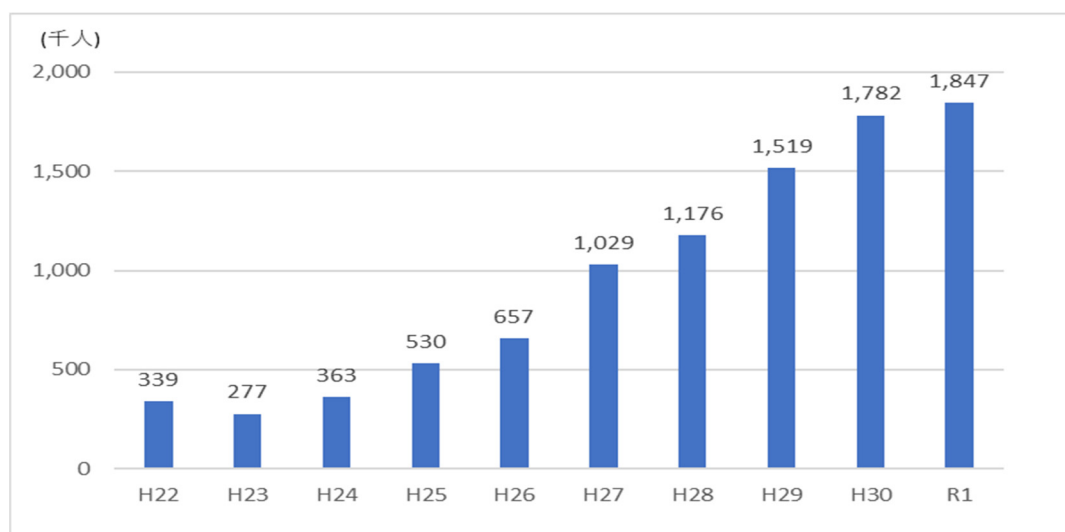


図 2-13 広島市の外国人観光客数の推移

第4節 歴史環境

1 広島市の歴史概況

●原始・古代

縄文海進以降、現在市街地化している広島市中心部は陸化してはならず、比治山などの島が点在していた。縄文時代早期の代表的な遺跡としては東区の早稲田山遺跡（潮見 1960、図 2-14⑦）がある。また、後期の代表的な遺跡としては、安芸区の矢野小学校遺跡や南区の比治山貝塚（神尾・松崎 1954）がある。弥生時代の遺跡は中小河川による沖積地を見下ろす丘陵を中心に、東区の中山貝塚（吉野 1924）をはじめ市内各地域にある。

古墳時代前期になると、口田の中小田古墳群（潮見 1980、高下 2004）、緑井の宇那木山古墳群（広島大学ほか 2003、図 2-14④）、神宮山古墳（小清水ほか 1986、図 2-14⑤）など太田川流域に前方後円墳が築造されるようになり、後期になると可部や白木などの内陸地域でも古墳が盛んにつくられるようになった。

律令制度下の地方政治は国府を中心に行われていた。律令制下の牛田荘、荘園公領制下の国衙領の姿を伝える三田郷、荘園の設置を伝える可部荘、三入荘、田門荘などの名が知られている。当時の太田川河口にほど近い祇園地区には、内陸部にあった厳島神社の荘園からの物資を運び出すための倉敷地があったという。

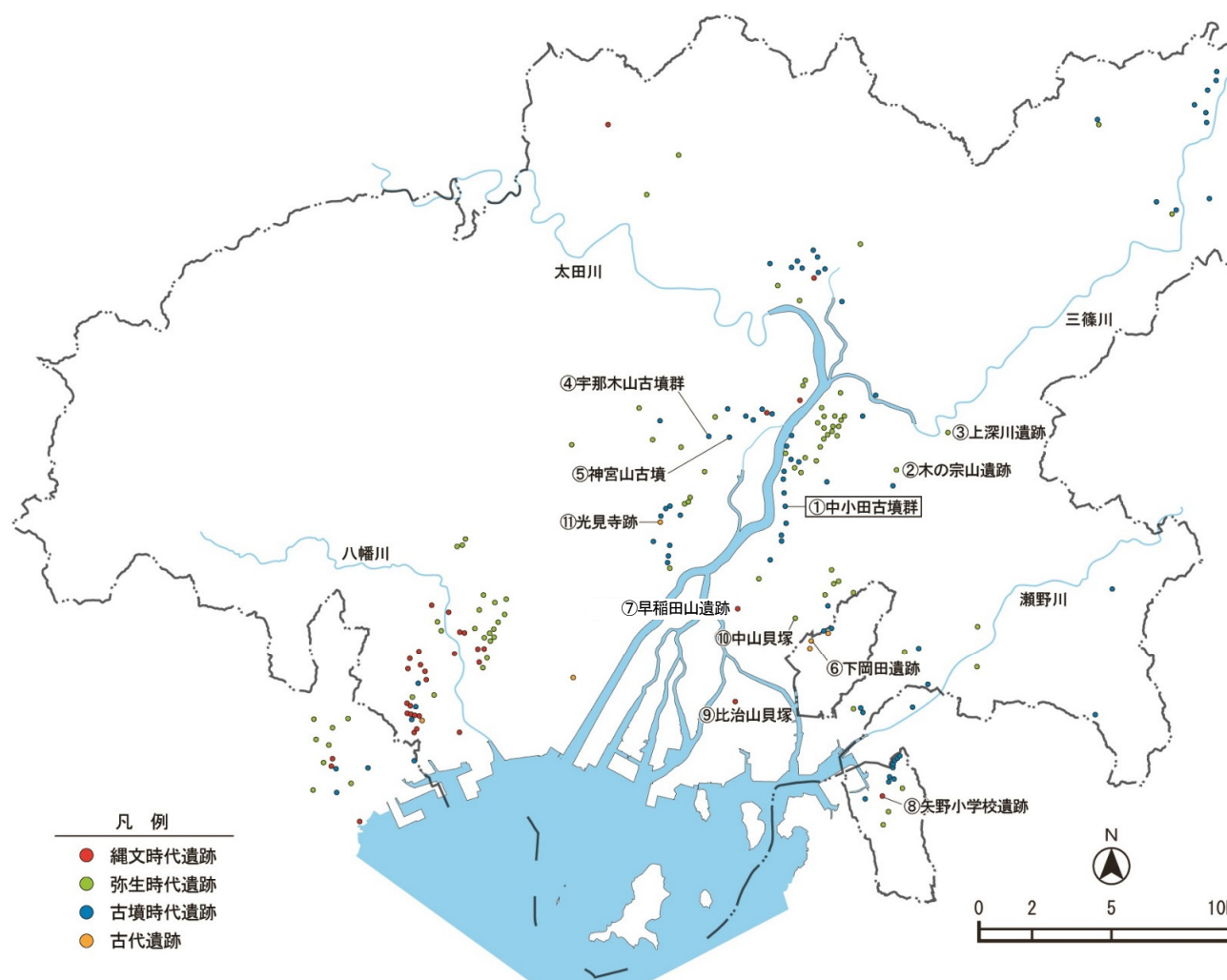


図 2-14 広島市域の遺跡分布図（広島市公文書館編「図説広島市史」より転載、一部編集）

●中世

鎌倉時代、安芸の守護に任じられた武田氏は、やがて武田山に銀山城（安佐南区）を築く。山麓の祇園・長束付近には市が立ち、寺院も建立され、政治・経済の拠点となった。武田氏は、南北朝時代末に安芸守護職を失うが、のち若狭守護職を得て惣領家は若狭に拠点を移す。一方、安芸でも室町時代を通じて安南・佐東・山県3郡を中心に守護権を保持した（河村 2010）。

安芸の武田氏は、15世紀半ばの周防大内氏・厳島神主家の攻勢にも耐え、次第に独自の行動を取るようになり、16世紀はじめには尼子氏の南下に呼応、大内氏・毛利氏と戦うが、ついに天文10（1541）年に滅亡する。広島湾頭には代わって毛利氏が勢力を伸ばし、弘治元（1555）年の厳島合戦で陶氏を破り急速に勢力を拡大する。豊臣秀吉の全国統一のなか、毛利氏は中国地方の大半を領有することになった。

この間、現在の市街地のあたりには太田川が運ぶ土砂によってデルタが形成されつつあった。内陸の吉田郡山城（安芸高田市）を本拠とした毛利氏にとって、広島湾頭はかねてより渴望の地であったが、広大な領国経営のためにも、より海陸交通の便に直結したこの地域への進出を果たすことになる。

●近世

天正17（1589）年毛利輝元は、当時五ヶ（五ヶ村）といわれた太田川デルタの上に築城を始め、この地を「広島」と命名したといわれている。その後、約2か年の歳月を費やして築城工事は一応の完成をみることとなり、天正19（1591）年、輝元は家臣を従えて入城するとともに、領内各地から職人や商人を招くなどして、京都・大坂（大阪）にならい城下町の建設を行った。

豊臣秀吉の没後、慶長5（1600）年に起こった関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元は防長2か国に移され、代わって尾張清洲（愛知県）の福島正則が芸備49万8千石の領主となった。福島氏は毛利時代に引き続き城下町の拡充を行うとともに、西国街道（山陽道）を城下に通し、雲石街道も整備した。

また、領内に検地を行い、その後の近世村落支配の基礎を固めた。

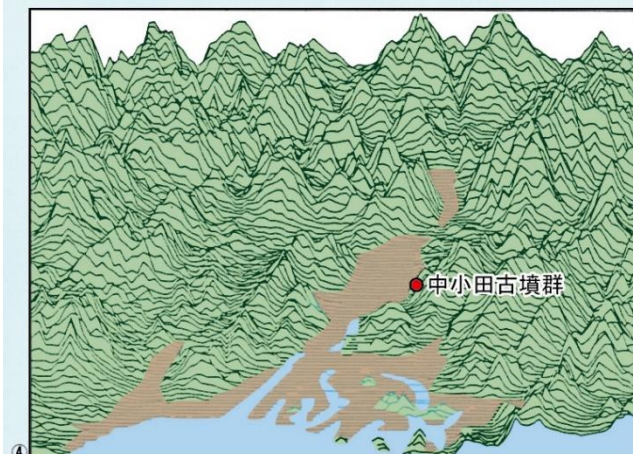
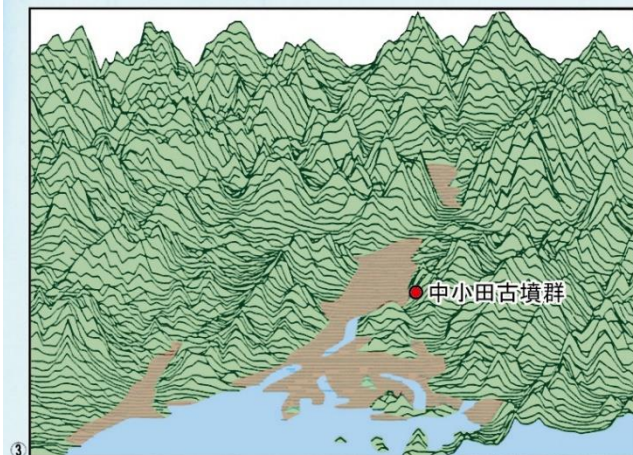
しかし、福島氏は幕府から広島城の無断修築の罪で改易され、元和5（1619）年紀州（和歌山県）から浅野長晟が安芸一国と備後8郡42万6千石を領して入城した。



図 2-15 寛永年間（1624～1643 年）広島城下絵図
（広島城蔵）

デルタの発達

陸地の海域への拡大は、地形など自然的条件を基本としながらも、築堤・排水・埋め立てなどの土木技術の進歩と土地・港湾などの需要の拡大という諸条件の一致が前提となる。四枚の地図は、コンピュータ処理により陰線を消去した三次元鳥瞰図である。建設省国土地理院作成の国土数値情報のうち、K S 一 二 四 一 データをもとに、各時代の海岸線を修正作図した。海岸線の設定は、満潮時にも水をかぶらない海拔二メートルを目安とする。なおメッシュ間隔は二五〇メートル、真南から一五度の鳥瞰である。



①古代から中世 農村の土地区画としての条里制の遺構に着目し、太田川下流低地では、祇園から戸坂あたりに設定した。古代の山陽道もそれよりやや北を横切る。広島湾岸では牛田・府中・海田などは奥深い入り海であったが、湾奥には葦の茂る州があったと思われる。

②広島城築城当時 デルタには、大小の州が発達し、一部には村落が形成されていた。中でも城の部分は大州(広い島)は最も大きく、盛り土も含めて海拔 3~4 m と比較的高いところであった。海岸線は平和大通りあたりまでで、比治山は陸続きとなっていたが、江波島・仁保島(黄金山)は沖合いの島で、湾岸では草津から古江あたりにかけてわずかに海岸低地が開け、東部では府中になお広い湿地帯が入り込み、船越から海田にかけても広く湾入していた。

③明治初期 近世において新田開発を目指した干拓地の拡大が行われ、江波山・黄金山が陸続きになり、五日市や海田湾にも干拓地が広がった。

④現在 明治以降の拡大と現況を概観できる。宇品干拓地が宇品島を結びつけ、庚午沖にも干拓地がのびた。第二次大戦時、観音・江波・吉島地先に工場・空港用地が、高度経済成長期以降、出島・仁保沖・猿猴川河岸に工業用地が、そして草津沖、海田湾に流通施設などの用地がそれぞれ造成された。

※ 灰色が拡大した陸地部分を示す。

「種生」は広島大学横平邦人、「気候」は同大学福岡義隆、「デルタの発達」は同大学情報処理センター田中章司郎の諸氏の協力をいただいた。

図 2-16 広島市域の陸地の拡大 (広島市公文書館編「図説広島市史」より転載、一部編集)

江戸時代には、広島城下の南方の干潟は次々と干拓されていき、文政8（1825）年の「^{げいはんつうし}藝藩通志」では、従来の白神・中通・新町・中島・広瀬各組の町人町のほか、新開組の村々で1万1,400石足らずの石高が把握されている。また、内海航路沿いの最大都市として、本川や元安川沿いは他国船でにぎわいをみせ、なかでも中島界限は街道沿いに大店が並ぶ商業の中心地であった。城下近郊では沿岸地域で綿が、太田川流域では苧麻・紙・竹細工・野菜、広島湾では海苔・かきなどが生産され、多くが城下に集められた後、^{かみがた}上方へ積み出された。

●近代～明治・大正・昭和戦前～

明治4（1871）年7月、新政府による廃藩置県が行われ、翌5（1872）年4月、広島城下は広島県第一大区となり、続いて明治11（1878）年11月、郡区町村編制法の実施により、広島区と改められた。次いで、明治21（1888）年4月市制町村制が公布され、翌22（1889）年4月1日、広島は全国で最初の市の一つとして市制を施行した。その時の面積は約27km²、戸数は2万3,824戸、人口は8万3,387人であった。明治22（1889）年11月には、千田貞暁県令（県知事）の努力により、明治17（1884）年9月以来、5か年に及んだ^{うじな}宇品港の築港工事が完成し、皆実新開以南、宇品島へ至る浅海は広大な陸地となった。さらに、明治27（1894）年6月には、山陽鉄道が広島まで開通した。同年8月に日清戦争が始まると、広島 - 宇品間の軍用鉄道（宇品線）が2週間余りの突貫工事により開通し、宇品港から多くの兵員・物資が戦地へ送り出された。同年9月には大本営が広島城内に移され、10月には臨時帝国議会も開かれるなど広島は臨時首都の様相を呈した。以後、明治37（1904）～38（1905）年の日露戦争により、軍関係の諸施設が次々と設置され、本市は、「軍都」としての性格を強めていった。一方で明治35（1902）年の広島高等師範学校の設置をはじめとし、広島高等工業学校、広島高等学校、広島女子専門学校、広島文理科大学などの学校が設置され、文教施設が充実していった。こうして本市は次第に中国地方における政治・経済・文教・交通の中心都市となっていく。

大正元（1912）年11月、広島電気軌道株式会社経営の市内電車が、広島駅 - 紙屋町 - 相生橋線など3路線で開通し、従来の乗合馬車に代わり市内の主要交通機関となった。市内の交通は一段と便利になり、八丁堀・紙屋町付近が城下町時代からの経済的中枢であった中島本町・堺町付近と比肩することとなり、後には、これらをしのぐ繁華街となっていく。

昭和7（1932）年、太田川の改修工事が始まり、宇品港は広島港と名を改め、翌8（1933）年には修築が始まり、昭和15（1940）年からは工業港建設と埋立地を臨海工業地帯にする事業が始まった。

●戦後・復興から現代まで

昭和20（1945）年8月6日、人類史上最初の原子爆弾が市中心部上空約600mで炸裂した。広島の街は一瞬にして焦土と化し、多くの人々の生命が奪われ、全ての都市機能は壊滅的な被害を受けた。同年末までの死者は約14万人（誤差±1万人）と推計され、生き残った人々はその後、様々な後障害に苦しめられ、その影響は今なお続いている。被爆から2年後の昭和22（1947）年に挙行された平和祭が、昭和26（1951）年からは「原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」となり、現在に引き継がれている。昭和30（1955）年には、平和記念公園内に広島平和記念資料館が開館し、原水爆禁止世界大会も開催され、名実ともに平和記念都市として、実質的な一步を踏み出した。被爆の惨状を残す原爆ドーム

は、戦後しばらくその存廃が論議されていたが、市民による保存運動を契機に、昭和41(1966)年保存が決定され、平成8(1996)年には世界遺産に登録された。核兵器廃絶と世界平和の実現を訴え続ける広島は国内外から高い関心を寄せられており、平成28(2016)年5月にはオバマ米国大統領(当時)が現職大統領としては初めて広島を訪れ、核兵器廃絶に向けた歴史的な一歩となった。また、平成29(2017)年7月核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)などの活動の成果により、核兵器禁止条約が122か国の賛成により国連で採択され、令和3(2021)年1月に発効した。広島市長が会長を務める平和首長会議もこの条約の早期締結等を求める活動を行っている。

都市の復興面では、昭和24(1949)年8月6日に公布された「広島平和記念都市建設法」により、道路・橋梁・住宅などの整備が本格的に進むこととなり、基町地区や段原地区などでの再開発事業が行われた。また、広島駅周辺においても、南口Aブロックの開発を皮切りに、平成21(2009)年3月の広島市民球場(マツダスタジアム)の完成を契機に再開発が一挙に加速し、平成29(2017)年に隣接するBブロック、Cブロックの再開発が完了して新たなにぎわいをみせている。

交通網の整備では、高度成長期に入り、昭和36(1961)年に広島空港(現広島ヘリポート)が開港、39(1964)年の山陽本線全線電化開通、41(1966)年の国道2号新広島バイパス開通、50(1975)年の山陽新幹線の全線開通、平成6(1994)年には新交通システム(アストラムライン)が開通するなど交通基盤の整備が進み、広島都市圏が形成された。

戦後、市町村が所管する事務の増大に伴い、その能率的処理等のため町村合併は全国的機運になり、広島市においても昭和30(1955)年4月安芸郡戸坂村との合併を皮切りに、昭和55(1980)年の政令指定都市指定を経て、平成17(2005)年4月の佐伯郡湯来町の編入合併に至るまで多数の合併が行われ、現在人口119万人を超える都市となっている。

政令指定都市移行後、広域生活圏の住民に供する文化・スポーツ施設が順次整備され、平成6(1994)年には、地方都市としてははじめてアジア競技大会が開催された。

2 中小田古墳群を取り巻く歴史環境

(1) 縄文時代

縄文海進以降、現在市街地化している広島市中心部は陸化してはならず、比治山などの島が点在していた。縄文時代早期の代表的な遺跡としては東区の早稲田山遺跡(図2-14⑦)がある。現在の早稲田神社の丘陵西斜面より多量の無文厚手土器、山形及び楕円の押型文土器や打製石器類が出土した(潮見1960)。後期の代表的な遺跡としては、安芸区の矢野小学校遺跡(図2-14⑧)や南区の比治山貝塚(図2-14⑨)がある。矢野小学校遺跡は矢野川の形成した小扇状地の中央に位置し、標高約9mの地点にある。遺跡は同校校庭の拡張工事中に発見されたもので、後期中津式土器や弥生土器なども出土した。また、比治山貝塚は比治山南麓の往時の汀線付近に形成されたハマグリ・カキ・アサリなどよりなる貝塚で、多くの縄文土器も出土した(河瀬1979)。

(2) 弥生時代

弥生時代前期の主要な遺跡としては、東区の中山貝塚(図2-14⑩)が知られている。中山貝塚は中山稲生神社の丘陵南斜面にある。弥生時代の貝塚としては比較的大規模な

もので、カキ・ハマグリ・アサリなどの海産貝類をもって形成されている。また、中期の遺跡は弘住遺跡、大明地遺跡（妹尾 1987、図 2-17 の 9）、狐ヶ城遺跡（小都 1977、図 2-17 の 26）などに限定されており、後期以降に増加する傾向を読み取ることができる。発掘調査が行われた弥生時代後期の集落遺跡を見てみると、概ね標高 50～70m の低丘陵尾根上に、数基の堅穴式住居が検出されることから、3、4 戸を一単位とする小さな集団が形成されていたようである（河瀬 1979）。弥生時代後期には、太田川が度々氾濫してその流路を変えており、耕作に適した沖積低地が広がらず、生産力もあまり向上しなかったものと考えられる。むしろ、その支流となる小河川が流れる谷あいを耕地とし、そこを眼下に見下ろすような、丘陵緩斜面上に集落が形成される傾向にある。

また、弥生時代終末期、太田川東岸の口田・高陽の低丘陵上では、河原石を使用した堅穴式石槨に類似する埋葬施設を持つ墳墓群（西願寺遺跡群（金井 1974、図 2-17 の 10）、西願寺北遺跡（石田 1991、図 2-17 の 11）、梨ヶ谷遺跡 B 地点（荒川 1998、図 2-17 の 12））が集中して認められる。これらの首長墳墓から、後述する弘住第 3 号古墳（図 2-17 の 6）を経て中小田第 1 号古墳に続く様相をみることができる。

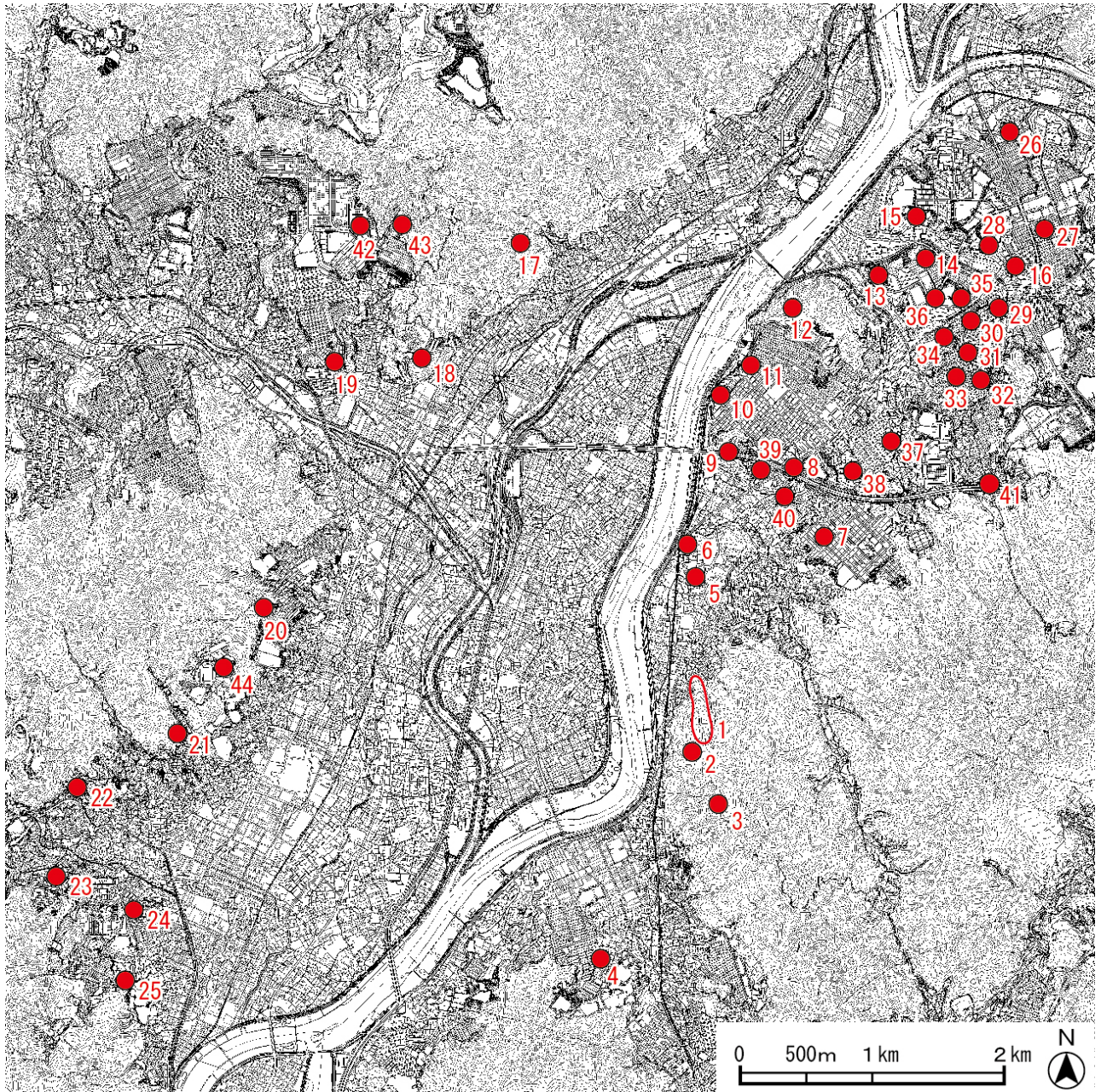
おおよそ古墳時代初頭頃までは、丘陵尾根・緩斜面上が居住地として利用されているが、それ以降は古墳の造営地となっていく。

（3）古墳時代

中小田第 1 号古墳と同じ古墳時代前期に築造されたものとしては、太田川東岸側では弘住第 3 号古墳（石田 1983）、弘住第 1 号古墳（石田 1983）、大明地第 1 号古墳、山武士塚第 1 号古墳（石井・角田 1995、図 2-17 の 2）などがある。このうち弘住第 3 号古墳は直径約 25m の円丘に東西方向に幅 5 m の突出部が付く特殊な墳丘形態を持つ。埋葬施設は内法全長約 2.7m・幅 1.2m の堅穴式石槨である。石槨内から槍 1、刀子状鉄製品 1、鉄鏃形鉄製品 1、大型鉄鏃 4、類銅鏃形鉄鏃 26、猪 6、鉄斧 1、鉈 2 が出土した。石槨上に供献された土師器から、中小田第 1 号古墳に先行する 3 世紀後半に築造されたものと考えられ、太田川下流域では最古段階の古墳といえる。

中小田第 1 号古墳に後続するのが中小田古墳群と同一丘陵に位置する山武士塚第 1 号古墳である。山武士塚第 1 号古墳は全長 33m の前方後円墳で、後円部には全長 3.7m・幅 1.1m の堅穴式石槨が造られていた。山武士塚第 1 号古墳に続く首長墓としては、4 世紀末頃と推定される全長 42m の前方後円墳である東区長尾第 1 号古墳（図 2-17 の 4）が続くのではないかと推定される（村田・高下 2001）。その後 5 世紀以降、太田川下流域においては目立った規模の古墳はみられなくなり、直径 30m 以下の小規模古墳が小単位毎に築造される傾向にあるようである。つまり、上小田古墳（図 2-17 の 5）、山手古墳群（小都・脇坂 1977、図 2-17 の 14）、真亀第 1・2 号古墳（中田・松村 1977）、恵下古墳群（中田 1977、図 2-17 の 15）、道川古墳群（石田 1982、図 2-17 の 7）、大明地第 2・3 号古墳（妹尾 1987）、大久保古墳（妹尾 1987、図 2-17 の 8）、地藏堂山古墳群（松村 1977、図 2-17 の 13）、諸木古墳（檜垣 1977、図 2-17 の 16）などが連綿と造営されることになる。上小田古墳は組合式石棺を埋葬施設とする直径 25m の円墳で、床面に玉砂利を敷いた棺内から鉄剣 1、鉄刀 1、鎌 1、鉄斧 1、棺外から鉄剣 1、鉄斧 1 が出土しており、5 世紀初頭頃に築造されたと考えられる（本村 1960）。地藏堂山第 1 号古墳は

もつかんじきそう
木棺直葬の17m×14m・高さ約3mの方墳で、墓壇内から素環頭大刀1、鉄刀1、鑄造
鉄斧2、刀子1、鉸具1、鉄鏃1、針1、U字形鋤もしくは鍬先1、鎌1、有孔円板15
が、周溝から銚1が出土しており、5世紀前半頃の築造と推定される（松村1977）。



- 1 中小田古墳群 2 山武士塚古墳群 3 湯釜古墳 4 長尾古墳群 5 上小田古墳 6 弘住古墳群
7 道川古墳群 8 大久保古墳 9 大明地遺跡 10 西願寺遺跡群 11 西願寺北遺跡 12 梨ヶ谷遺跡
13 地藏堂山古墳群 14 山手古墳群 15 恵下古墳群 16 諸木古墳 17 宇那木山古墳群 18 神宮山古墳
19 白山古墳群 20 大町七九谷遺跡群 21 三王原古墳 22 寺山古墳群 23 空長古墳群 24 池の内古墳群
25 権地古墳 26 狐ヶ城遺跡群 27 西山・北山遺跡群 28 寺迫遺跡 29 末光C地点遺跡 30 末光A地点遺跡
31 末光D地点遺跡 32 末光B地点遺跡 33 末光E地点遺跡 34 岩の上山田遺跡 35 大井遺跡群
36 金平遺跡 37 城前遺跡 38 高陽台A地点遺跡 39 大久保遺跡 40 中矢口遺跡 41 金川遺跡
42 毘沙門台遺跡 43 毘沙門台東遺跡 44 広島経済大学構内遺跡群

図2-17 中小田古墳群周辺の遺跡分布状況

太田川西岸側には、同時期の前方後円墳として宇那木山第2号古墳（広島大学ほか2003、図2-17の17）、神宮山第1号古墳（小清水1986、図2-17の18）などがある。宇那木山第2号古墳は全長約40mで、後円部には2基の埋葬施設が造られており、中央の竪穴式石槨からは仿製珠文鏡^{ほうせいしゅもんきょう}1、槍1、鉄剣1、鉄斧1、鉞1が出土した。また、北側の竪穴式石槨からは船載画文帯神獸鏡^{はくさいがもんたいしんじゅうきょう}1が出土した。墳丘覆土から土師器が出土しており、4世紀前半の築造と考えられている（広島大学2002）。なお、この古墳の墳丘形態と東岸の弘住第1号古墳が類似することから、弘住第1号古墳の築造時期を4世紀前半まで遡らせる考え方もある。神宮山第1号古墳は全長約20mで、後円部に3基の竪穴式石槨が造られている。そのひとつからは内行花文鏡^{ないこうかもんきょう}の破片が見つかり、4世紀中頃の築造と推定された（小清水ほか1986）。これら太田川西岸の古墳と、東岸にある中小田第1号古墳との関係は不明であるが、東岸側には前代から首長墓が連続して営まれた様相をたどれるという優位性が認められる。しかし、5世紀以降、東広島市の三ッ城古墳に比肩するだけの墳丘規模を持つ古墳が造営されなかったことからすると、次第にその勢力を失っていったものと推測される。

この後、西岸側では大町七九谷古墳^{おおまちしちくだに}（村田1999、図2-17の20）、白山第1号古墳（鹿見ほか1973、図2-17の19）、三王原古墳^{さんのうばら}（中田1973、図2-17の21）、池の内第2号古墳（池の内第2号古墳発掘調査団1985、図2-17の24）、空長第1号古墳^{そらなが}（石田1978、図2-17の23）、寺山第3号古墳（高下1997、図2-17の22）などが造営される。三王原古墳は円墳であつたらしく、ここからは獣形鏡1、鉄製短甲1、鉄刀1、鉄剣4、鉄鉞2、鉄鎚1、鉄鏃10、玉類10、馬具飾金具などが出土した。空長第1号古墳からは、鉄剣1、蛇行剣形鉄製品1、金銅製三輪玉、滑石製有孔円盤1、ガラス小玉11、銚^{かすがい}5が出土した。白山第1号古墳は箱形石棺を埋葬施設とし、短甲などが出土したらしい（藤澤2020）。いずれにしても、いくつか鉄製品を大量に副葬する古墳が認められる。なお、東岸の中小田第2号古墳でも、小規模ではありながらも竪穴式石槨を埋葬施設とし、副葬品も傑出した内容を誇っており、それまで首長墓の系譜が追えた同一丘陵上に継続的に造営されていることから見ても、太田川下流域での優位を引き続き保ち得たものと考えられる。

その後、古墳時代後期には、中小田第1号古墳南側700mに湯釜古墳^{ゆがま}（図2-17の3）が造営された。全長約28mの前方後方墳と思われる。初期の横穴式石室を埋葬施設としており、6世紀前半と考えられる（妹尾1985）。後記古墳の副葬品については、中国から船載された鏡などにかわって玉類・耳環などの装身具、馬具・多量の供献用の土器類が多くなり、死後の生活を想定した葬送品が主要な位置を占めるようになる。

（4）古墳時代より以降、近世まで

古墳時代後期の6世紀後半頃、大和政権では、政権中枢の豪族がそれぞれの職務に応じて人々を伴^{とも}や部^べとして組織する伴造^{とものみやつこ}制や、地域の豪族にその地を治めさせる国造^{くにのみやつこ}制などが行われていた。安芸地域には阿岐国造^{あき}がおかれ、凡直^{おおしのあた}を姓とする一族がその任についていたようである。一方、人々は部に編成されてさまざまな生産物の貢進や労役の提供にあたった。太田川下流域から広島湾周辺では、佐伯部・大伴部^{わかさ}・若桜部^{いおき}・伊福部などの名が、後世の人名や郷名として伝わる。さらに、政権直轄地の屯倉^{みやけ}で

は過戸廬城部屯倉が知られ、後の佐伯郡伊福郷（安佐南区祇園付近と推定）はその遺名かと推測されている（福尾 1980）。国造のもとにあった地域の有力者たちは、大和政権とも関わりつつ成長を続け、中小の古墳が数多く築かれた時期であった。

7世紀になると、国際的緊張のもと中国の政治制度に学び、律令国家形成への歩みが始まる。大化2(646)年の「改新の^{みことのり}詔」にはなお疑問なところもあるが、まもなく国造の支配地域を分けて、^{こおり}評（大宝令では郡）を設け、戸籍を作成して50戸で1里（のち郷）とし、国一郡一里の行政区画による人々の把握が実現した。租・調・庸など統一的な租税制度も行われるようになった。国には、都から国司が派遣されて統治にあたったが、郡の行政を担う郡司はもとの国造一族から選ばれるなど、当初はなお伝統的な豪族に依存する体制であった。しかし、郡司も次第に地方の官吏と化し、かつてその支配下にあった人々は戸籍に編成され、国家による統一的な支配が行われる。各国には、国司が執務する国庁が置かれ、国府が設定された（西別府 1999）。安芸国府は、『倭名類聚抄』に「国府在安芸郡」とあることから平安時代には安芸郡府中町に位置したようであるが、奈良時代には国分寺が造営された東広島市西条町に置かれたという説もある。なお、中小田古墳群が築かれた地域は、奈良・平安時代には安芸郡の幡良（原）郷もしくは田門郷周辺にあたるようである（佐竹 1989）。

さて、以上のような律令国家成立への歩みの中で古墳の築造は衰退し、7世紀とくにその中葉以降には、かわって仏教寺院の建立が盛んになった（河瀬 1979・1989）。安芸国でも奈良時代までの寺院跡と推測される遺跡が5、6か所知られており、太田川流域では中小田古墳群の対岸に位置する^{こうけんじ}光見寺跡（安佐南区山本、図2-14⑪）が、その立地や出土瓦の特徴から注目される（妹尾 2016）。

やがて、律令国家の公地公民制は、養老7(723)年の^{さんぜいっしん}三世一身法、天平15(743)年の^{こん}墾田永年私財法の施行などを経て変質し、平安時代には、戸籍に頼らず田地を課税の対象とし、名という徴税単位を設けて有力農民に耕作を請け負わせるようになった。さらに、^{あんらくじゅいん}荘園公領制へと移行する中で、久寿2(1155)年8月、先の田門郷は安楽寿院領の田門荘として立荘された。

鎌倉時代になると、鎌倉幕府が任命した守護・地頭が勢力を拡大し、しだいに荘園や国衙領（公領）を圧迫するようになる。守護は地頭を被官化しつつ国衙の支配機能そのものをも吸収していく。安芸国では、武田氏が守護に任じられたが、国人領主と呼ばれる在地領主層の結束が強く、また南北朝期末には安芸一国の守護職を失い、後に若狭守護職を得るが、安芸では安南・佐東・山県3郡中心の分郡守護にとどまった。

一方、隣国の周防大内氏が安芸に進出し、その支援を受けた厳島神主家と武田氏は所領を争い、長祿元(1457)年には大内勢に銀山城を攻撃され、己斐城の戸坂播磨守が戦死した。戦国時代には、出雲の尼子氏が強大化するなか、安芸に下った武田元繁が山県郡有田城の奪還戦で毛利氏と戦って戦死している。その後の安芸武田氏は、尼子氏を頼って大内氏の圧迫に対抗し、大永7(1527)年には押し寄せた大内勢と松笠山で戦い、天文8(1539)年には戸坂でも戦っている。

室町・戦国時代を通じてこの地域では度々合戦があり、中小田古墳群の第2号～第4号古墳を改変して築かれた山城は、そのような厳しい情勢を背景に築かれたものと考えられる。やがて、尼子氏が天文9年の吉田郡山城攻略に失敗し敗走すると、翌年には武田氏家臣団も銀山城を明け渡し、安芸武田氏は滅亡した。

その後この地域一帯は大内氏滅亡を経て毛利氏の所領となり、広島築城の頃には輝元の直轄領も設けられた（藤井・松浦 1979）。

中小田古墳群が位置する小田地区は、元和 5 年の安芸国知行帳に、安北郡のうち小田・やくち村、村高 1,067 石 9 斗 5 升とあり、翌年に三原浅野家（家老）知行地にされた際には、小田村 507 石、矢口村 560 石 9 斗 5 升と独立している（鈴木 1979）。安北郡は寛文 4 年の郡名改称で高宮郡となる。三原浅野家の知行地は、主に御調郡など備後地域に設定されているので、この両村は特に広島城下への利便性に配慮されたものであろう。この地域の水陸交通上の重要性を示すもので、幕末まで三原浅野家の知行地であった。

【引用・参考文献】

- 有元正雄 1989 「一 自治の成立と市域の拡大～三 市民生活と文化」『図説広島市史』概説編近代 広島市
- 荒川正己編 1998 『梨ヶ谷遺跡発掘調査報告』財団法人広島市歴史科学教育事業団
- 池の内第 2 号古墳発掘調査団 1985 『池の内第 2 号古墳発掘調査現地説明会資料』
- 石井隆博・角田徳幸 1995 『山武士塚古墳群の測量調査』『芸備』第 24 集 芸備友の会
- 石田彰紀編 1978 『空長古墳群発掘調査報告書』（広島市の文化財第 13 集）広島市教育委員会
- 石田彰紀編 1982 『高陽台遺跡群発掘調査報告』（広島市の文化財第 21 集）広島市教育委員会
- 石田彰紀編 1983 『弘住遺跡発掘調査報告』（広島市の文化財第 25 集）広島市教育委員会
- 石田彰紀 1991 「中山の歴史のあけぼの」『中山村史』広島市
- 宇吹 暁 1989 「五 戦争の時代」『図説広島市史』概説編近代 広島市
- 宇吹 暁 1989 「一 復興と原爆問題・二 平和都市に向けて」『図説広島市史』概説編現代 広島市
- 小都 隆・脇坂光彦 1977 「IV 調査の軌跡 4 山手遺跡群」金井亀喜編『高陽新住宅市街地開発事業地内埋蔵文化財発掘調査報告』広島県教育委員会
- 角重 始 1989 「一 中世前期の安芸」『図説広島市史』概説編中世 広島市
- 金井亀喜編 1974 『西願寺遺跡群』広島県教育委員会
- 神尾明正 1954 「広島市比治山貝塚」『史前学雑誌』10 の 2
- 河瀬正利 1979 「歴史のあけぼの」『高陽町史』第一章 広島市
- 河瀬正利 1989 「古墳時代」『図説広島市史』概説編原始・古代三 広島市
- 河村昭一 2010 『安芸武田氏』戎光祥出版
- 高下洋一編 1997 『寺山遺跡発掘調査報告』財団法人広島市歴史科学教育事業団
- 高下洋一編 2004 『史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告』財団法人広島市文化財団
- 小清水圭子・須藤敦子・妹尾有規子・中摩浩太郎 1986 「神宮山第 1 号古墳・第 3 号古墳の測量調査成果報告」『続トレンチ』第 6 巻第 4 号 広島大学文学部考古学研究室続トレンチ編集委員会
- 佐竹 昭 1989 「古代の安芸」『図説広島市史』概説編原始・古代四 広島市
- 潮見 浩 1960 『広島市牛田町早稲田山遺跡の発掘調査報告』（「広島考古学研究」第 2 号）
- 潮見 浩編 1980 「中小田古墳群」（広島市の文化財第 16 集）広島市教育委員会
- 鹿見啓太郎ほか 1973 『白山城跡発掘調査報告』広島県教育委員会
- 下村彦一ほか 1961 「広島市周辺の遺跡と遺物」『新修広島市史』第 1 巻総説編 広島市
- 鈴木幸夫 1979 「近世村落の成立」『高陽町史』第三章第一節 2 広島市
- 妹尾周三 1985 「広島市安佐北区湯釜古墳について」『芸備』第 16 集 芸備友の会

妹尾周三 1987「大明地古墳群」植田千佳穂・妹尾周三編『山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』(Ⅳ) 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター

妹尾周三 1987「大久保古墳」植田千佳穂・妹尾周三編『山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』(Ⅳ) 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター

妹尾周三 2016「西瀬戸内に伝わった山田寺式軒丸瓦」『考古学研究』63-2

谷山正道 1989「一 近世の序幕・二 藩体制の確立と領国経済」『図説広島市史』概説編近世広島市

時野谷勝ほか 1961「東国武士の西遷と地方の制圧」『新修広島市史』第1巻総説編 広島市

時野谷勝ほか 1961「南北朝時代の広島湾頭」『新修広島市史』第1巻総説編 広島市

時野谷勝ほか 1961「広島築城と城下町建設」『新修広島市史』第1巻総説編 広島市

中田 昭 1973「広島市祇園町三王原古墳について」『芸備』第1集 芸備友の会

中田 昭 1977「恵下古墳群」金井亀喜編『高陽新住宅市街地開発事業地内埋蔵文化財発掘調査報告』広島県教育委員会

中田 昭・松村昌彦 1977「真亀第1号・第2号古墳」金井亀喜編『高陽新住宅市街地開発事業地内埋蔵文化財発掘調査報告』広島県教育委員会

西別府元日 1999「古代国家と芸備の民衆」岸田裕之編『広島県の歴史』2章 山川出版社

桧垣栄次・佐伯邦芳 1977「Ⅳ 調査の遺跡 8 諸木遺跡群」金井亀喜編『高陽新住宅市街地開発事業地内埋蔵文化財発掘調査報告』広島県教育委員会

広島大学大学院文学研究科考古学研究室 2002『宇那木山第2号古墳発掘調査報告会資料』

広島大学大学院文学研究科考古学研究室・財団法人ひと・まちネットワーク広島市佐東公民館 2003『安芸の古墳文化探訪～1700年前の広島にタイムスリップ～』

福尾猛市郎 1980『広島県史 原始古代』Ⅳ四～五・Ⅴ一～三 広島県

藤澤昌弘 2020「広島市白山第1号古墳出土の短甲について」『広島大学大学院文学研究科 考古学研究室紀要』第11号 広島大学大学院文学研究科考古学研究室

藤井 昭・松浦義則 1979「古代・中世の高陽町域」『高陽町史』第二章 広島市

松崎寿和「広島市比治山貝塚」『広島県史蹟名勝天然記念物調査報告』第6集 広島県

松村昌彦 1977「Ⅳ 調査の遺跡 1 地藏堂山古墳群」金井亀喜編『高陽新住宅市街地開発事業地内埋蔵文化財発掘調査報告』広島県教育委員会

村田亜紀夫編 1999『大町七九谷遺跡群』財団法人広島市文化財団

村田亜紀夫・高下洋一 2001『長尾古墳群発掘調査報告』広島市教育委員会

本村豪章 1960「広島県安佐郡高陽町上小田古墳調査報告」『広島考古研究』第2号 広島考古研究会

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

中小田古墳群については昭和 36（1961）年に、地元の中学生在が中国製三角縁神獣鏡や玉類を発見したことをきっかけに、同年に広島大学の学生等により、第1号古墳、第2号古墳、及び第9号古墳の発掘調査が実施された。

その後、昭和 40 年代後半に本市安佐市民病院の開設に向けて、文教女子大学付属高等学校用地が候補地となったことを受け、同高等学校を運営する学校法人武田学園がその移転地として中小田地区の用地買収を開始した。昭和 49(1974)年 5 月に、同学園が学校整備のために広島県教育委員会に対し、文化財の有無並びに取扱いについて文書照会を行ったことを受け、広島県教育委員会は中小田地区の分布調査を実施した。その調査結果を踏まえ、広島県教育委員会は同学園に対し、中小田古墳群保存のため学校建設の計画変更を申し入れるも不調に終わり、同学園は文化庁長官に対し、学校建設を目的とした埋蔵文化財包蔵地の発掘届を提出した。これを受け、同年 9 月に、文化庁は同学園に対し、学校建設を前提とした発掘調査を認可した。ほぼ同じ頃に、日本考古学協会や市民団体の「中小田古墳」を守る会から、文化庁、広島県教育委員会、及び広島市教育委員会に対し、中小田古墳群の度重なる保存要望が出され、同年 11 月には、「中小田古墳」を守る会から広島市議会に対し、中小田古墳群の保存についての請願が提出され、受理された（藤野 1980）。こうした中、昭和 50(1975)年 2 月に開催された広島市文化財審議会において、中小田古墳群は現状保存すべき遺跡である旨の見解が出され、同年 4 月には「中小田古墳」を守る会が広島市教育長に対し、中小田古墳群の保存要望書を提出した。中小田古墳群保存の機運が高まりを見せる中で、学校法人武田学園は中小田地区での学校建設を断念し、中小田古墳群の史跡指定を要望する意向を固め、同年 7 月に広島市教育委員会に対し、史跡指定についての照会を行った。こうした状況の変化の中で、昭和 53(1978)年 6 月、文化庁が広島県教育委員会、広島市教育委員会、及び学校法人武田学園の三者で保存に関する協議を行うよう指示したことを受け、広島市教育委員会は同年 7 月に、広島県教育委員会、及び学校法人武田学園三者と協議を行い、中小田古墳群の範囲・内容を把握するための発掘調査を翌年度に実施することで合意した。この協議結果を受け、昭和 54(1979)年 9 月から、広島市教育委員会が広島県教育委員会及び広島大学文学部考古学研究室の協力を得て発掘調査を実施した。その調査結果を踏まえ、昭和 55(1980)年 5 月に、広島市教育委員会は広島県教育委員会、及び学校法人武田学園三者と中小田古墳群の史跡指定申請について協議を行っているが、昭和 52(1977)年 11 月に、学校法人武田学園が文教女子大学付属高等学校跡地の売買代金の支払いをめぐり、広島市土地開発公社を提訴したこともあり、昭和 61(1986)年 5 月に両者の和解が成立するまでの間、史跡指定に向けた動きは停滞した。

和解成立後の昭和 62(1987)年 4 月から平成元(1989)年 3 月にかけて、広島市教育委員会は中小田古墳群の保存、活用に向けた整備の基本的方針を検討するため、有識者で構成される中小田古墳群基礎調査委員会を設置の上、中小田古墳群の基礎調査を実施した。その結果、中小田古墳群が国史跡クラスの遺跡であり、これを保存・整備する必要があること、保存・整備にあたっては、国の史跡に指定し、史跡公園的に整備することが望ましいことが改めて認識された。広島市教育委員会はこの基礎調査の成果を踏まえ、平成 2(1990)年 3 月には「中小田古墳群整備基本構想」を策定した。この後、広島市教育

委員会は史跡指定に向けて、中小田古墳群の地権者調査や史跡指定予定範囲の地形測量、地元説明会を実施した上で、平成6(1994)年12月に、文化庁に史跡指定申請書を提出した。平成7(1995)年11月の文化財保護審議会からの史跡指定の答申を経て、平成8(1996)年11月11日に中小田古墳群が国の史跡に指定されることとなり、同日付け官報に告示(本章第2節「1 指定告示」を参照)された。

【引用・参考文献】

藤野次史 1980「広島市中小田古墳群の保存運動とその展望」『考古学研究』第27巻第3号

第2節 指定の状況

1 指定告示

平成8(1996)年11月11日付けの官報において、文部省告示第192号により、次のように史跡指定が告示されている。

○文部省告示第191号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成8年11月11日 文部大臣 小杉 隆

名 称：中小田古墳群

所在地 地域：広島県広島市安佐北区口田南町字胡磨^{ごまがたに}ヶ谷

2001番ノ3、2001番ノ4、2001番ノ5、2001番ノ6、2001番ノ7、2001番ノ8、2001番ノ9、2015番ノ2、2015番ノ12、2015番ノ13、2015番ノ15、2018番ノ1、2018番ノ2、2018番ノ3、2018番ノ4、2018番ノ6、2018番ノ7、2018番ノ8、2021番ノ1、2021番ノ2、2022番ノ1、2024番ノ1のうち実測5921.05平方メートル、2025番ノ1のうち実測3446.92平方メートル、2026番ノ1、2026番ノ2、2027番ノ1、2027番ノ2、2027番ノ3、2028番、2030番、2031番ノ1、2032番ノ1、2032番ノ2、2033番、甲2034番、乙2034番、丙2034番、2035番、2036番、2037番、2038番、甲2039番、乙2039番、2040番、2041番ノ1、2041番ノ2、2041番ノ3、2041番ノ4、2041番ノ7

同 口田南町字岩坪

4192番、4193番、4194番、4195番、4201番、4202番

同 口田南三丁目

24番ノ3、24番ノ4、2055番

右(上記)の地域に介在する道路敷を含む。

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を広島県教育委員会及び広島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

2 指定説明文とその範囲

(1) 指定説明文

中小田古墳群

広島県広島市安佐北区小田

中小田古墳群は、広島県西北部の冠山山塊を源とする太田川が広島平野の沖積三角州に出ようとするところの東側の丘陵上に位置している。標高が 60 メートルから 130 メートルのこの丘陵は、稜線が狭く、傾斜もかなり強い。12 基の古墳が、自然の地形を最大限に利用してつくられている。古墳群からの眺望はすぐれており、眼下の平野を一望することができる。

昭和 36 年と 54 年の二度にわたり広島大学、広島市教育委員会によって行われた発掘調査によって、第 1 号墳から三角縁神獣鏡が、第 2 号墳から甲冑をはじめとする多量の鉄器が出土したことから、古墳時代前半期のこの地域を代表する古墳群として注目されている。

第 1 号墳は南から北に傾斜する尾根上の北端近くにつくられた全長約 30 メートルの前方後円墳で、前方部を尾根の低い方向に向けている。墳丘はかなり侵食されているが、後円部は直径 20 メートル、高さ 4 メートル前後と推定される。埴輪、葺石は確認されていない。埋葬施設は主軸を墳丘の方向にほぼ合わせた竪穴式石室^{※1}で、全長 3.5 メートル、幅 0.9 から 1.1 メートル、高さ 1.1 メートルの規模である。石室の壁体は花崗岩の割石を小口積みして垂直に積まれている。石室の床面は平坦なマサ土面で、遺骸の頭胸部相当付近に朱が著しく残っており、その状況から、床面に組み合わせ式木棺が置かれていたと推定される。

石室内に銅鏡 2 点、車輪石 1 点、玉類 38 点、鉄斧 2 点が副葬されていた。2 点の鏡は鏡面を向かい合わせた形で重なっていた。いずれも中国製の鏡である。上の鏡は三角縁神獣鏡で、四神四獣をあしらひ、28 文字からなる銘文をもつ。鑄造状態、遺存状態ともよく、白銅色を呈している。下の鏡は獣帯鏡で、11 文字の銘文をもつ。車輪石は直径 10.7 センチメートルの楕円形を呈する。緑色凝灰岩製で、表面の仕上げははいねいで光沢がある。玉類には、勾玉 3 点、管玉 30 点、算盤玉 5 点がある。勾玉のうち 1 点は紫水晶製、2 点は硬玉製である。

第 2 号墳は第 1 号墳から約 80 メートル離れた尾根上にある、直径約 15 メートル、高さ 2.5 メートルの円墳で、埴輪、葺石は確認されていない。墳頂中央よりやや西に偏った位置に竪穴式石室があり、内法で長さ 3.1 メートル、幅 0.8 メートル、高さ 0.8 メートルの石室を、花崗岩の割石を小口積みにして構築している。石室の床面は礫が敷き詰められており、この上に組み合わせ式の木棺が置かれていたと推定される。

石室内から出土した遺物は、素文鏡 1 点のほかはすべて鍛造の鉄製品であり、武器・武具類として短甲 1 点、冑 1 点、鉄剣 2 点、蛇行鉄剣 1 点、鉄刀 5 点、有棘猪形鉄製品 2 点、鉄鏃 83 点があり、農工具として鉄刀子 1 点、鉄鎌 2 点、手鎌 1 点、斧 1 点、鑿 2 点がある。また石室外の墳丘上から土師器片と鉄鏃が出土している。このうち短甲は三角板鋌留短甲で、石室の北端に置かれ、横矧板鋌留衝角付の冑がその中に正置されていた。

第 3 号墳から第 8 号墳および第 11、12 号墳は第 2 号墳のさらに南側、つまり上手の尾

根上にある。第4号墳が長さ26メートル、後円部径18メートルの帆立貝形を示すほかは、いずれも円墳で、多くは直径20メートル前後の規模である。ただし第7号墳と第8号墳は墳丘が近接しており、前方後円墳である可能性もある。第9号墳、第10号墳は第1号墳の北側の低くなった尾根上にある小規模な円墳と推定される。第9号墳は墳丘の封土がほとんど侵食されており、4基の箱式石棺が露出していた。人骨とともに玉類が出土している。

中小田古墳群の形成された年代は、第1号墳が4世紀後半代、第2号墳が5世紀後半代とみられることから、全体もこれに前後する年代幅を想定して、4世紀から5世紀末ないし6世紀初頭と考えられる。

中小田古墳群は、現在の広島市街地となる三角州地帯よりやや奥まった太田川下流域を見通せる好位置にある。中小田古墳群の立地する丘陵の西北には太田川の形成した沖積平野が広がっており、ここがこの古墳群を継起的に造営した首長層の経済的基盤であったと考えられる。この沖積平野の周辺には、弥生時代の終わりから古墳時代初めにかけての時期の墳墓が集中して分布している。画文帯神獣鏡を出土した宇那木山古墳、後漢鏡である内行花文鏡を出土した神宮山古墳、それに三角縁神獣鏡を出土した中小田古墳群第1号墳などが代表的なものであるが、特に中小田古墳群では、北に近接した西願寺西遺跡の弥生墳丘墓^{※2}を初めとして、弥生時代の終末期から首長墓が連続して営まれた様相をたどることができる。

中小田古墳群第1号墳は前方後円墳の墳形をとり、竪穴式石室という埋葬方法や三角縁神獣鏡などの副葬品は、いずれも古式の特徴をよく示している。このうち三角縁神獣鏡は、京都府椿井大塚山古墳、大阪府万年山古墳、福岡県石塚山古墳出土鏡と同^{つばい}範^{どうはん}関係にあり、それら各地の主要古墳に葬られた首長層との関係があったことを示唆している。中小田古墳群のある丘陵の下を流れる太田川を下流に3.5キロメートルたどったところには、古代末期から、厳島神社領桑原新庄内の港としての機能をもっていたとみられる遺跡があり、古墳時代においては中小田の丘陵付近まで海が入りこんでいたことも推定される。これからすると、中小田古墳群を経済的に支えたと考えられる沖積平野は、現在は直接瀬戸内海に面してはいないものの、内海交通の一つの拠点であったことが考えられるとともに、太田川下流域の沖積地^{やく}を扼していた点に、この地域での優位を保持しながら中小田古墳群が形成された理由があるといえよう。そしてこの優位性を背景にして、とくに第1号墳の時期には近畿政権などと密接な関係をもつことによって、安芸地域を代表するような地位を確保したとみられる。

中小田古墳群は、このように、古墳時代の前半期におけるわが国における国家形成期の状況を解明する上で重要な位置を占めている。よって史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである。

(出典：「月刊文化財 12」平成7年、原文を一部改変)

※1 石室

棺が床に据え置かれて、その後石材で囲って構築するものを「石槨」、棺よりも先に石の部屋を築き、後で棺を運び入れるものを「石室」と呼ぶ。中小田古墳群については「石槨」を使用するのが適当と考えられるため、他の箇所については「石槨」を

使用しているが、指定説明文については原文を尊重し「石室」のままとしている。

※2 西願寺遺跡群

「西願寺西遺跡」は存在せず、正しくは「西願寺遺跡群」であるが、原文を尊重し、そのまま表記している。

(2) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、「図 3-1 史跡指定地の範囲（参考図）」のとおりである。
地番については、本節「1 指定告示」に示している。

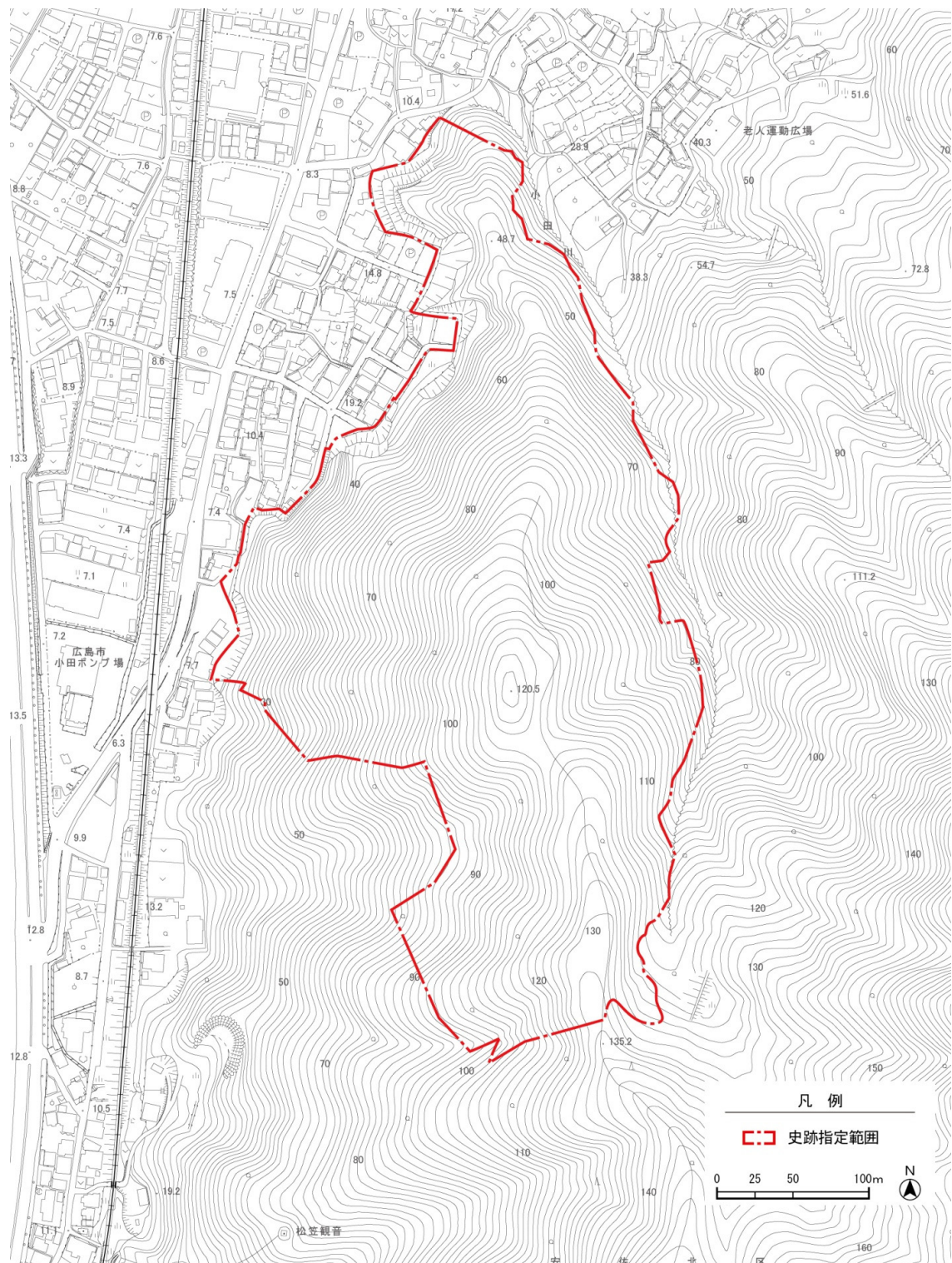


図 3-1 史跡指定地の範囲（参考図）

3 指定に至る調査成果

ここでは、現段階で最新の調査報告書「史跡中小田古墳群総括報告書」（2021年 広島市教育委員会、公益財団法人広島市文化財団）を基に、調査の総括に関する内容を記載する。

（1）遺跡全体・各古墳の規模・構造について

ア 第1号古墳

標高97mの、丘陵中央やや下位の見晴らしのよい地点に立地する。墳長約28.5m、後円部径約18mの前方後円墳で、平野に向かって後円部を大きく目立たせるように配置し、短めの前方部は東側背後の谷に向く。後円部墳頂には蓋石が外され、壁体の上面が露出した竪穴式石槨があり、もともとはさらに高い墳丘をもっていたことが想定できる。現状の見た目での高さは約1.5mである。前方部も上面の盛土のほとんどが流失しており、墳丘全体の改変が著しい。このため、前方後円墳の正確な形状と規模の復元は難しい。後円部中央にある、墳丘主軸とややずれた北東－南西方位の竪穴式石槨は角礫積みで、長さ約3.5m、幅約0.9～1.08m、高さ約1.1mである。床面は平坦で、木棺の一部が朱に染まって検出されている。北東側の頭位を中心に三角縁吾作銘四神四獣鏡1、斜縁上方作銘獸帯鏡1、碧玉製車輪石1、勾玉3（硬玉製2のうち1は丁字頭、紫水晶製1）、碧玉管玉約30、水晶製算盤玉5、鉄斧2（短冊形1、有袋1）が出土している。三角縁神獸鏡は京都府椿井大塚山古墳、奈良県黒塚古墳などに同範鏡がある。墳丘外表には葺石、埴輪などはみられない。



三角縁神獸鏡[広島大学考古学研究室蔵]



碧玉製車輪石

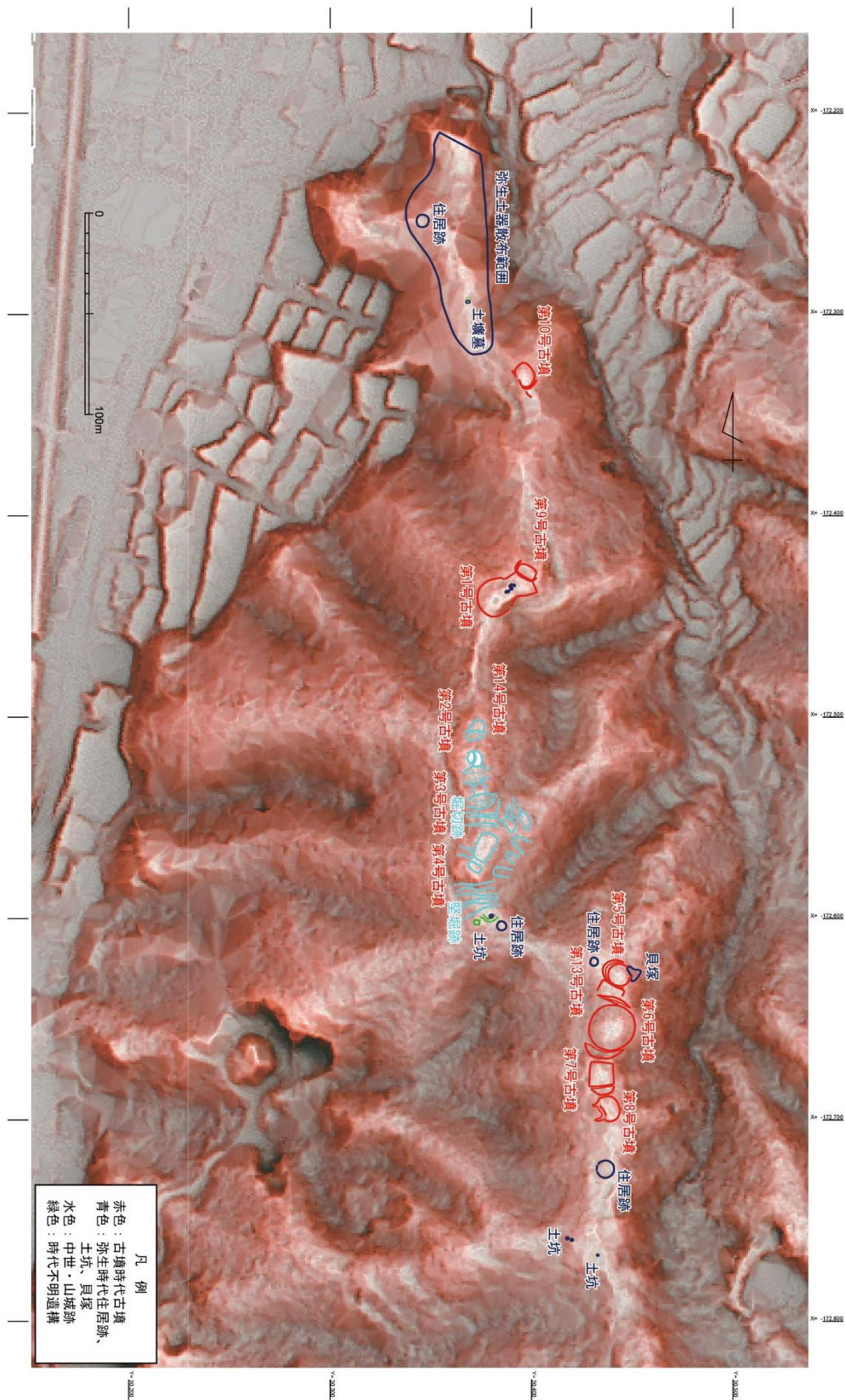


図 3-2 史跡指定地の現況
 (広島県提供測量成果使用 (令和元年広島県使用承認砂防第 290 号))
 - 46 -



図3-3 第1号・第9号古墳トレンチ配置図（平成13年度調査）
 （（財）広島市文化財団編「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告」から転載）

イ 第2号古墳

第1号古墳から水平距離で南方へ約80m、標高114.5mにあり、狭い尾根頂部に同じグループと考えられる第3号、第14号古墳が近在している。第2号古墳は直径約15m、高さ2.5mの円墳で、葺石などの外表施設はない。墳頂やや西寄りに、長さ3.1m、幅0.7～0.8m、高さ0.8mの、蓋石を欠失した竪穴式石槨が露出している。石槨の特徴として、短側壁は両側とも最下段は幅60～80cm、高さ40～50cmの平石一枚を立てたものである。床面は平坦で、拳大の小礫を敷き詰め、北半に朱が顕著に見られるので、こちらが頭位と考えられる。北短側壁に沿って甲冑が、両長側壁沿いに鉄器類が置かれていた。短甲は三角板鋸留式、冑は横矧板鋸留衝角付である。このほか、素文鏡1と刀5、鉄剣2、蛇行剣形鉄製品1、鉄鏃83、有棘形鉄製品2、刀子1、鎌1、鉞鎌^{なた}1、摘鎌1、斧1、鑿2など多くの鉄製武器、農工具類が出土している。甲冑の他、武器、農工具を主体とする多くの鉄製品をもつ典型的な中期古墳で、標識遺跡ともなりうるきわめて重要な古墳である。

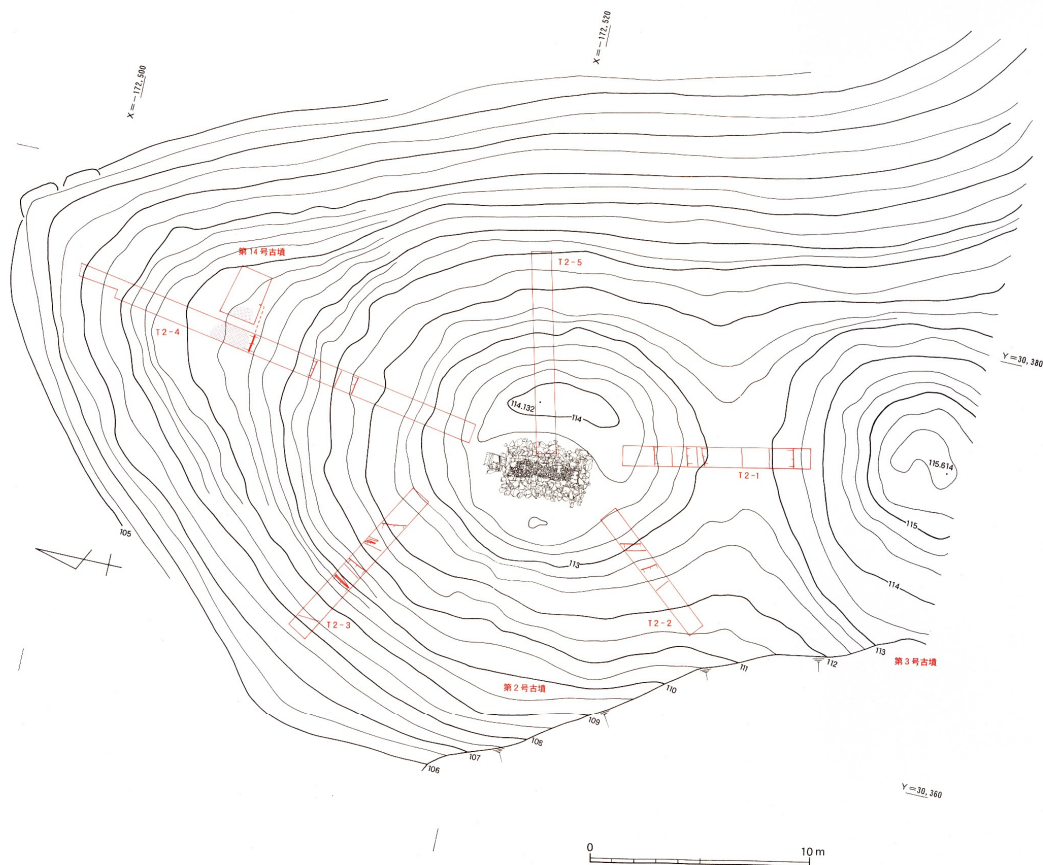


図3-4 第2号・第14号古墳トレンチ配置図（平成12年度調査）
（（財）広島市文化財団編「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告」から転載）

ウ 第3号古墳

この古墳は第2号古墳の南側尾根筋を切断して設けた幅約4m、深さ約1mの堀切溝を挟んですぐ南側にあり、直径約13m、高さ約2mの円墳である。墳丘の南側も、ここから上向き傾斜で続く尾根筋と堀切溝で画されている。墳頂南にやや偏り、南端部を欠失した現存長約1.36m、幅、高さとも約0.5mの竪穴式石槨がある。短側壁の基底に平石1枚を立て置く手法など、石槨の造りは第2号古墳のものに共通しているが、敷石はない。床面上から鉄剣1、刀子状鉄器1が、流土から鉄鏃10点前後が採集されている。鉄鏃は型式的な違いのあまり見られない、第2号古墳のものにほぼ近似したものである。

エ 第4号古墳

この古墳は中小田古墳群の立地する丘陵上の、高まりとなった頂部にあり、ここからの眺望は非常に良好である。標高120mで、中小田古墳群では最高所立地の一つである。中世山城の構築など、後の改変が著しく、当初は円墳状の高まりと、北側に連続して造り出し状の方形部が観察でき、帆立貝形古墳の可能性が指摘されていたが、確認調査の結果、直径約16m、高さ約2.5m程度の円墳に復元できた。墳頂中央に上半の削平^{さくへい}された、長さ約2.8m、幅1.2～1.4m、深さ約0.4mの地山直掘りの墓壇がある。内部に長さ約1.7m、幅0.65mの木棺の痕跡があり、北側小口壁に接して鉄剣1と鉄斧1が重なって出土している。この古墳群では中心埋葬は竪穴式石槨、あるいは箱形石棺が大半であり、やや異質な在り方を示している。

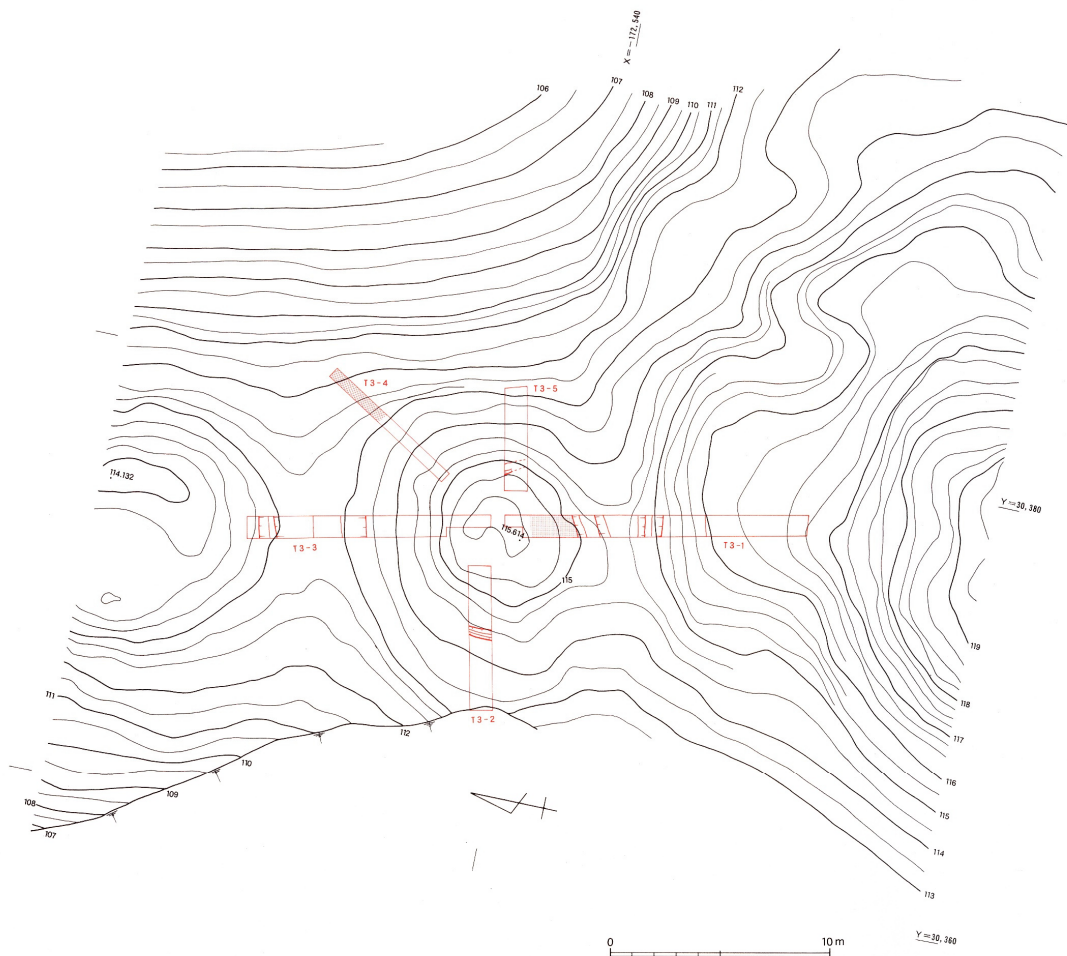


図3-5 第3号古墳トレンチ配置図（平成11年度調査）

（財）広島市文化財団編「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告」から転載）

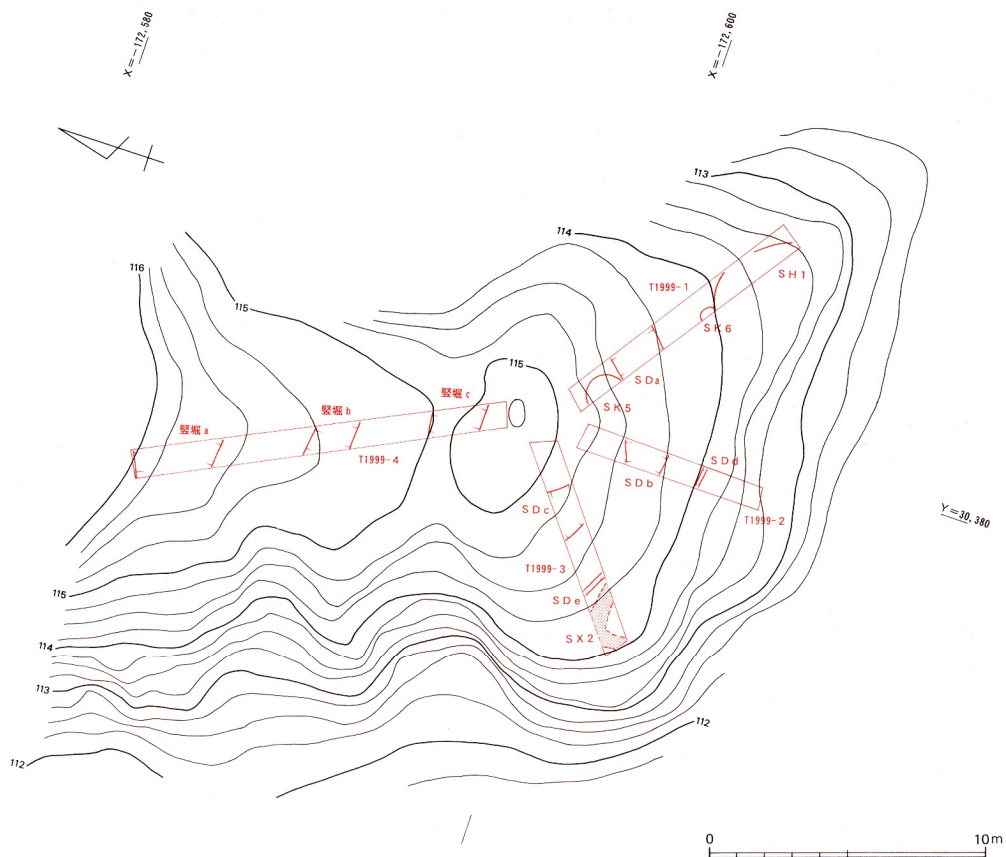


図 3-6 第 4 号古墳トレンチ配置図（平成 10 年度調査）
 （（財）広島市文化財団編「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告」から転載）

オ 第 5 号古墳

第 4 号古墳のある小高い頂部から一旦南に下り、さらに標高 121m まで上りきると、約 150m にわたってなだらかな傾斜をもつ平坦面が続く。第 5 号、第 6 号、第 13 号古墳は平坦面の北端に近接して築造されており、1 つのグループをなすものと考えられる。第 5 号古墳は直径約 12m、高さ 1.0～1.5m で、中小田古墳群では葺石を施す数少ない古墳である。墳頂部の調査は実施していないので、埋葬施設等は確認できていない。葺石は墳丘裾に 1 帯巡らせている。長さ 30～40cm の長方形石材を 2～3 段横積みして、その上方の斜面に人頭大ないしはそれ以下の石を 5～6 段に貼り付けている。

カ 第 6 号古墳

第 5 号古墳の南側 28m、第 13 号古墳とはほぼ接して立地している。直径約 23m、高さ 2.8～4m で、中小田古墳群中最大の円墳である。墳頂平坦面が広く、古い時期の築造を想定させる造りである。墳頂部の調査は実施していないので、埋葬施設などは未確認であるが、墳頂地下に石材の存在が確かめられており、竪穴式石槨か、箱形石棺の埋設の可能性が高い。墳丘には裾、中段、上段の 3 段にわたる葺石が施され、そのためか墳丘の遺存状態がきわめて良好である。葺石の最下段の基底石は 40～50cm 大の長方形平石の長軸を縦方向に置き、立石状に並べている。そして、その上面にわずかな平坦面

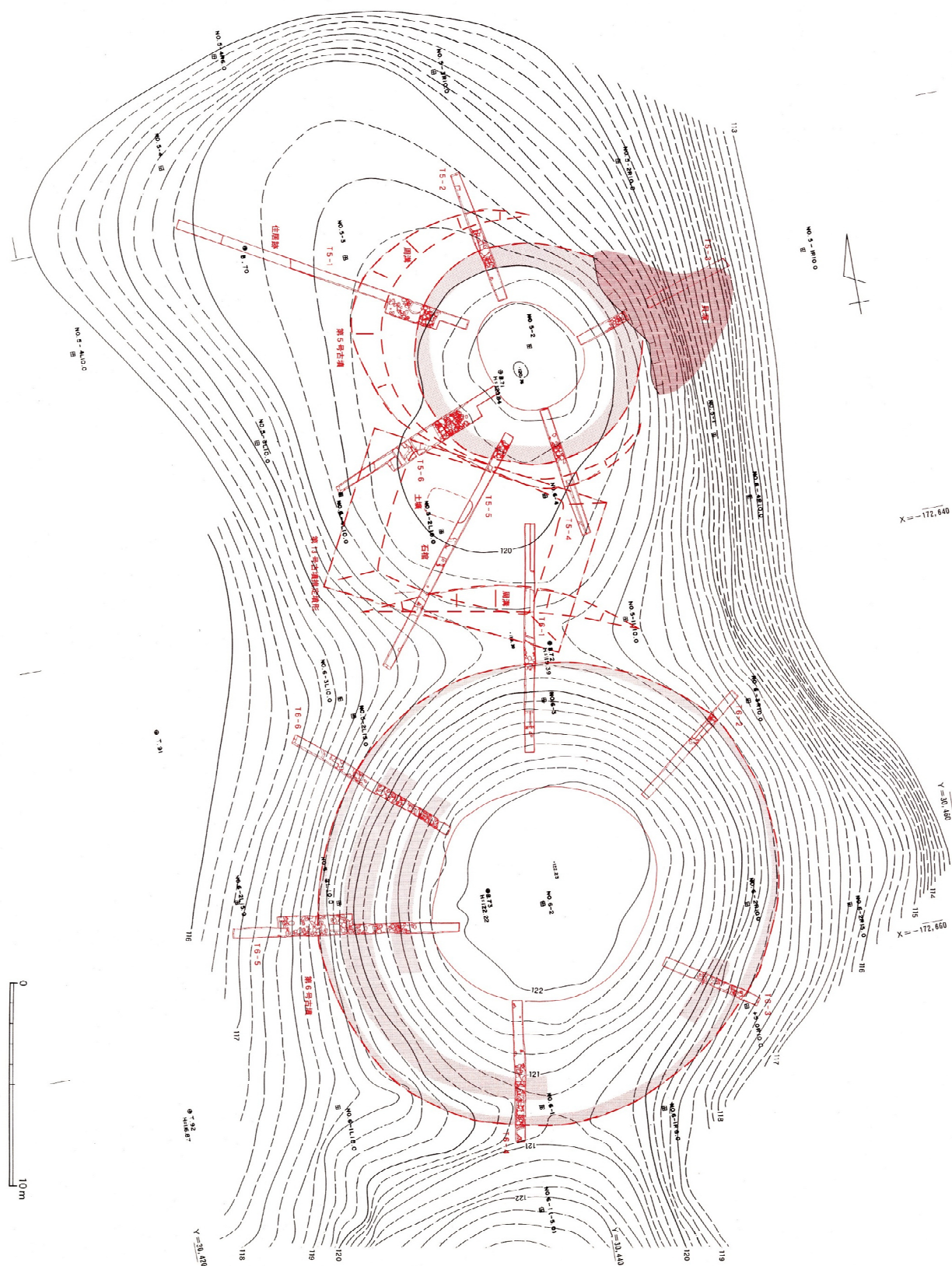


図3-7 第5号・第6号・第13号古墳トレンチ配置図（平成9年度調査）
 （（財）広島市文化財団編「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告」から転載）

を施し、続けて人頭大の平石を墳丘斜面に貼り付ける構造である。第5号古墳の葺石基底石の積み方が横置きであるのと比べて、一回り大きな平石を立石状に並べる手法は大きく異なる点で注目できる。こうした積み方は弥生時代後期の倉敷市楯築墳丘墓や中国山地の四隅突出型墳丘墓の裾石でプロトタイプを確認できるが、丁寧な葺石の完成する前期古墳にもよく見られる手法で、広島県内では庄原市大迫山第1号古墳、福山市石鎚山第1号古墳などで確認されており、墳丘を堂々と際立たせる効果に富む。第2期調査のトレンチの断面観察によると、第6号、第13号、第5号古墳の順に築造されたことが指摘されている。しかし、それぞれが接し合っていることや、地山の掘削整地の状況を見ると、あまり時間差をおかずに築造された可能性が高い。

キ 第7号・第8号古墳

第6号古墳の立地点から高さで1mほど高い、標高125m前後の平坦面にあるが、第5号、第6号古墳とほぼ連続する形で築造されている。第7号古墳は一辺約12m、高さ約1.4mの方墳で、第8号古墳に面した南側だけに葺石が施されている。墳頂地下に堅穴式石槨か箱形石棺の埋置が確認されている。第8号古墳は直径約11m、高さ約0.6mの円墳であるが、発掘調査が実施されていないので、埋葬施設や葺石など墳丘外表施設は未確認となっているが、墳頂地下に堅穴式石槨か箱形石棺の埋置が確認されている。

ク 第9号古墳

前方部北側裾に大小の箱形石棺4基があり、これまで、これらは一括して独立した円墳、第9号古墳として扱われてきたが、明瞭な墳丘は観察できない。第2期調査では背後に溝がめぐらされていることが指摘されている。内1基の石棺から滑石（葉蠟石）製勾玉4、碧玉製管玉2、ガラス製小玉18が出土している。こうした埋葬は古墳時代前期にはよく見られるもので、たとえば北広島町中出勝負峠第8号古墳や福山市石鎚権現第5号古墳では、後円部あるいは前方部裾周辺にまるで寄り添うかのように埋置された、複数基の箱形石棺や土壇墓が確認されている。こうした、大型古墳の墳丘裾の墳丘外に寄り添うように埋置された石棺などは、大型古墳被葬者と同じ集団に属する下位階層が埋葬された添え墓としての可能性が高い。第9号古墳については、出土品から見ると若干時期が下る可能性もあるが、ここでは単独の古墳というよりは、第1号古墳被葬者を中心として形成された集団成員の墳丘外埋葬として取り扱っておきたい。

ケ 第10号古墳

この丘陵のもっとも下位尾根上に位置し、標高63.5mにある。比較的丘陵下位にある第1号古墳から見ても直線距離で約110m、高低差で約30mも低く、大きく離れている。墳丘はやせ尾根の先端にあり、丘陵主軸側が約12m、直交する側が約11mの楕円形に見えるが、埋葬施設の位置関係から元々は円墳であったようだ。南側背後には溝を切って墳丘部を切り離している。埋葬施設として、丘陵に直交して中央に箱形石棺、その両側に土壇墓と箱形石棺各1基、計3基が確認されている。

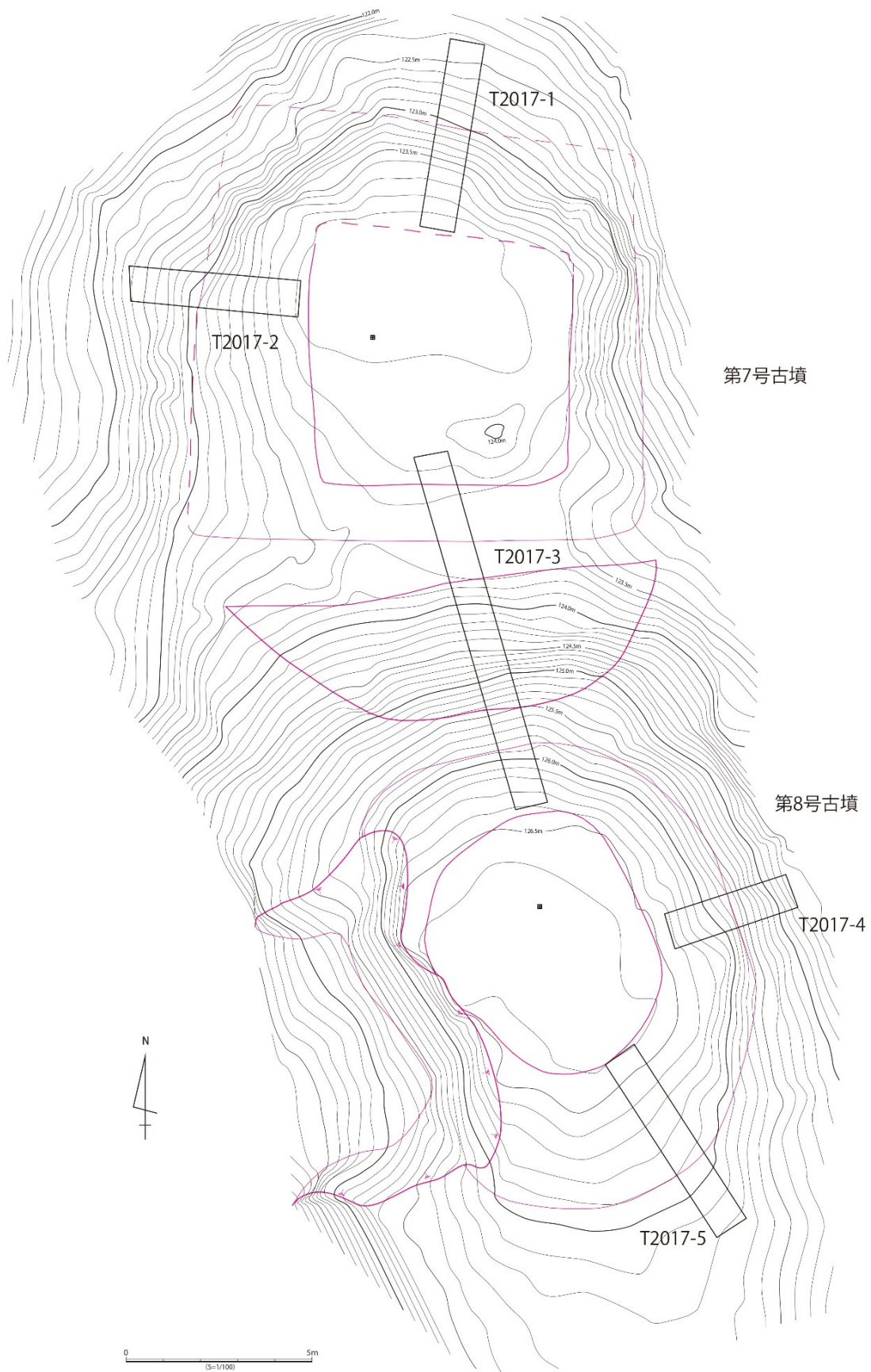


図 3-8 第 7 号・第 8 号古墳トレンチ配置図（平成 28 年度調査）
（（公財）広島市文化財団作成）

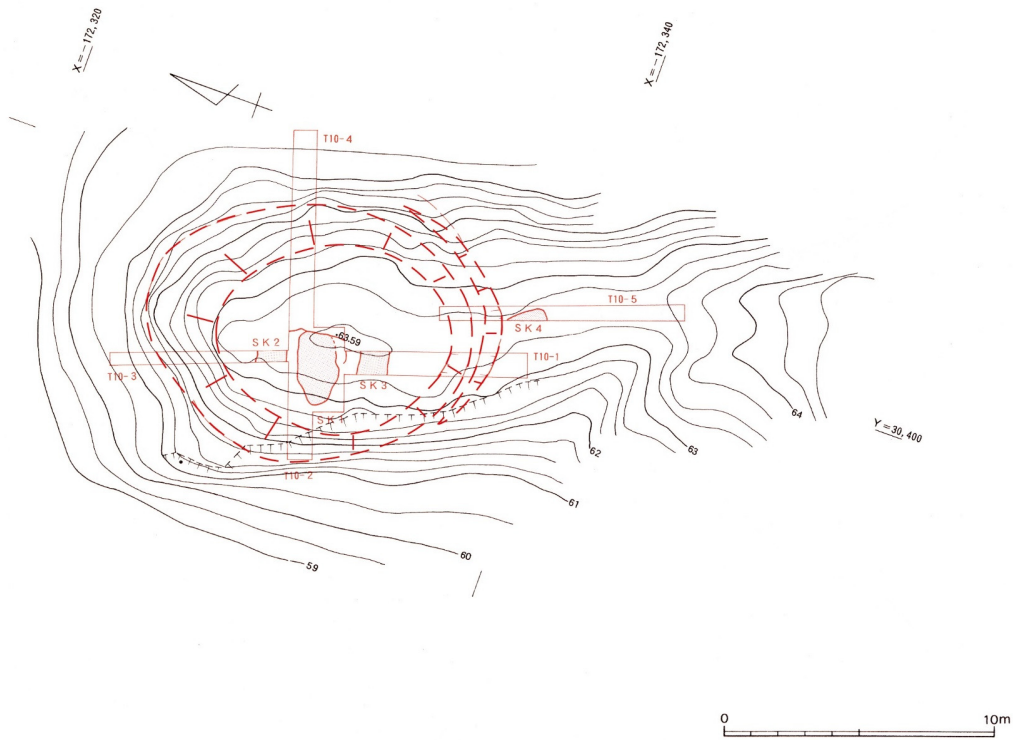


図 3-9 第 10 号古墳トレンチ配置図（平成 14 年度調査）
（（財）広島市文化財団編「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告」から転載）

コ 第 11 号古墳

確認調査の結果、古墳に伴う施設や土層堆積が確認できなかったことから、古墳ではないことが確認された。

サ 第 12 号古墳

第 8 号古墳から南に約 40m 離れて立地する。直径約 20m 前後、高さ約 1 m 前後と推定されているが、確認調査の結果、墳丘一帯の改変が著しく、古墳である確証はつかめていない。頂部の土層堆積がほとんど無いことから、後世に削平・使用された可能性がある。なお、第 12 号古墳から西側にかけて現地踏査をしたところ、山城の郭と考えられる階段状の平坦面と、付随する帯郭状の平坦面が確認できた。この第 12 号古墳の南側で中小田古墳群の立地する丘陵は一旦途切れ、東側の谷に続く細い峠道が通っている。ここから上方は急な上向き傾斜となっている。

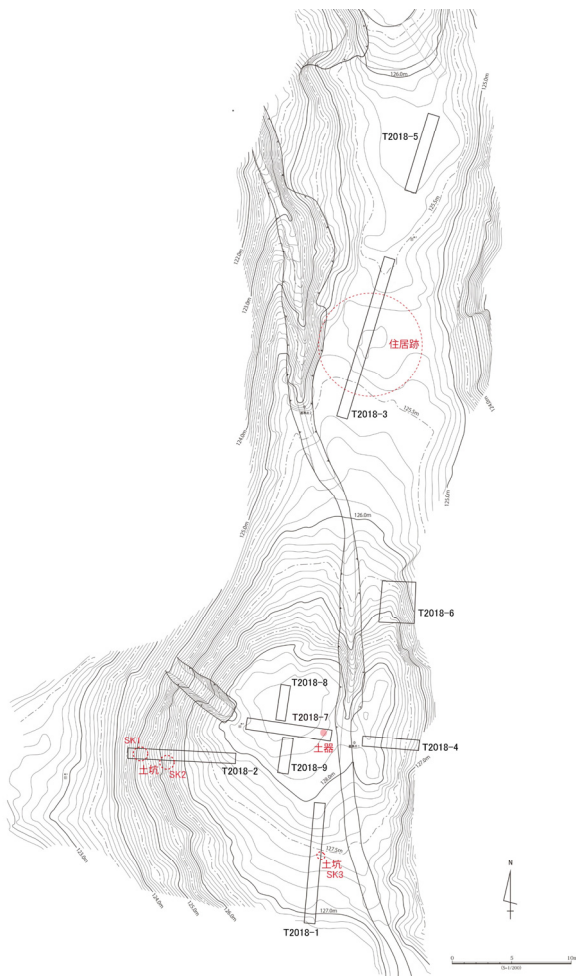


図 3-10 第 11 号・第 12 号古墳トレンチ配置図
（平成 29 年度調査）
（（公財）広島市文化財団作成）

シ 第13号古墳

第5号古墳の調査中に新たに確認されたもので、南側裾にほぼ接して構築されている。後に追加で構築されたものではなく、第5号古墳の裾の地山を最初から古墳の形に高まりとして掘り残し、計画的に成形している。墳丘は方形を呈し、長さ約13m、幅約7m、高さ約1.2mである。この古墳群の中で数少ない方墳であるが、第5号墳と第6号墳の狭い場所に構築したために、必然的に方墳とせざるを得なかった可能性が高い。葺石は施されない。墳丘長軸に沿って土壇1基と箱形石棺1基が併設されているが、確認のみで発掘調査は実施していない。

ス 第14号古墳

第2号古墳の北側平坦面上に新たに竪穴式石槨と考えられる埋葬施設が確認されたもので、この平坦面に第2号古墳の造り出しは存在しえないため、この地に第14号古墳が築造されていたと捉えた。この平坦面も削平が著しく、古墳の形状は不明である。また、この埋葬施設についても全貌は明らかになっていないが、ボーリング調査により、長さ4m、幅1.5m程度の規模と推定される。

表3-1 中小田古墳群を構成する古墳の概要

区 分	規 模	墳 形	築造時期	副葬品	内部主体	備 考
第1号古墳	墳長約28.5m 後円部直径約18m	前方後円墳	4世紀中頃	三角縁神獸鏡、斜縁獸帯鏡、碧玉製車輪石、勾玉、鉄斧等	竪穴式石槨	
第2号古墳	直径約15m 高さ2.5m	円 墳	5世紀中頃	甲冑、素文鏡、摘鎌、鉄剣、刀、土師器壺等	竪穴式石槨	中世山城築造による地形改変あり
第3号古墳	直径約13m 高さ約2m	円 墳	5世紀前半～中頃	鉄剣、鉄鏃等	竪穴式石槨	
第4号古墳	直径約16m 高さ約2.5m	円 墳	弥生時代後期末葉～古墳時代初頭	鉄剣、鉄斧等	墓 壙	
第5号古墳	直径約12m 高さ1.0～1.5m	円 墳	5世紀中葉前後	なし	(未確認)	葺石あり
第6号古墳	直径約23m 高さ約2.8～4m	円 墳	5世紀中葉前後	なし	(未確認)	
第7号古墳	一辺約12m 高さ約1.4m	方 墳	5世紀代	なし	竪穴式石槨又は箱形石棺	葺石あり(南面)
第8号古墳	直径約11m 高さ約0.6m	円 墳	5世紀代	なし	竪穴式石槨箱又は形石棺	
第9号古墳	南北約5m× 東西約10m 高さ約0.6m	楕円形状墳	5世紀代	滑石製勾玉、管玉等	箱形石棺、土壇墓	
第10号古墳	直径約11～12m	円 墳	5世紀代	なし	箱形石棺、土壇	
第13号古墳	長さ約13m、幅約7m、高さ約1.2m	方 墳	5世紀代	なし	箱形石棺、土壇	
第14号古墳	長さ約4m、幅約1.5m	(不明)	5世紀前半～中頃	鉄鎌、土師器	竪穴式石槨	

(注) 史跡指定当初、古墳の存在が推定された第11号古墳、第12号古墳については、平成29年度の遺構状況確認調査において、古墳の有無の判断ができなかったため除外している。

(2) 古墳群の時期的変遷について

中小田古墳群の築造過程は以下のとおりと考えられる。

立地する丘陵上の中位の最高所にまず、弥生時代末葉から古墳時代初頭にかけて第4号古墳が築造される。この古墳群の埋葬施設は大半が竪穴式石槨か箱形石棺である中、第4号古墳は主埋葬が箱形木棺の直葬であり、副葬品として、鉄短剣と有袋鉄斧が確認された。これらの鉄器類は弥生時代末葉の西願寺墳墓群（金井編 1974）や梨ヶ谷遺跡B地区墳墓群（荒川編 1998）、古墳時代初頭の弘住第3号古墳（石田編 1983）、宇那木山第2号古墳などに共通する形態で、中小田古墳群が立地する丘陵上には弥生時代中期中葉以降、後期後半前後までの住居跡群、墳墓群が確認されており、小規模ながら集落群が形成されていたことがわかる。したがって、第4号古墳は弥生時代後期末葉から古墳時代初頭の集落代表者の墓葬の可能性を指摘できる。

この後、半世紀前後の時間を置いて、この地域を政治的に代表する被葬者の墓所として、単独立地で第1号古墳が築造される。第1号古墳は竪穴式石槨から出土した中国製三角縁神獸鏡の存在から、かつては広島県内でも最古級の古墳と判断され、同範鏡の三角縁神獸鏡をもつ前期前半の京都府椿井大塚山古墳（樋口 1998）などほぼ同時期の築造と考えられてきた。しかし、最古式とされる古墳では三角縁神獸鏡など中国鏡や鉄製品を主体とし、玉類を副葬しない傾向があるのに対し、第1号古墳では銅鏡の他に勾玉、管玉などの豊富な玉類や碧玉製車輪石が副葬されている。また、墳形並びに竪穴式石槨の型式が、宇那木山第2号古墳（広島大学大学院文学研究科考古学研究室 2002）等の形状とは異なり、前方部はバチ形を示さず、側面も直線的で前期後半に顕著な墳丘の形態的特徴を表していることから、中国製三角縁神獸鏡だけをもつ前期前半より後出の前期中葉頃、4世紀中頃に近い築造と判断できる。

なお、前方部裾に第9号古墳が立地するが、箱形石棺から出土した玉類はいわゆる滑石製品で、小型品ながら、丸みをもつ精巧品である。この古墳は前方後円墳の墳丘外に埋葬された集団構成員の墓域と考えるべきであり、第1号古墳の築造後、少し時間を置いて埋置された箱形石棺群と考えられる。

この後、約1世紀近くの間隔を置いて、丘陵下方から順に、第2号・第3号・第14号古墳の一群が中期中葉に近い時期に築造される。第2号古墳は調査の結果、大量の鉄器類が主体となる副葬品目の組み合わせが明らかとなり、中でも甲冑の出土はこの古墳被葬者の性格を物語る重要事項といえる。この甲冑セットと鉄鏃の組み合わせからみると、第2号古墳の築造年代の位置付けは中期前半でも中葉に近く、5世紀前半から中頃となろう。南側に近接してある第3号古墳は第2号古墳のものに近い構造の竪穴式石槨から鉄剣が出土しており、ほぼ近い時期の築造とみることができる。そして、かつて第2号古墳の造り出しの可能性が想定された第14号古墳では、第2号古墳のものに近い鉄鏃が出土しており、これも第2号古墳に近い築造といえる。

その後、5世紀中葉から後半にかけて、連続して第5号古墳から第8号、第13号古墳が丘陵2つ目の頂部平坦面に形成される。発掘調査の結果、第5号・第6号古墳は墳丘外表施設として葺石を施しており、他の古墳とは異なった様相を示している。太田川西岸に展開する、たとえば池の内第2号古墳などいくつかの中期古墳にも角礫の葺石が確認されているが、池の内第2号古墳は出土した埴輪、須恵器から5世紀中葉から後半に

かけての築造と考えられ、現状では第5号・第6号古墳は角礫の葺石を用いていることから、5世紀中葉前後の中期古墳と考えられる。ただし、第6号古墳では葺石の裾の基底石として、平石を立石状に立て巡らせており、前期に遡る可能性をもっている。第7号・第8号古墳、第12号・第13号古墳は同じ尾根上に並列しており、おそらく他の5世紀代の古墳と相前後する時期の築造と推定できる。

(3) 古墳群の性格について

第1号古墳は中国製三角縁神獣鏡を副葬品にもつことで注目されてきた。この銅鏡は邪馬台国女王卑弥呼が魏の皇帝から賜与された器物とされ、その後大和王権が畿内地方を中心に全国的な政治的まとまり、前方後円墳体制を構築していく過程で地方の最有力首長に賜与した政治的意味を持つものである(小林1961a)。わが国ではことのほか重用視される考古資料となっている。したがって、地方でこの銅鏡が出土した古墳は、古墳時代の最初に政治的に地域統一を遂げた首長の墳墓として扱われることが多い。第1号古墳被葬者もそうした人物として理解されてきたが、のちに碧玉製車輪石が副葬品に含まれることが判明した。このため、当初より若干築造時期が後出的とされるようになった(小林1961b)。こうした碧玉製腕飾り類は、在庫がつきた中国製三角縁神獣鏡に替わる配布品として、国産銅鏡とともに王権の運営する工房で集中的に生産し、大和王権が地方有力首長に賜与したものとされる。したがって、第1号古墳の被葬者は中国製三角縁神獣鏡を賜与された後、さらに碧玉製品をも賜与される立場にあったといえることができる。とすれば、中小田第1号古墳の被葬者は比較的若くして地域首長に就任し、長期にわたり首長に君臨したため、両方の器物を入手できた可能性がある。中小田第1号古墳被葬者は、弥生時代後期以来のこの地域の中心地であった東岸域をまとめあげた功績から、西岸も含めた地域の次代地域首長に推戴されたのであろう。

大古墳の時代といわれる5世紀代になると、地方においても東広島市三ツ城古墳(石井・三枝編2004)に葬られるような大首長と、それを支える中小首長層という図式が成立した。前者のみ前方後円墳が築造でき、その他は円墳あるいは帆立貝形古墳という図式となるが、この後、太田川下流域では前方後円墳築造は見られなくなる。一方で、広島県北の三次地方の中期古墳の在り方を見ると、40～50m級の帆立貝形古墳、20～30m級の円墳、15m前後の円墳、それ以下といった階層構造が顕著となり、帆立貝形古墳は甲冑、鉄製武器類、農工具類を有し、20～30m級の円墳では鉄製武器類、農工具類を持ち、それ以下の円墳では鎌、斧といった少量の鉄器類をもつ傾向がある。この地域では5世紀段階で爆発的に古墳数が増加し、大和王権をめぐる何らかの軍事組織が編成された可能性が高い(古瀬1992)。

太田川下流域では最上位の階層が見られないが、おそらく20～30m級の円墳がそれに相当すると見られる。そうした中で、第2号古墳は三次地方でみられる40～50m級の帆立貝形古墳と同様に三ツ城古墳の副葬品を凌駕する。

中小田古墳群では同じような規模の古墳でいくつかのグループが形成されているので、第2号古墳と同等の立場の複数の被葬者が想定できる。しかも築造は同時ではなく、継時的なものが確認されているので、丘陵上方の遺存状況の良好な第5号から第13号古墳は今後の調査が進めば、広島県内の古墳時代解明に大きな成果を提供するはずである。

これまでに太田川下流域の中期古墳では甲冑を出土する古墳はいくつか知られており、三次地方とは異なる形で、太田川下流域でも何らかの軍事的な組織編成が完成していた可能性を想定できるのである。そうした中で、第2号古墳は墳丘、埋葬施設、副葬品、グループ構造などがすべて明らかになっており、被葬者の性格を知ることのできる数少ない古墳としてきわめて重要といえる。

(4) 古墳以外の遺構の評価について

ア 弥生時代の遺構

弥生時代において、太田川下流域における調査事例を見ると、丘陵の尾根上に集落を営むのが一般的だったようである。当然、集落規模は小さく、せいぜい3戸前後が1単位で、谷水田の耕作が主体であったと考えられる。この中小田古墳群の立地する丘陵上も同様な様相が想定でき、第2期調査の結果、約500mの範囲内に弥生時代の竪穴住居が確認され、集落が形成されていたことが判明した。このほか、第4号古墳南側平坦面などからは貯蔵穴と思われる土坑が、第1号古墳前方部や弥生土器散布地において土壙墓が確認された。第2号古墳の盛土下からは小児用の土器蓋土壙墓が検出されている。これらの遺構は共伴した土器等から弥生時代後期と推定される。標高119mに位置する第5号古墳の北裾から住居跡、東斜面には貝塚が確認されている。このほか、第7号古墳及び第11号古墳の調査で弥生時代の住居跡と想定される遺構面が、第12号古墳の調査で土坑が確認されている。出土土器の中には弥生時代中期中葉頃にまでさかのぼるものもあり、集落の形成は弥生時代中期にさかのぼり、比較的長期間継続して営まれた後、盛土整形して古墳が造営されたものと考えられる。

イ 中世の遺構

中小田古墳群が所在する尾根上には、第4号古墳を中心として中世段階の山城が築造されていることが確認された。この山城の縄張り(図3-11)は、概ね北側の第2号古墳から南側の第4号古墳南側平坦面までの約90mの範囲であることが確認された。第4号古墳周辺域を主郭として第3号古墳、第2号古墳との間に堀切を形成し、古墳の墳頂面を削平してそれぞれ郭として利用している。また、第4号古墳の北側は当初堀切が形成されていたが、その後堀切を埋めて、そこを郭としていることも確認された。地形観察によれば、主郭とされた第4号古墳の周辺には小郭、^{たてぼり}竪堀などが認められるので、幾度か地形改変を行ったようである。確認された遺構は東側、南側に堀切や竪堀が多く施されていたようで、地形的にみると比較的急斜面である西側に対し、東側、南側からの攻めに弱いためであろう。この山城は太田川に突き出た尾根を利用しており、西側を意識したものであろうと推定される。出土遺物としては、土師質土器、青磁片、鉄釘等がある。

なお、「藝藩通志 卷七十」(頼・加藤ほか編 1825)の小田村絵図には記載がないが、「同 卷七十四」の城墟には「幾志山^{きしやまじょう}城 狐城 並に小田村にあり」とあり、幾志山城は小田村絵図にみえる「岸ノ城」と推測され、高陽町史 658 ページ図 44 に記載された旧口田村字名図中の「城迫」が遺名である(堤 1979)。同図には「狐城」がみられ、この場所に古墳群が位置しているため、確認された山城は、「狐城」と考えられよう。

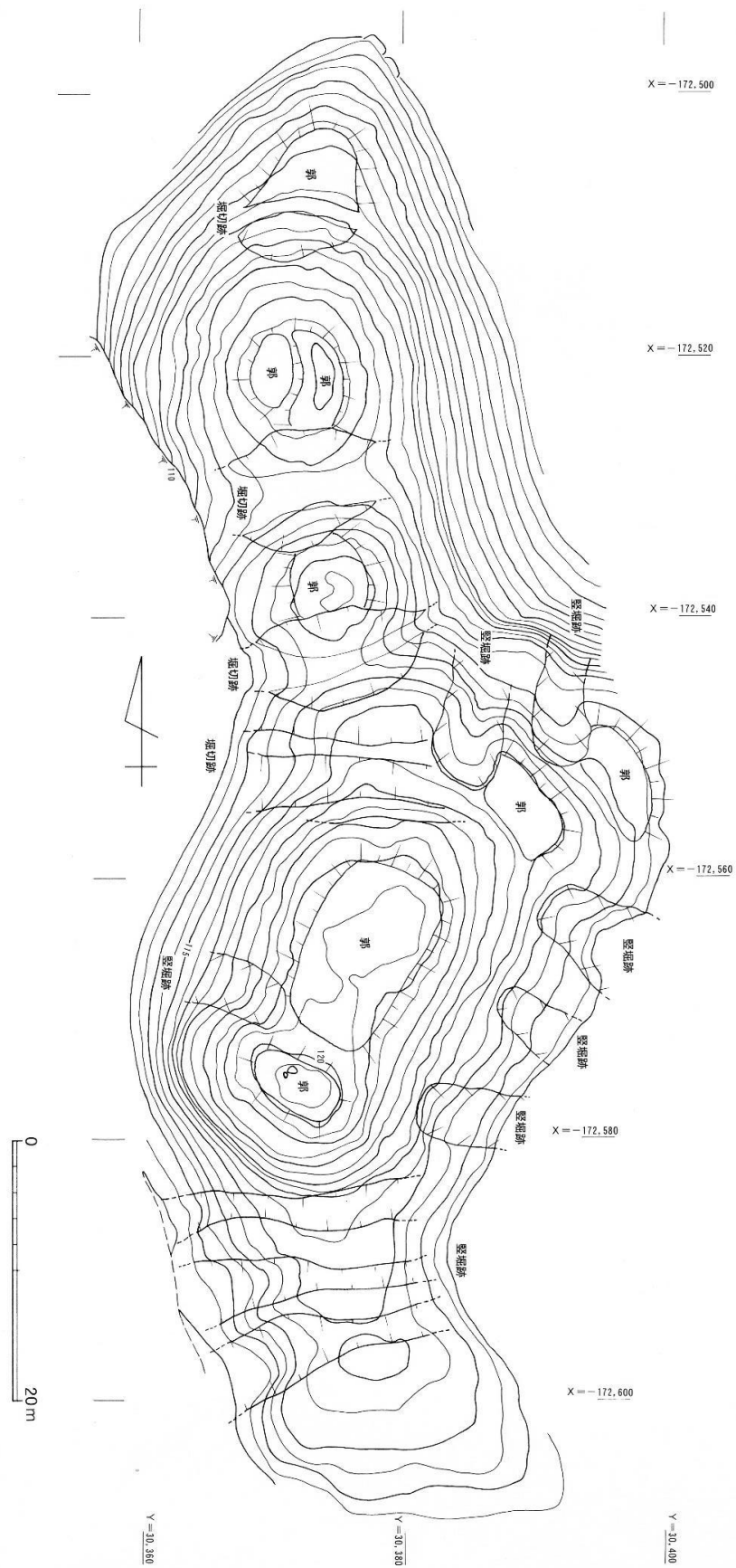


図3-11 山城（狐城）縄張り図（略測・一部）（S=1:800）
 （（財）広島市文化財団編「史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告」から転載）

表 3-2 古墳以外の遺構の概要

区 分	場 所	時 期
弥生住居跡	第 4 号古墳南側、第 5 号古墳北側、第 7 号古墳北・西側 第 11・12 号古墳推定地東側 弥生土器散布地	弥生時代後期
貝 塚	第 5 号古墳東崖面	弥生時代後期
土坑、土壇墓	第 1 号古墳前方部 第 4 号古墳南側 第 11・12 号古墳推定地東側 弥生土器散布地	弥生時代後期
山城跡	第 2 号古墳から第 4 号古墳南側までの約 90m 第 12 号古墳推定地西側	中 世

【引用・参考文献】

- 荒川正己編 1998『梨ヶ谷遺跡発掘調査報告』財団法人広島市歴史科学教育事業団
- 石井隆博・三枝健二編 2004『史跡三ツ城古墳発掘調査報告書』（文化財センター調査報告書第 42 冊）東広島市教育文化振興事業団
- 石田彰紀編 1983『弘住遺跡発掘調査報告』（広島市の文化財第 25 集）広島市教育委員会
- 金井亀喜編 1974『西願寺遺跡群』広島県教育委員会
- 高下洋一編 2004『史跡中小田古墳群遺構状況確認調査報告』財団法人広島市文化財団
- 小林行雄 1961a「古墳の発生の歴史的意義」『古墳時代の研究』青木書店
- 小林行雄 1961b「前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相」『古墳時代の研究』青木書店
- 潮見 浩編 1980『中小田古墳群』広島市教育委員会・広島大学文学部考古学研究室
- 堤 正信 1979「特論二 地域社会誌」『高陽町史』広島市
- 樋口隆康 1998『昭和 28 年 椿井大塚山古墳発掘調査報告』（京都府山城町埋蔵文化財発掘調査報告書第 20 集）山城町教育委員会
- 広島大学大学院文学研究科考古学研究室 2002『宇那木山第 2 号古墳発掘調査報告会資料』
- 古瀬清秀 1992「古墳時代における備後北部の特質 ―とくに三次盆地を中心に―」『吉備の考古学的研究』山陽新聞社出版
- 頼 杏坪・加藤景績ほか編 1825「藝藩通志」巻 70, 74

4 指定地の状況

(1) 中小田古墳群の公有化

中小田古墳群の史跡指定範囲の土地は里道を除き民有地であった。広島市教育委員会は史跡の指定に伴い文化財保護法の規定により現状変更行為が制限され、財産権に制約が課されることになることや、今後、遺構の保存と史跡の保存及び活用を図る上で、整地、修景、復原等の環境整備を行う必要があることなどを勘案し、文化庁からの指導も踏まえ、平成11年度から史跡指定範囲の土地の公有化を進め、平成16年度にすべての公有化が完了した。

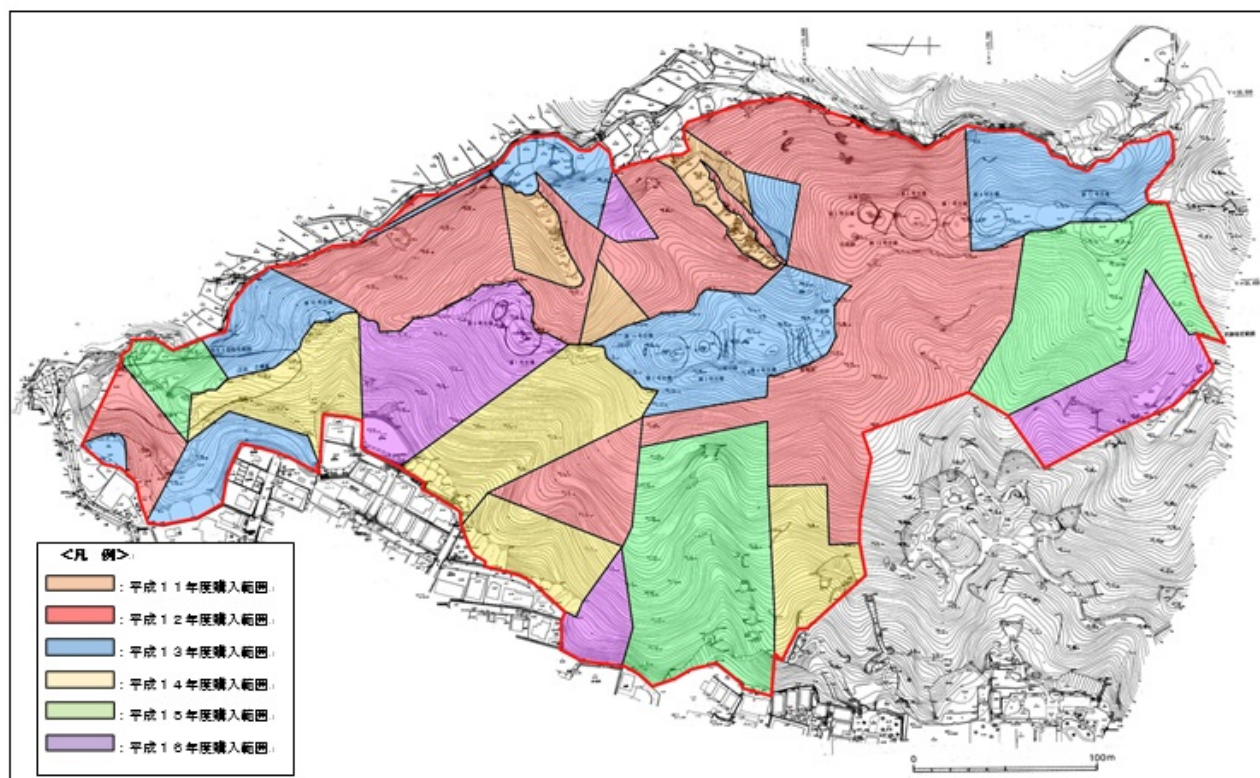


図 3-12 中小田古墳群年度別土地購入範囲図

表 3-3 中小田古墳群公有化の推移

年度	面積	(㎡)	金額	(円)	進捗状況 (面積)	備考
		累計		累計		
平成11年度	3,606.59	3,606.59	49,979,645	49,979,645	3.4%	直接買上
平成12年度	37,043.45	40,650.04	500,029,075	550,008,720	38.2%	先行取得 (起債 500,000 千円)
平成13年度	18,466.80	59,116.84	250,011,735	800,020,455	55.6%	先行取得 (起債 250,000 千円)
平成14年度	14,864.65	73,981.49	200,065,055	1,000,085,510	69.6%	先行取得 (起債 200,000 千円)
平成15年度	19,517.06	93,498.55	249,781,060	1,249,866,570	88.0%	先行取得 (起債 249,000 千円)
平成16年度	12,717.70	106,216.25	191,492,212	1,441,358,782	100.0%	先行取得 (起債 191,000 千円)

(注) 中小田古墳群の史跡範囲内の土地の購入に当たっては、平成12年度以降、史跡等購入費国庫補助要項に基づく国庫補助金の交付を受けている(補助割合：補助対象経費の5分の4)。

(2) 土地所有

史跡指定地の土地は、すべて広島市の所有である。

表 3-4 土地所有の状況

所有者	面積 (㎡)		構成比 (%)	該当する地目
	実測※	公簿		
公有地 (広島市)	102,609.66	102,207.61	100.0	保安林、山林、田、雑種地、墓地

※口田南町 2001-4、2036、甲 2039、乙 2039、2041-3、4195、4201、4202 は、実測面積なし

(3) 土地利用

史跡指定地の土地利用を地目でみると、全体面積の約半分 (53.0%) を保安林が占め、これに山林を加えると 99.0%が樹林 (森林) 関係となる。

表 3-5 土地利用 (地目) の状況

地 目	面積 (㎡)		公簿面積の 構成比 (%)
	実測※	公簿	
保安林	51,877.93	54,118.00	53.0
山林	49,080.82	46,979.00	46.0
田	1,091.45	547.00	0.5
雑種地	458.11	459.00	0.4
墓地	101.35	104.61	0.1
合 計	102,609.66	102,207.61	100.0

※口田南町 2001-4、2036、甲 2039、乙 2039、2041-3、4195、4201、4202 は、実測面積なし

表 3-6 地番別土地所有の状況（参考）

1/2

所有者	地番	面積（㎡）		地目	備考
		実測	公簿		
広島市	広島市安佐北区口田南町 2018 番 1	10,035.91	8,596.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2001 番 3	6,590.05	7,090.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2015 番 13	7,238.13	6,942.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2015 番 12	7,881.44	5,950.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2021 番 1	2,772.86	2,584.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2026 番 1	862.67	4,366.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2022 番 1	5,490.85	4,003.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2038 番	2,906.81	3,933.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2041 番 7	4,419.87	3,897.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2001 番 9	4,020.47	3,867.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2025 番 2	3,446.92	3,446.00	山林	2025 番 1 の一部（購入時に同番から分筆）
広島市	広島市安佐北区口田南町 2015 番 2	3,038.60	2,975.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2018 番 6	3,191.89	2,975.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2032 番 1	2,398.72	1,980.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2021 番 2	2,888.28	1,963.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2001 番 7	1,723.20	1,933.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2031 番 1	1,599.71	1,649.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2035 番	1,634.52	1,461.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町甲 2034 番	4,069.28	1,322.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2033 番	1,334.72	1,130.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2018 番 7	1,009.39	992.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2018 番 8	992.49	992.00	保安林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2027 番 2	1,312.79	793.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2001 番 5	849.72	644.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2001 番 4		644.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南町 2001 番 8	551.01	644.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2001 番 6	418.15	644.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2041 番 4	675.21	642.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2018 番 4	595.01	595.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2037 番	697.91	585.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2036 番		519.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南町 2027 番 1	513.71	469.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町甲 2039 番		320.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南町 2026 番 2	1,238.41	267.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2041 番 2	1,617.94	251.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南町 2041 番 3		251.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 4192 番	247.07	244.00	田	

表 3-6 地番別土地所有の状況（参考）

2/2

所有者	地番	面積（㎡）		地目	備考
		実測	公簿		
広島市	広島市安佐北区口田南町 4195 番		204.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南 3 丁目 2055 番	276.48	204.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 4202 番		168.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南町 4193 番	332.99	155.00	田	
広島市	広島市安佐北区口田南町 4194 番	511.39	148.00	田	
広島市	広島市安佐北区口田南町乙 2034 番	148.31	128.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 4201 番		128.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南町丙 2034 番	64.87	56.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2027 番 3	105.84	49.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町乙 2039 番		42.00	山林	補助金充当無し
広島市	広島市安佐北区口田南町 2040 番	115.00	29.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2028 番	62.01	26.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2032 番 2	11.36	6.61	墓地	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2024 番 2	5,957.22	12,794.00	保安林	2024 番 1 の一部（購入時に同番から分筆）
広島市	広島市安佐北区口田南町 2030 番	17.28	33.00	墓地	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2041 番 1	607.54	502.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南 3 丁目 24 番 3	458.11	459.00	雑種地	
広島市	広島市安佐北区口田南 3 丁目 24 番 4	16.02	16.00	墓地	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2018 番 2	1,469.64	1,487.00	山林	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2018 番 3	56.69	49.00	墓地	
広島市	広島市安佐北区口田南町 2015 番 15	4,135.20	3,966.00	保安林	

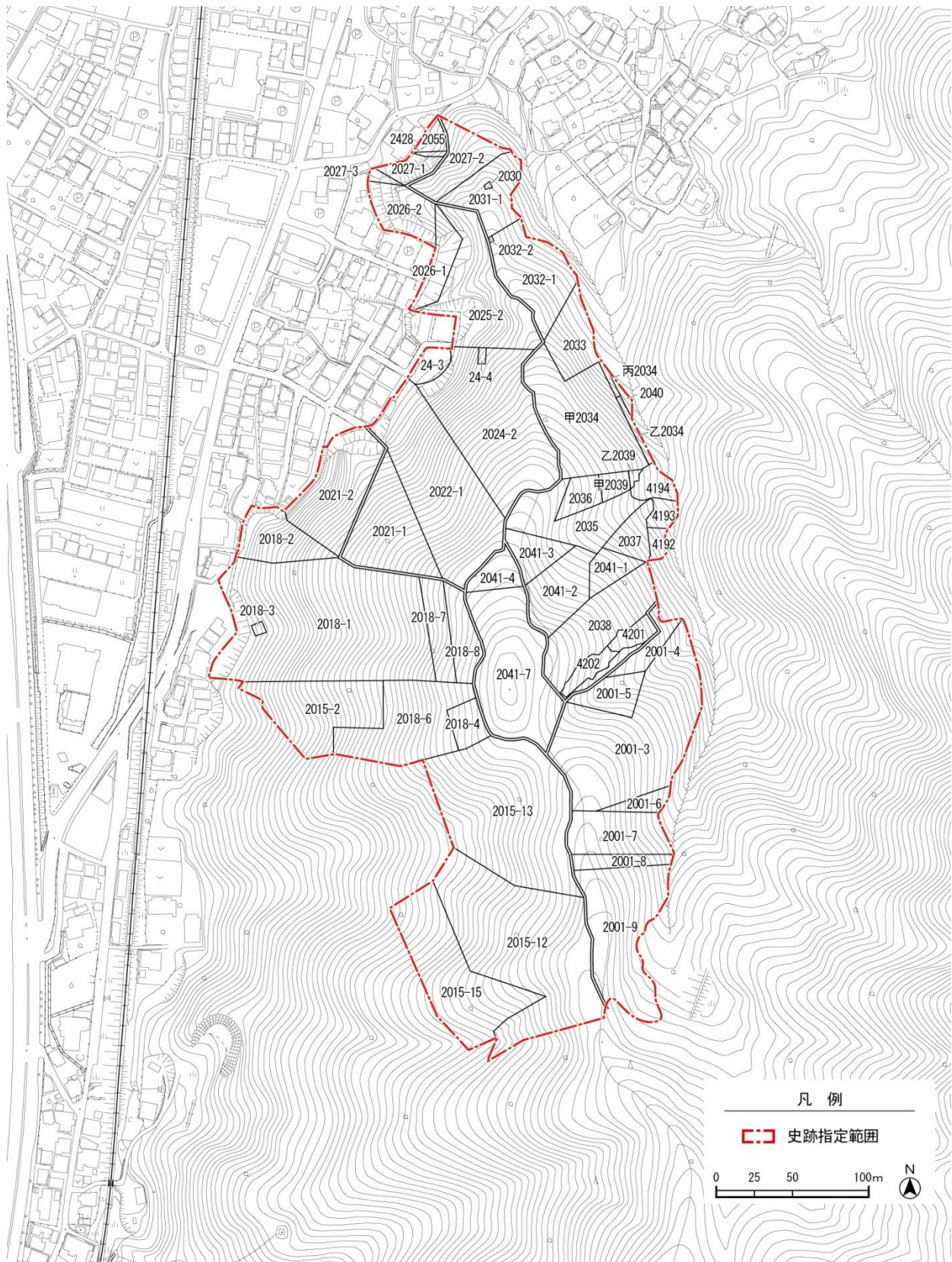


図 3-13 史跡指定地の地番

(4) 法規制

史跡指定地に関わる法規制は、以下に示すものが指定されている。

ア 都市計画法（区域区分、用途地域）⇒図 3-14 を参照

計画地全域が市街化調整区域である。

なお、隣接する住宅地等は市街化区域であり、史跡指定地の北及び西側は第一種住居地域となり、西側の主要地方道広島三次線沿いは第二種住居地域となっている。

イ 森林法⇒図 3-15 を参照

山地は地域森林計画対象民有林に指定されている。

また、史跡指定地の西側を中心に土砂流出防備保安林指定地が指定されている。

ウ 宅地造成等規制法

全域が宅地造成工事規制区域に指定されている。

エ 普通河川保全条例

史跡指定地及びその周辺には小田川など現況の流水路（普通河川）が存在する。

オ 文化財保護法

文化財保護法により史跡に指定されており、発掘調査や整備などにおいては現状変更などの手続きが必要となる。

カ 国有財産法

史跡指定地及びその周辺には里道が存在する。なお、里道については、改正国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号（地方分権一括法第 113 条関係：下記）に基づき、広島市に譲渡されている（法定外公共物として市が管理）。

○本号は、地方分権推進計画に基づき、いわゆる法定外公共物のうち、里道、水路（溜池、湖沼を含む。）として現に公共の用に供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであり、機能を有している法定外公共物に係る国有財産について、市町村から本号の規定による譲与の申請があった場合においては、国は、今後とも国が管理する必要があるものを除き、当該申請のあった財産を、市町村に速やかに譲与するものとする。

キ 土砂災害防止法：土砂災害警戒区域⇒図 3-16 を参照

土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）に基づき、史跡指定地の西側は土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）及び土砂災害警戒区域（同）、東から北側にかけては土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。

＜土砂災害防止法及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とは＞

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。土砂災害特別警戒区域は急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

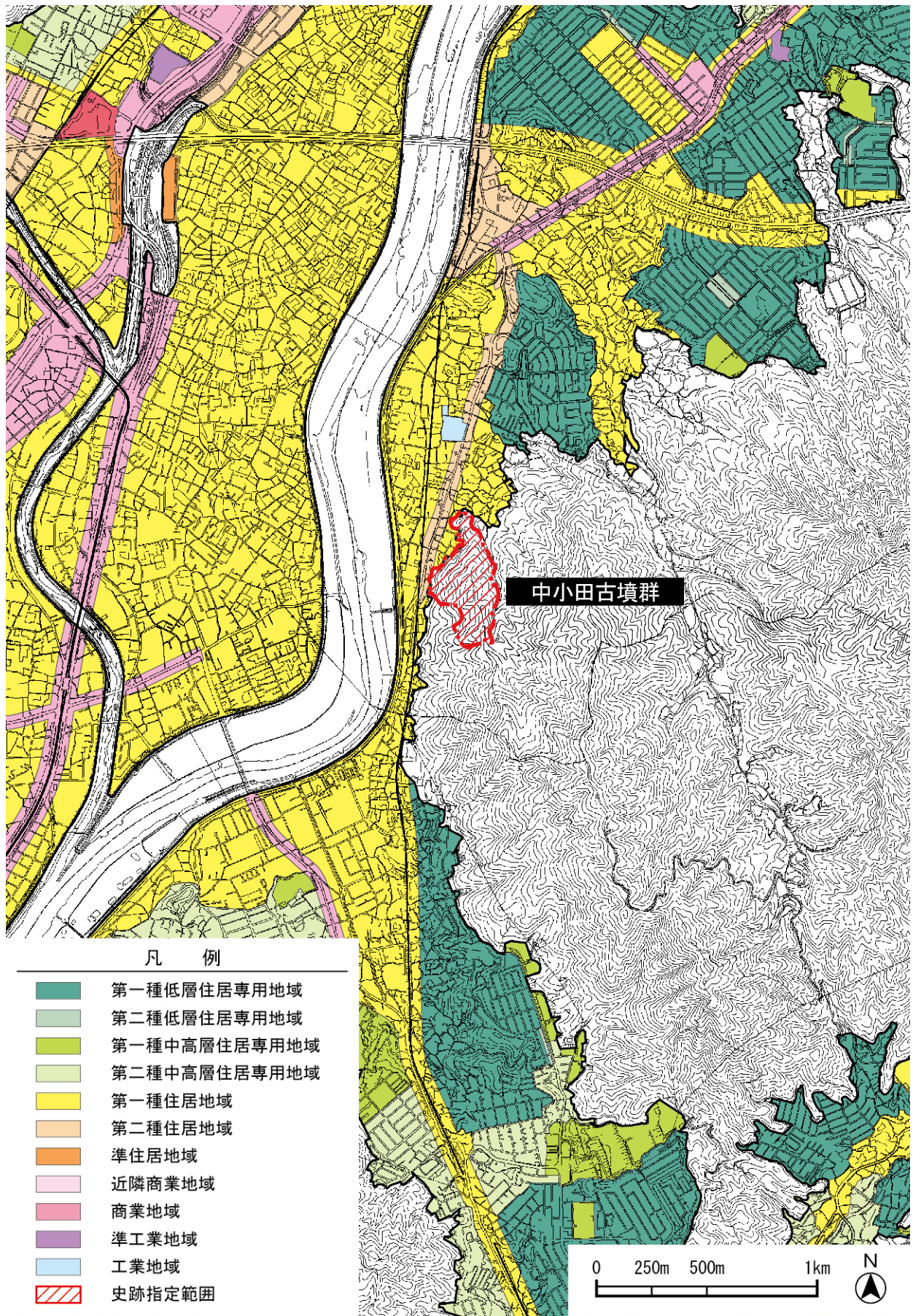


図 3-14 用途地域の指定状況

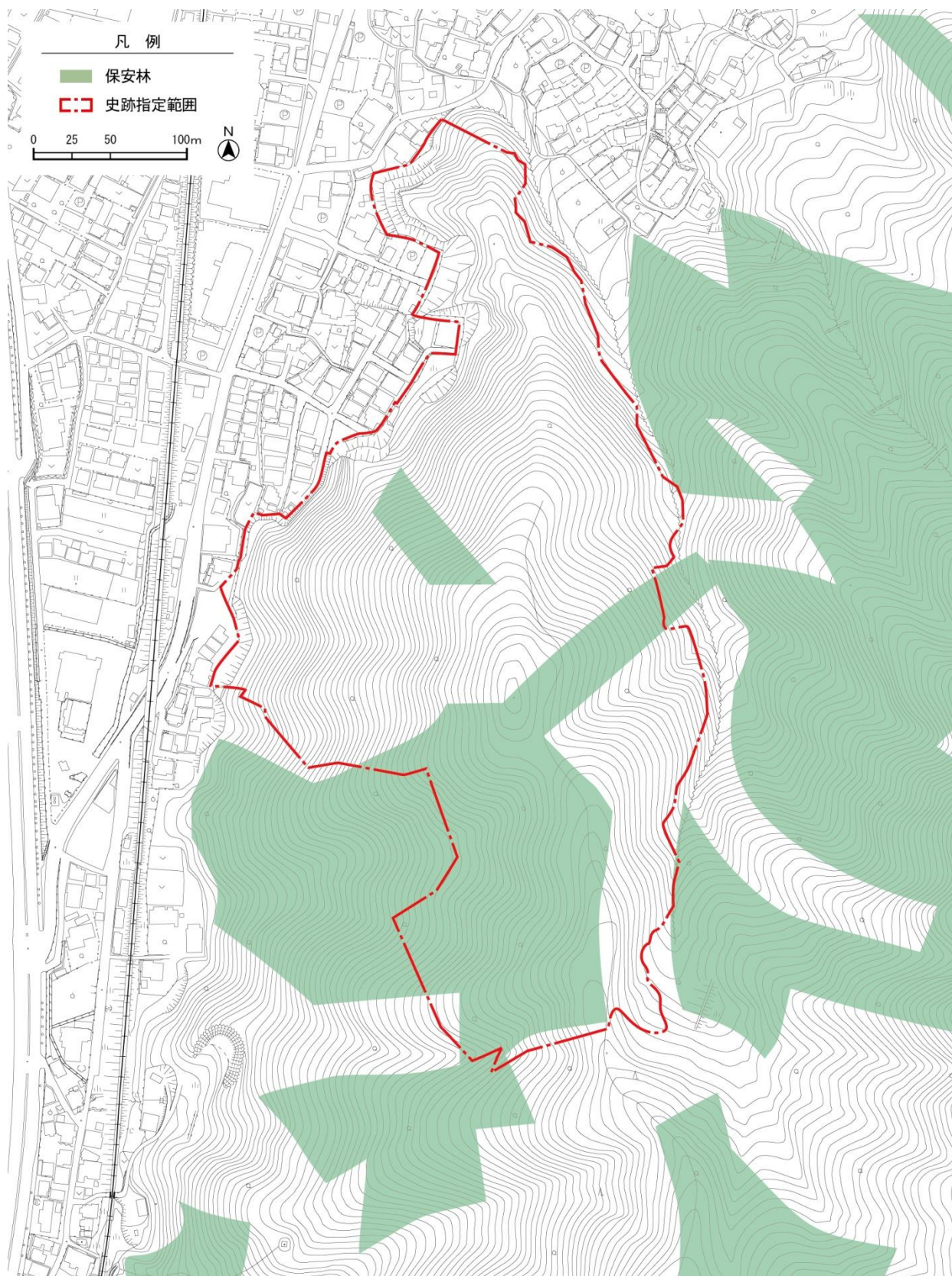


図 3-15 保安林の指定状況

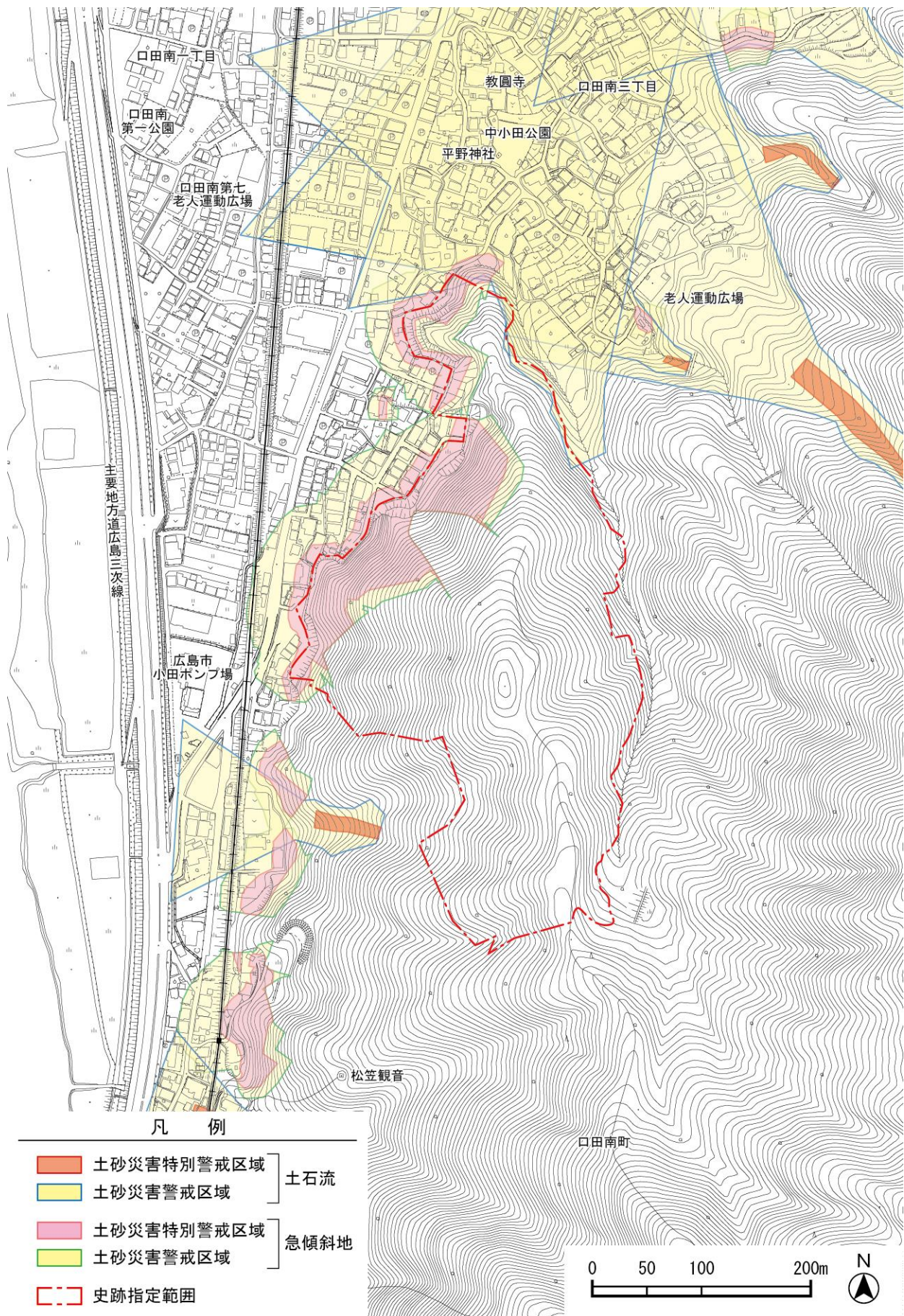


図 3-16 土砂災害防止法の適用状況

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」、つまり、当該遺跡が史跡（指定文化財）として存在することを示す重要な要因であり、その全容は指定説明文において明示されている。史跡の保存・活用の原点となるのは、指定に値する当該史跡の本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。したがって、指定説明文に立脚し、中小田古墳群の本質的価値を総括的に再整理し、次のように明示する。

●古墳時代前半期における太田川下流域を代表する古墳群

第1号古墳から出土した三角縁神獣鏡は京都府椿井大塚山古墳、大阪府万年山古墳、福岡県石塚山古墳出土鏡と同范関係にあり、第1号古墳に葬られた首長は経済的基盤の優位性などを背景にして、特に第1号古墳の築造時期には畿内との政治的な関係を持つことによって、安芸地域を代表するような地位を確保していたとみられる。また、第2号古墳からは甲冑をはじめとする多量の鉄器が出土していることから、古墳時代前半期の太田川下流域を代表する古墳群として注目される。

●当時の経済的基盤と一体化した立地性を有する古墳群

中小田古墳群は現在の広島市街地となる三角州地帯よりやや奥まった太田川下流域を見通せる好位置にあった。中小田古墳群の立地する丘陵の西北には、当時、太田川の形成した沖積平野が広がっており、古墳時代において中小田の丘陵付近まで海が入り込んでいたことも推定されることから、内海交通の一つの拠点であったことが考えられ、このことが古墳群を継続的に造営した首長層の経済的基盤であったと考えられる。

●周辺の遺跡と合わせ弥生時代の終末期からの歴史的様相をたどることができる古墳群

この沖積平野の周辺には、弥生時代の終わりから古墳時代初めにかけての時期の墳墓が集中して分布している。特に中小田古墳群では、北に近接した西願寺遺跡群をはじめとして、弥生時代の終末期から首長墓が連続して営まれた様相をたどることができる。

●国家形成期に向かうわが国の古墳時代前半期の状況を解明する上で重要な古墳群

上記のことを総合すると、6世紀からの国家形成期に向かうわが国の古墳時代前半期の状況を解明する上で、重要な位置を占めている。

第2節 新たな価値評価の視点

指定時から20年以上が経過し、その後の調査で新たに判明した点もあることから、「史跡中小田古墳群総括報告書」を基に、新たな価値評価の視点を整理する。

●同一丘陵上に200年近く連綿と古墳が築造された数少ない古墳群

埋葬主体が木棺直葬であり、副葬品の鉄短剣と有袋鉄斧の形態から、3世紀後半と想定できる第4号古墳からはじまり、勾玉、管玉などの豊富な玉類が副葬され、4世紀中頃に近い築造と判断できる第1号古墳を経て、甲冑と鉄鏃の形態から、5世紀中頃と考えられる第2号古墳へと続く。また、第2号古墳に近い構造の堅穴式石槨から鉄剣が出土していることから、ほぼ近い時期と推定される第3号古墳の築造、その後、墳丘外表施設として角礫の葺石を施した第5号古墳と第6号古墳が築造され、5世紀代の古墳と相前後する時期に同じ尾根上に併行する形で第7号古墳・第8号古墳・第13号古墳が連綿と築造され続けた。

以上のとおり、史跡中小田古墳群は約 500mの範囲の丘陵上に、3 世紀後半から 5 世紀中頃までの期間に、12 基の古墳が次々と造営された貴重な古墳群である。

●太田川下流域における首長墳の変遷を示す古墳群

古墳時代の始まりにおいては、最初の地域首長は西岸の宇那木山第 2 号古墳に葬られたものの、中小田第 1 号古墳の被葬者は弥生時代後期以来この地域の中心地であった東岸域をまとめあげた功績から、西岸も含めた地域の次代地域首長に推戴され、以後、首長の墓域がもはや西岸に移ることはなかったと理解できる。

そして 5 世紀代になると、太田川下流域において円墳系列の古墳が連続して築造された。この時期には、三ッ城古墳の被葬者のような大首長と、それを支える中小首長層という図式からみれば、前者のみ前方後円墳が築造でき、その後は円墳などしか築造できなかったことが考えられる。つまり、畿内との政治的な関係を築き上げた第 1 号古墳被葬者ほどの権力はなかったものの、中小田古墳群全体としてみれば太田川下流域における一定の優位性を持った首長が長期間存在し、古墳を造営した結果であることがうかがえる。

●弥生時代や中世の遺構が存在する古墳群

約 500mの範囲内に弥生時代の竪穴住居が確認され、集落が形成されていたことが判明した。このほか、貯蔵穴と思われる土坑、土壇墓、小児用の土器蓋土壇墓が検出された。これらの遺構は共伴した土器等から弥生時代中期中葉にさかのぼるものもあり、集落は比較的長期間継続して営まれた可能性がある。

また、中小田古墳群が所在する尾根上には、約 90mの範囲で、第 4 号古墳周辺域を主郭として、第 3 号古墳、第 2 号古墳との間に堀切を、第 4 号古墳南側平坦面状に 3 条の畝状堅堀を形成する中世山城が築造されていることが確認された。

このように、中小田古墳群は約 500 メートルの範囲内において、弥生時代には住居が作られ生活の場として、また、古墳時代には地域首長を埋葬する場として、さらには、中世になると地域の権力者の対立を示す軍事拠点として、断続的ではあるものの長期にわたって、それぞれの時代に応じて利用され、人々の生活の痕跡が残されている。こうした重層的な土地利用のあり方からみても、この地が現在に至るまでどれほど重要な場所であったかをうかがわせる遺跡であり、広島地域を象徴するような典型的な遺跡であるといえよう。

第 3 節 構成要素の特定

1 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての本質的価値を構成する要素」と「それ以外の要素」という、価値に関わる区分が求められる。また、本計画では第 1 章「第 2 節 計画の対象とする区域」で示しているように、史跡指定地外も計画策定の範囲としており、史跡の利用環境（アクセス）や自然環境の保全、景観づくり、周辺の文化財等とのネットワークづくりなどを検討する。

したがって、次に示すように、価値と範囲の 2 つの軸によって構成要素を特定することとする。

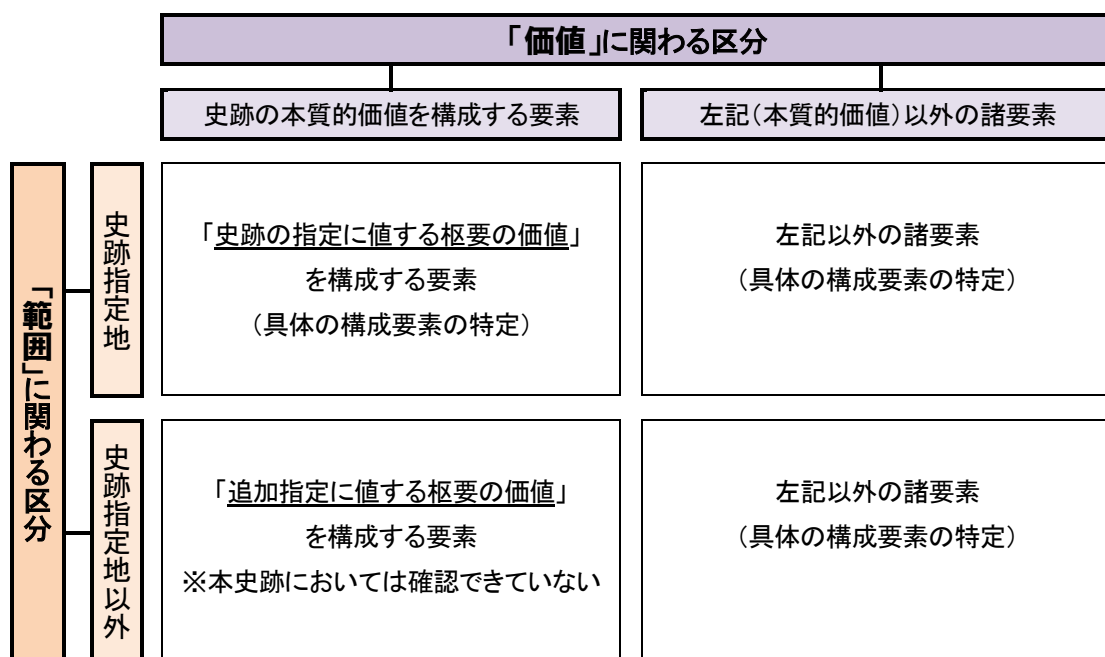


図 4-1 構成要素の特定の考え方（2つの軸）

(1) 「価値」に関わる区分

史跡の保存・活用（整備等を含む）においては、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。このうち、本質的価値を構成する要素は、その保存・活用が大前提となる。それ以外の構成要素も一律では捉えにくく、本史跡に関しても多種多様な要素が存在することから、個々の構成要素の内容や性格、本質的価値との関係などを考慮し、区分しておく必要がある。

このため、ここでは本章「第1節 史跡の本質的価値の明示」及び「第2節 新たな価値評価の視点」の内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定する。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外（その他の要素）については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関わりを考慮して区分を設定する。こうした点を踏まえ、史跡を構成する要素を、大きく次のA～Eの5つに区分する。

A：史跡の本質的価値を構成する要素

- ・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素
- ・「追加指定に値する枢要の価値」を構成する要素（現段階では確認できていない）

<その他の要素：「史跡の本質的価値を構成する要素（A）」以外の諸要素>

B：歴史的環境を構成する要素（「史跡の本質的価値」以外）

- ・中小田古墳群の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境を構成する要素

C：自然環境を構成する要素

- ・史跡指定地及びその周辺における自然的な要素（地形、樹木・森林、その他植生、河川）
- ・史跡からの眺望景観を構成する自然的な要素

D：史跡の保存・活用に資する要素

- ・中小田古墳群に関わるアクセスや案内表示板（サイン類）、保存施設、便益施設などの要素

E：その他関係要素（A～D以外）

- ・前記のA～D以外で、史跡の保存・活用や景観の保全・形成などに影響する要素（史跡との関係で調整が必要な要素、留意事項などを含む）

（２）「範囲」に関わる区分

計画の対象とする範囲は、大きくは史跡指定地とそれ以外となる。それ以外については、第１章「第２節 計画の対象とする区域」で示している関連する計画対象区域（史跡指定地の隣接地・近接地）を基本とし、史跡からの眺望景観（主要な視対象）の対象を取り入れる。

２ 構成要素

価値に関わる５つの要素、範囲に関わる３つの区分（史跡指定地、史跡指定地外…２）に基づき、その周辺の構成要素を特定する。

表 4-1 構成要素の特定

区分	A 史跡の本質的価値を 構成する要素	その他の要素:「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」以外の諸要素			
		B 歴史的環境を 構成する要素 (「A」以外)	C 自然環境を 構成する要素	D 史跡の保存・活用 に資する要素	E その他関係要素 (A～D以外)
史跡指定地	○地上遺構 ・第1号古墳:前方後円墳、竪穴式石槨 ・第2号古墳:円墳 ・第3号古墳:円墳 ・第4号古墳:円墳 ・第5号古墳:円墳 ・第6号古墳:円墳 ・第7号古墳:方墳 ・第8号古墳:円墳 ・第9号古墳:楕円形状墳 ・第10号古墳:円墳 ・第13号古墳:方墳 ・第14号古墳:墳丘形状は削平で不明 ○地下遺構 ・埋葬施設 ・葺石 など ○出土遺物 ・銅鏡(三角縁神獣鏡、獣帯鏡) ・車輪石 ・玉類 ・鉄斧 など	○中世山城跡(地上遺構) ・郭 ・堀切 ・畝状堅堀 ・切岸 ○弥生時代の遺構(集落地及び墓地…地下遺構) ・住居跡 ・土坑 ・土壇 ○出土遺物(弥生時代の遺構) ・土器片 ・鉄製品 ・石製品 ○出土遺物(中世) ・土器片 ・陶磁器片 ・鉄製品	○樹林(森林) ○竹林 ○地形 ・山地部(丘陵地) ・花崗岩の露出	○里道(園路) ○説明板 ○境界標 ○転落防止柵(仮設)	○小田川、砂防堰堤 ○急傾斜地の防災施設(西側山麓部付近)
史跡指定地外	史跡指定地の隣接地・近接地	○寺社きょうえんじ・教圓寺 ・平野神社(中小田公園) ・下小田地蔵尊堂	○樹木・樹林(森林) ・南及び東側 ○山地部の地形 ○小田川	○史跡へのアクセス道路 ・広島三次線 ・市道 ○里道(史跡指定地につながる園路) ○休憩・展望の場(小広場、ベンチ) ○説明板 ○誘導標識 ○中小田公園(トイレ) ○公共交通機関(中小田、下小田バス停留所)	○小田川、砂防堰堤 ○採石場跡(南西側) ○電柱・電線類 ○屋外広告物 ○住宅地 ○近隣商業地(広島三次線沿道)
	史跡からの眺望(遠景)	—	○太田川 ○山地 ・武田山(西方向) ・権現山(北西方向) ・三滝山(宗箇山:南南西)など ○島しょ部 ・宮島(南南西)	○公共交通機関(JR可部線、路線バス)	—

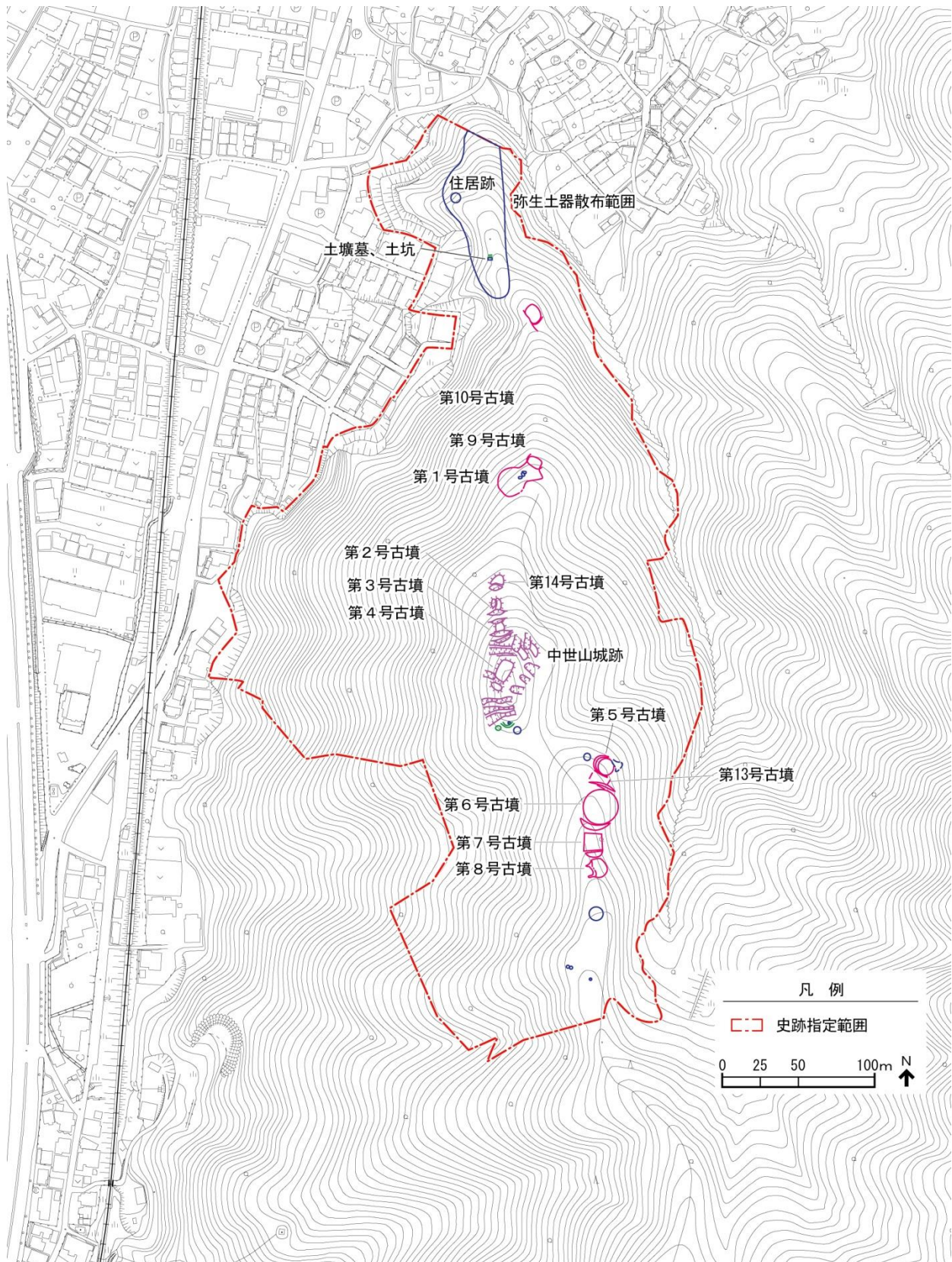


図 4-2 本質的価値及び歴史的環境を構成する要素(史跡指定地内:A、B)



図 4-3 歴史的環境（史跡指定地外：B）や史跡の保存・活用に資する要素（D）



第1号古墳（南側から）



第1号古墳の露出している竪穴式石槨



第4号古墳付近



第7号・第8号古墳付近



第10号古墳付近



弥生時代住居跡付近



主要地方道広島三次線からのアクセス



右手住宅の向こう側に史跡への入口（里道）がある。



史跡内の里道



がけ地に沿った里道。仮設の転落防止柵が設置



史跡指定地の北側などでは竹林が広がりつつある。



史跡指定地の北と南には説明板が設置（写真は北側）



下小田の松笠山登山口にある誘導標識



史跡指定地南側の里道の分岐点にある誘導標識

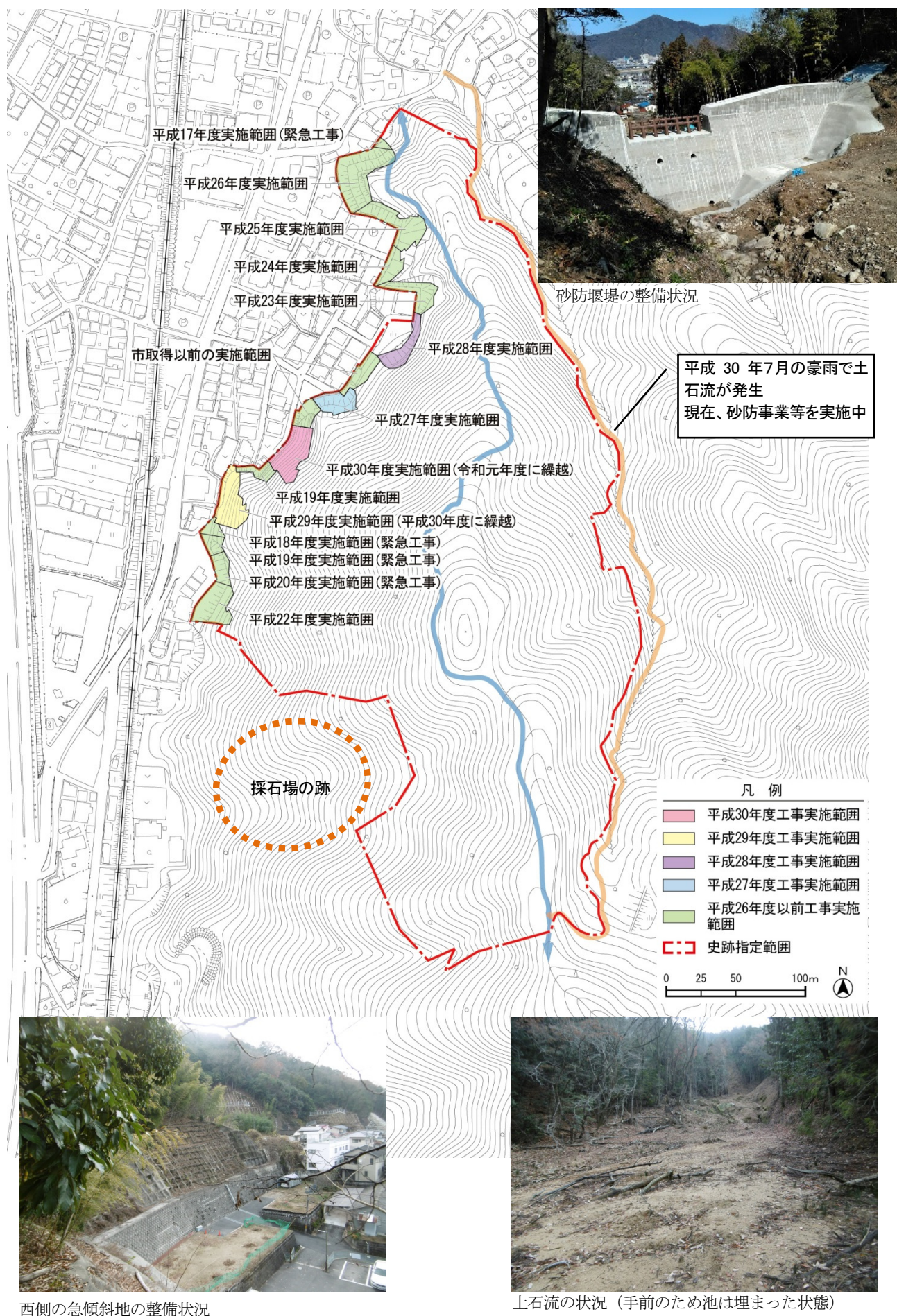


図 4-4 防災関係の工事の状況（その他関係要素：E）

第5章 史跡の現状・課題

第1節 保存（保存管理）

1 現状

●墳丘・遺構

本史跡は山地部（丘陵地）の北端に位置し、史跡指定地の面積は約10haあり、そのすべてを公有化して広島市が管理している。墳丘をはじめとする遺構について、史跡指定前の遊歩道整備やこの付近に生息するイノシシやシカによる洗掘などにより、一部変形している箇所が存在する。また、第1号古墳の石槨が露出したままの状態となっており、風化が懸念される。

●土地利用・植生

史跡指定地の現状をみると、12基の古墳や中世山城跡などの大半は樹林（森林）で覆われ、弥生時代の遺跡（地下遺構）の範囲も樹林となっている。また、南側を除き山麓部付近は急傾斜地であり、東側については史跡指定地に沿う形で小田川が流れている。古墳などが立地する付近については、発掘調査に伴う樹木伐採や下草刈りを行って以降、樹木伐採等の管理行為は行っておらず、一部を除き墳丘等を樹木が覆いつつある。また、史跡指定地の北側には竹林があり、その範囲は次第に広がりつつある。このうち西側山麓部付近は急傾斜地の法面工事が行われ、令和元年度に完了している。一方、東側については、平成30(2018)年7月の豪雨で土石流が発生し、現在、砂防堰堤整備と河川等の復旧・改良に向けた事業を実施中である。

●維持管理

地域の活動団体である「大人のかくれ家倶楽部」による遊歩道の手入れ、案内表示の設置など維持管理の取組も行われている。また、本史跡が樹林（森林）で覆われ、かつ、北及び西側は市街地となっていることから、生活環境の保全の観点からも樹林の管理が求められる。このため、特に近隣に配慮し、広島市が年1回、下草刈りなどを行っている。さらに、丘陵上の里道が西側の急傾斜地と接する付近には、仮設ではあるが転落防止柵が整備されている。

●調査・研究

調査については、昭和36年度と昭和54年度に発掘調査が、平成8年度から平成14年度にかけてと平成28年度・29年度に遺構状況確認調査が実施された。

2 課題

史跡の保存に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の保存のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。こうした史跡の保存の課題は相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関連する。

●「遺構の保存」に向けた措置が必要

- 気象や樹木の根などの影響を考慮しながら、活用や整備と関連づけて遺構の保存のあり方を検討する。
- 史跡指定地及びその周辺において、イノシシなどが生息している現状を踏まえ、前記の「遺構の保存」に加え、来訪者の安全の確保及び地形・植生の保全の観点から、鳥獣被害の防止対策を行う。

○墳丘にかかっている遊歩道の改修などの取組を進めるとともに、第1号古墳の石槨保存に向けた措置を講じる。

●「樹林等の管理」が必要

○遺構の保存や眺望の確保、地形の保全、近隣の生活環境の保全などを考慮しながら、樹林等の管理のあり方を検討する。

○竹林の拡大に対する対策を検討する。

●「史跡指定地周辺における景観づくり」が必要

○史跡指定地の北及び西側は市街地であり、広島市景観計画を基本に史跡周辺として違和感がないような景観づくりに努める。

●「計画的な調査の検討」が必要

○中小田古墳群や関連遺跡などの調査について、未解明な部分や課題を整理し、そのあり方や方法などを検討する。

●「現状変更等への対応」が必要

○中小田古墳群で想定される行為を想定し、現状変更の取扱基準などを明らかにする。

第2節 活用

1 現状

本史跡は、安佐北区における唯一の国指定の文化財（史跡）であり、地域住民等の関心は高い。広島市では広報紙やホームページで中小田古墳群の情報提供を行うとともに、勉強会などを開催してきた。ただし、中小田古墳群のパンフレットなどは作成されておらず、高陽地区の学校で古墳群を学習する機会がほとんど設けられていない。平成31(2019)年3月上旬と中旬には、口田公民館の協力を得て2回の「史跡中小田古墳群を学ぶ会」を開催し、募集定員50人のところ、百数十名の応募があった。

なお、現地の利用は、里道（園路）や遺構の状況などから限定的である（状況については「第3節 整備」で記述）。また、周辺地域に多数古墳をはじめとする遺跡が存在するが、そうしたものの連携が図られていない。

2 課題

史跡の活用に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の活用のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

●「中小田古墳群のPR・情報発信」が必要

○中小田古墳群の価値と特色を広く伝え、理解や関心を高めるため、パンフレットの作成、ICT（情報通信技術）やSNSの活用などPR・情報発信を進める。

●「中小田古墳群をはじめとする文化財を生かした社会教育・学校教育の充実」が必要

○中小田古墳群をはじめとした文化財を市民が学び・体感し、文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、学校教育や社会教育において文化財や歴史文化を生かした取組のより一層の充実を図る。

●「中小田古墳群などを生かした観光・交流の展開」が必要

○文化財は多様な役割や可能性を有しており、観光・交流の資源としても生かし、地域の魅力づくりと活性化に努める。

●「中小田古墳群などを生かした周遊コースの設定と利用促進」が必要

○中小田古墳群や周辺の文化財、自然などの地域資源を生かした周遊コースを設定し、必要なサインの整備などに取り組み、歴史探訪や自然に触れ、親しむための散策コース、健康づくりのコースなどを設定し、ホームページ等で発信することにより、利用を促進する。

●「周辺の文化財及び市域内外の関係する文化財との連携・活用」が必要

○文化財は単独での活用だけでなく、他の文化財や地域資源などつないで生かすことによって、より活用の幅や効果が高まることが想定できる。

○このため、史跡指定地周辺を含めた一定の範囲において、多様な文化財やその周辺環境を一体的に活用すること（歴史文化保存活用区域^{*1)}、古墳や古代などをテーマに関係する文化財をつないで生かすこと（関連文化財群^{*2)}）の観点から、文化財などの活用を図る。

●「外国人を含めた受入れ体制の充実」が必要

○来訪者等に対しても文化財への理解やマナーの周知などに努めながら、関係団体や地域活動団体等と連携し、案内ボランティアの配置など外国人を含め来訪者の受入れ体制の充実を図る。

●「中小田古墳群をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化」が必要

○地域住民や地域活動団体等の主体性を尊重しながら、中小田古墳群をはじめ歴史文化を生かしたまちづくり・地域活性化を促進するとともに、行政と地域住民・地域活動団体等の連携を高める。

※ 1 歴史文化保存活用区域

有形のものだけでなく、無形のものも含めて文化財が特定の地域に集積している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出することが望ましい区域。

各区域において、文化財の保存と合わせて、歴史文化を生かしたまちづくりなどにつなぐことが期待される。

※ 2 関連文化財群

地域的に広がりを持って存在（分布）する有形・無形、指定・未指定の文化財を、相互に関連性のあ
る一定のまとまり（つながり）としてとらえ、関連づけて保存・活用していくもの。

様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで生かす方策で、教育文化、観光振興など多様な活用が想定できる。

第3節 整備

1 現状

史跡指定地やその周辺において、中小田古墳群を対象とした整備及び中小田古墳群の利用に係る整備としては、次のようになる。

○遺構の表現

- ・古墳群の多くが往時の墳丘の形状をとどめておらず、また、いずれも樹林に覆われていることから、古墳として視認しにくい状況にある。その中で、第1号古墳は竪穴式石槨が露出し、古墳の存在を意識できる。
- ・中世山城跡の郭、堀切、竪堀などを見ることができるが、名称表示板などの整備は行っていない。
- ・その他、弥生土器散布範囲などについては地下遺構となっているが、範囲は示されていない。

○保存施設（史跡指定地）

- ・保存施設のうち広島市（教育委員会）が整備したものは、説明板（史跡指定地の北端と南端）と境界標であり、史跡標柱は未整備である。
- ・地元のボランティア団体が整備した説明板があるが、来訪者の目に留まりにくい状態である。

○その他サイン

- ・保存施設としての説明板以外のサインについては、史跡指定地の南側の松笠山登山道の入口や稜線の分岐点に誘導標識があり、稜線の分岐点の誘導標識には中小田古墳群の誘導表示がある。
- ・ただし、史跡へのアクセスである主要地方道広島三次線から史跡指定地の北側（指導）に入る付近、及び下小田の松笠山登山道入口付近には、中小田古墳群に関する誘導標識は未設置である。

○里道（園路）

- ・史跡指定地においては、稜線付近で南北方向に里道（園路）が通り、急傾斜地と接する部分には仮設の転落防止柵が整備してある。また、急な斜面ではボランティア団体によって木材の階段が整備されているが、老朽化している。
- ・この里道は南に伸び、史跡指定地の南側で松笠山方面と下小田方面に分かれている。
- ・史跡指定地内の里道（園路）については、傾斜や凹凸で歩きにくかったり、樹木や下草が障害物となっていたりする。また、下小田からの里道（松笠山登山道）は、中小田古墳群への南（下小田）からのルートでもあるが、豪雨で浸食された箇所が多くある。

○管理・便益施設など

- ・史跡指定地内やその隣接地において公衆トイレは未整備であり、史跡指定地の北側の中小田公園のものが近隣では唯一の公衆トイレとなる。
- ・その他、中小田古墳群の利用のための駐車場や休憩施設などは未整備である。なお、史跡指定地の南側（史跡指定地外）に眺望の場が確保され、ベンチが設置されている。ただし、樹木により見える範囲が制約されつつある。

○防災・安全

- ・史跡指定地の東側には小田川が流れているが、平成30(2018)年7月の豪雨災害で大きな被害を受け、現在、砂防堰堤整備と河川等の復旧・改良に向けた事業が行われ

ている。

- ・史跡指定地の北西側の山麓部では、平成 17 年度から法面工事を行い令和元年度に完了している。
- ・急傾斜地に面した里道（園路）では、応急的に転落防止柵を設置している。

○景観

- ・史跡指定地内の幾つかのポイント・ゾーンは、南西から北側に向けて良好な眺望条件を備えていが、現状は樹林に覆われた状態で眺望確保の整備は行っていない。
- ・史跡指定地の南側（指定地外）では、地域の有志により樹林整備や手づくりベンチの設置が行われ、眺望兼休憩の場が確保されている。

2 課題

史跡の整備に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。なお、史跡の整備については、保存のための整備と活用のための整備に大別できることから、この2つに分けて整理する。

【主として史跡の保存のための整備】

●「現状を基本とした遺構の保存・整備」が必要

- 形状が本来に近い形で残されている古墳（第 10 号古墳）、及び本来の形状が十分把握できていない古墳については、現状を基本とした遺構の保存・整備を図る。
- 弥生土器散布範囲や弥生時代の遺跡、中世山城跡については、古墳との関係に留意しながら、現状を基本とした遺構の保存・整備を図る。

●「保存施設の整備」が必要

- 史跡として必要な標識（史跡標柱）の整備を行うとともに、説明板の更新、新たな場所への設置を図る。

●「管理運営のための施設の整備」が必要

- 史跡の維持管理や運営のため、その体制と合わせて、用具・備品の倉庫などの整備、又はそれらの保管場所を確保する。

●「遺構がき損した場合の復旧などへの対応」が必要

- 今後、墳丘等の遺構がき損した場合は、その形状やその他遺構（石槨など）をどの範囲でどのような方法で復旧するかを検討し、応急的な対策を含め適切に対応する。
- 遺構の状況を定期的に点検し、崩落等が生じる可能性がある場合は、その防止対策を講じる。

●森林の管理や防災安全性の確保（活用のための整備を含む）

- 防災面での安全の確保や自然環境の保全に留意しながら、眺望確保に向けた樹林整備（一部区域での間伐など）、整備した法面等の保護のための植栽（シバなど）、史跡指定地一帯の植生に基づく部分的な樹木の植栽に取り組む。
- 史跡指定地及びその周辺において森林（自然環境）の保全を基本としながら、適正な管理を図る。

【主として史跡の活用のための整備】

●「遺構の表現の検討」が必要

- 遺構の保存・活用を考慮しながら、墳丘や石槨などの表現を検討する。

○弥生時代の遺跡や中世山城跡については、前述のように現状を基本とした遺構の保存・整備を図ることとするが、より公開・活用するため遺構の表現の可能性を調査・研究する。

●「アクセスの円滑化や駐車場の確保・整備」が必要

○史跡へのアクセスを円滑にするため、誘導標識や案内板の整備を図る。
○駐車場の確保・整備について、史跡への動線を踏まえ、設置場所等を検討する。なお、駐車場の確保・整備に当たっては、交通事故防止の観点から、安佐北区役所や警察等関係機関と協議を行った上で、必要な標識の設置等の対策を行う。

●「里道（園路）の整備・充実」が必要

○史跡指定地内の里道（園路）及び下小田からのルートの整備・充実を図る。
○急傾斜地に接する箇所などにおいて、安全確保のための転落防止柵を景観や耐久性に配慮して整備する。
○勾配のきつい区間については、階段の更新・整備や手すりの設置などの対策を図る。

●「休憩の場・展望の場の確保・整備」が必要

○里道（園路）沿いなどにおいて、休憩の場・展望の場の確保・整備を図る。
○展望の場については、防災などに配慮しながら、眺望確保に向けた樹木の適正な整備を行う。

●「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定とサインの整備」が必要

○史跡指定地だけでなく周辺を含めて、周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などのサインの整備・充実を図る。

●「便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備」が必要

○史跡指定地やその周辺において、既存施設の活用・充実を含め、休憩施設やトイレなどの整備・確保を進める。

●「ガイダンス機能の確保・整備」が必要

○口田公民館など既存施設やＩＣＴ（情報通信技術）の活用を含め、ガイダンス機能の確保・整備に努める。

●「外国人観光客に配慮した環境整備の検討」が必要

○外国人観光客を考慮したサイン類やパンフレット、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用などの環境整備を検討する。

※外国人観光客の誘致は、国をあげて取り組まれており、『明日の日本を支える観光ビジョン』（官公庁・平成28年3月）では、「訪日外国人旅行者がストレスなく、快適に観光を満喫できる環境整備に向け、政府一丸となって対応を加速化」とされている。

●「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備の検討」が必要

○関係団体、民間事業者等と連携しながら、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備を検討する。

第4節 運営・体制の整備

1 現状

本史跡はすべてが公有地であり、広島市が管理・運営に責任を持つ。こうした中、文化財行政を担当する市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当（以下「文化財担当」という。）においては、史跡の維持管理や活用を担当する職員は限られているとともに、当該史跡は市役所・区役所などから離れた位置にあり、樹林等に覆われた山地部（丘陵地）であることから、管理や点検には地域住民や地域活動団体等の協力が必要となる。これまでもボランティア団体「大人のかくれ家倶楽部」によって、園路などの整備が行われている。

また、史跡指定地内や周辺には、土砂災害防止法の特別警戒区域などがあり、砂防堰堤などの整備も行われており、関係部署や関係機関との連携が不可欠な史跡である。

2 課題

史跡の運営・体制の整備に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の整備のあり方を考えると、次のような課題が設定できる。

●「住民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組」が必要

○史跡指定地やその周辺においては、環境美化や歴史を生かしたまちづくりなどが期待されており、将来にわたり史跡の保存・活用を確実にかつ効果的に行うためには、住民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組を進める。

●「市内外の人々・団体等とのネットワークづくり」が必要

○史跡の保存・活用においては、前記の住民・地域活動団体等に加え、幅広い協力・支援、参加が推進力となるため、市内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努める。

●「市民等への情報の提供（共有化）・発信の体制づくり」が必要

○前記の協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として、情報の提供と共有化が重要となり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む。

●「史跡の管理主体としての体制づくり（人材の育成など）」が必要

○史跡の管理主体は、すべての土地を所有する広島市であり、その責務を遂行するためには、文化財担当において、埋蔵文化財に関する専門知識を有する人材の確保・育成などの体制づくりが必要である。

●「庁内の連携体制の強化」が必要

○史跡の保存・活用においては、文化財担当だけでなく、教育や防災、観光、農林（保安林）なども関係することから、庁内の連携体制を強化する。

●「国・その他関係機関等との連携の強化」が必要

○史跡の現状変更や整備などにおいては、国（文化庁）との連絡・調整や支援が不可欠であるとともに、調査・研究などにおいては、研究機関や学識経験者等の協力が求められることになり、こうした関係機関などとの連携を図る。

●「外国人を含めた受入れ体制の充実」が必要

○前記の「外国人観光客に配慮した環境整備」と合わせ、全市的な体制の中で文化財に関わる外国人の受入れを検討する。

第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針

第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）

本史跡の価値を確実に保存して未来に継承し、その価値を顕在化し、有効に活用するためには、史跡の保存・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的かつ実効性のある取組を行っていく必要がある。その中では、住民・地域活動団体等の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査や整備、及び教育文化、観光、まちづくり、地域活性化などの観点から、史跡を生かす取組も重要になる。

このため、中小田古墳群に関わる様々な主体・市民等が共有する、史跡の保存・活用の基本理念（目標）を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。なお、「史跡の保存・活用の基本理念（目標）」における「保存・活用」は、整備や運営・体制、及び調査・研究を含むものである。

【史跡の保存・活用の理念（目標）】

多彩な副葬品や立地が物語る 太田川下流域を代表する中小田古墳群の価値・特色を みんなの力で守り、伝え、生かす

三角縁神獣鏡や斜縁獣帯鏡、甲冑、車輪石、玉類、鉄斧など多彩な出土品（副葬品）が確認され、沖積平野と内海交通の拠点を見下ろす場所に立地していた、太田川下流域を代表する中小田古墳群の価値・特色を、行政や地域をはじめ多様な主体が力を合わせ、守り、伝え、生かす。

第2節 取組の基本方針

1 保存（保存管理）の基本方針

中小田古墳群の本質的価値及び史跡の保存の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、史跡の保存の基本方針を調査・研究と保存管理の観点から設定する。

【調査・研究の継続実施】

- 説明すべき事項や目的を明確にし、必要に応じて発掘調査等の実施を検討する。
- 関係する研究論文やその他資料などの把握・整理を持続的に行う。
- 上記の各種調査、資料・データの整理等で得られた成果を、体系的に記録、整理するとともに、多様な手段・媒体を考慮しながら、適切に公開・活用する。⇒「活用」を参照

【保存管理】

- 中小田古墳群の本質的価値を構成する要素（A：墳丘、石槨など）の確実な保存に取り組む。
- 墳丘などの保存・活用（整備）と調整しながら、歴史的環境を構成する要素（B：弥生時代の遺跡、中世山城跡）などの保存のあり方を検討する。
- 住民・地域活動団体等と連携しながら、史跡の定期的な清掃美化や下草刈り、点検などの維持管理に取り組む。
- 市民等に対し、中小田古墳群をはじめ文化財の価値や可能性、保護の大切さなどの情報提供や啓発に努める。

2 活用の基本方針

中小田古墳群の本質的価値及び史跡の活用の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、分野別に活用の基本方針を設定する。

【PR・情報発信】

- 住民・地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群をはじめ文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を生かした学習機会や体験・交流機会の確保などに取り組む。
- 中小田古墳群を中心としたパンフレットなどの作成を図る。
- 中小田古墳群に関する調査・研究の成果、その他の歴史文化に関わる情報、地域情報などを、ICT（情報通信技術）を含め多様な手段・媒体を活用しながら、広く情報の提供・発信に努める。

【教育における中小田古墳群などの活用】

- 学校教育において、中小田古墳群の体験学習などを行い、子どもたちの地域の歴史文化への関心や理解を高める。
- 公益財団法人広島市文化財団や口田公民館などと連携し、中小田古墳群の史跡探訪ウォーキングや歴史講座などを開催する。

【まちづくりや観光、地域活性化の資源としての活用】

- 歴史探訪や散策、健康づくりなど、地域住民等による中小田古墳群の活用を促進する。
- 地域における歴史文化（中小田古墳群など）を生かしたまちづくり、魅力づくり、活性化の取組を促進する。
- 住民・地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群への来訪者（外国人を含む）

を受け入れる体制づくりを検討する。

3 整備の基本方針

中小田古墳群の本質的価値及び史跡の整備の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、保存と活用の観点から整備の基本方針を設定する。

【主として史跡の保存のための整備】

- 中小田古墳群の本質的価値を構成する要素（A：墳丘、石槨など）については、今後の活用や管理運営などを考慮しながら、遺構の保存のための整備を検討する。
- 標識（史跡標柱）や説明板の整備を計画的に進める。
- 歴史的環境を構成する要素（B：弥生時代の遺跡、中世山城跡）については、古墳の保存・活用と調整しながら、遺構の保存・整備などを検討する。

【主として史跡の活用のための整備】

- 遺構の保存と関連づけながら、墳丘の復元的な整備や石槨の展示、その他遺構の展示（レプリカ）など遺構の表現について検討する。また、弥生時代の遺跡や中世山城跡についても、古墳との関係などを考慮しながら、それらの遺構の表現について検討する。
- 史跡へのアクセスの明確化に向け、誘導標識などの整備に取り組む。
- 史跡指定地の周辺において、駐車場の確保・整備について、史跡への動線を踏まえ、設置場所等を検討する。
- 里道（園路）については、史跡指定地外を含め、坂道への階段や手すり、転落防止柵の整備など、利用しやすく安全な環境づくりに取り組む。
- 史跡指定地だけでなく周辺を含めて、周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などの案内表示板の整備・充実を検討する。
- 史跡指定地及びその周辺において、遺構の保存や景観などに配慮しながら、休憩の場の確保・整備に取り組む。
- 史跡指定地及びその周辺において、遺構の保存や防災などに配慮しながら、必要に応じて枝打ち・間伐などを行い、展望の場を確保するとともに、前記の休憩の場としての活用を図る。
- 史跡指定地周辺において、中小田古墳群の来訪者が利用できるトイレの確保や整備を図る。整備までの間、中小田公園のトイレの活用を検討する。
- 中小田古墳群に関するガイダンス機能の整備を、既存施設やICT（情報通信技術）などの活用を含めて検討する。
- 中小田古墳群をはじめとした文化財の解説や案内、その他観光資源や地域情報の提供・発信に関して、ICT（情報通信技術）を活用したシステム等の導入を検討する。

4 運営・体制の整備の基本方針

中小田古墳群の本質的価値及び史跡の運営・体制の現状・課題を踏まえ、前記の基本理念（目標）の具体化を目指し、運営・体制の整備の基本方針を設定する。

- 中小田古墳群をはじめ文化財の保存・活用に関わる庁内の連携体制、管理主体としての体制の充実・強化を図る。
- 中小田古墳群をはじめ文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を生かした体験機

会や講座などの開催及び開催支援、史跡の保存・活用を支える組織づくりなどに取り組む体制の充実・強化に努める。

○中小田古墳群などの保存・活用において、住民・地域活動団体等の協力・参加、そして協働の取組を進めるとともに、市内外の人々・団体等による協力・支援体制や人的ネットワークづくりに努める。

○地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制づくりを検討する。

第7章 史跡の保存（保存管理）

第1節 方向性

1 ゾーン区分

中小田古墳群の確実な保存（保存管理）を図るため、活用・整備との関係を考慮しながら、本質的価値を構成する要素（A）やその他の諸要素の状況、及び景観条件などを踏まえ、史跡指定地を6つ、史跡指定地外（史跡周辺）を3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた保存（保存管理）の方向性を示す。

さらに、このゾーンを基本に、遺構や建造物の保存と史跡としてふさわしい景観の保全を前提として、史跡指定地における現状変更の取扱基準を設定するとともに、史跡周辺における文化財の保存や自然環境・景観の保全・形成の指針を検討する。

（1）史跡指定地内

■エントランスゾーン

史跡の入口に当たる北と南の位置にあり、案内板・説明板や便益施設などの整備を意図するゾーンである。

■古墳ゾーン

中小田古墳群を構成する古墳が単独又は複数存在する、古墳を中心としたゾーンである。

■古墳・中世山城跡ゾーン

複数の古墳と合わせて、それらを改変して築かれた中世山城跡が存在するゾーンである。

■弥生遺跡ゾーン

弥生時代の遺跡が確認され、かつ、弥生土器散布範囲となっている区域を対象としたゾーンである。

■自然・緑地ゾーン

上記の古墳、中世山城跡、弥生遺跡に関わるゾーンを取り巻く山地部を対象としたゾーンであり、史跡の環境・景観の保全に寄与することを意図している。

■防災ゾーン

国（中国地方整備局）により砂防堰堤の整備が行われている小田川やその周辺、及び西側の急傾斜地の法面工事箇所やその周辺を対象としたゾーンであり、防災・安全性の確保と史跡の環境保全（地形の保全、景観への配慮）を意図している。

（2）史跡指定地外

■防災ゾーン

史跡指定地内の防災ゾーンと連続する、小田川側の史跡指定地外のゾーンであり、防災・安全性の確保と史跡の環境保全（地形の保全、景観への配慮）を意図している。

■史跡周辺森林ゾーン

史跡周辺において、自然環境や防災性の確保・保全及び景観の保全・形成を図る、森林を中心としたゾーンである。

■史跡周辺市街地ゾーン

史跡指定地の西及び北側に広がる市街地を対象としたゾーンであり、史跡指定地の環境・景観との調和を意図したゾーンである。

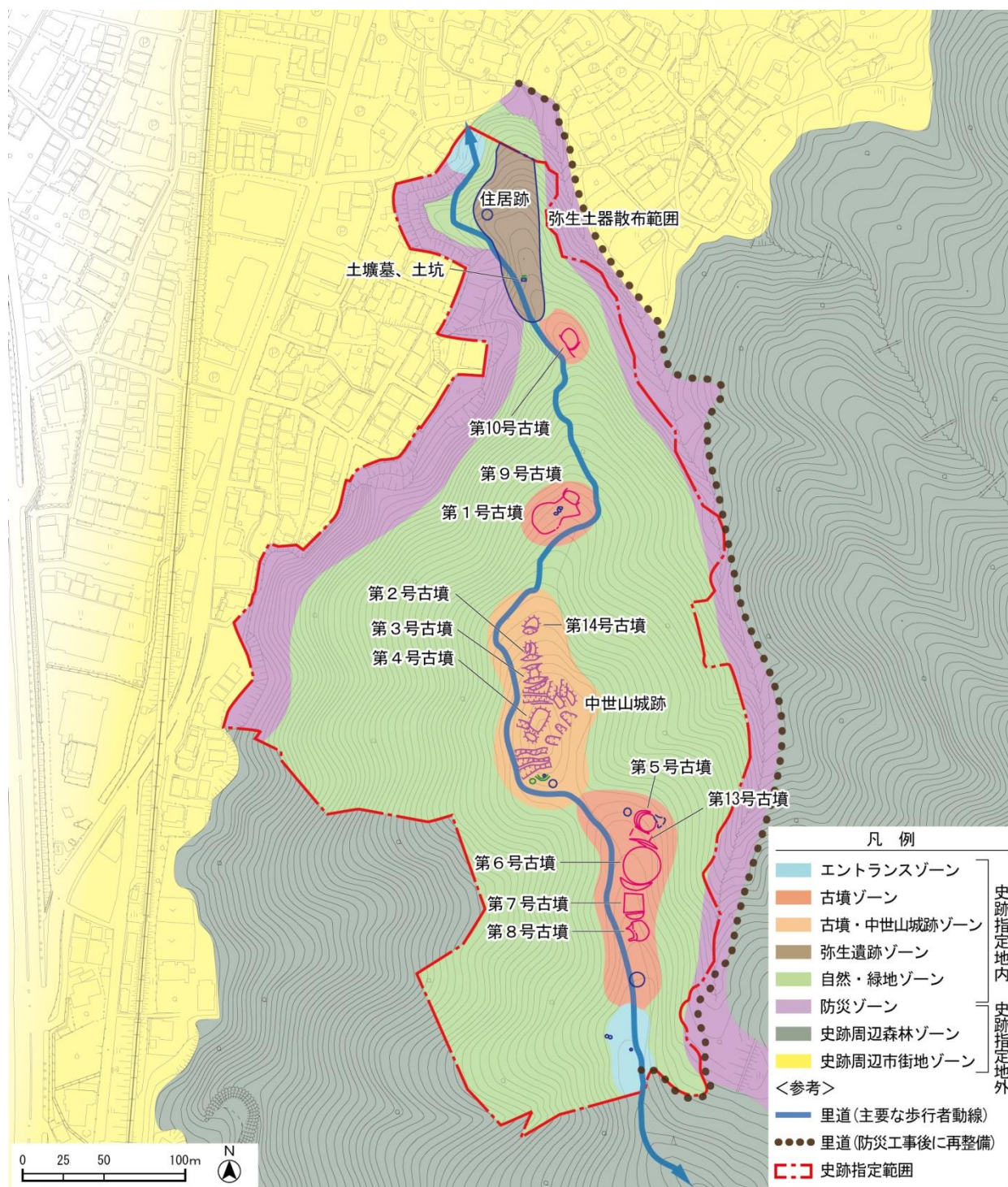


図 7-1 ゾーン区分

2 指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性

史跡指定地における文化財の保存（保存管理）及びそれに関する事項についての方
向性を、ゾーンごとに設定する。

■エントランスゾーン

北側のエントランスゾーンは、主要な史跡への入口であり、案内板・説明板と合わせ
て、近隣との調整を図りながら、トイレ・休憩所・案内スペース、及び維持管理に必要

な物品等を収納する倉庫などが一体となった小規模な施設（建物）の整備を図る。

南側のエントランスゾーンは、比較的まとまった平坦地があることから、案内板・説明板に加え、ベンチなどの整備を図る。

地域住民や地域活動団体等と連携し、これら施設やゾーンの保存管理に取り組む（以下、共通）。

■古墳ゾーン

当該史跡の本質的価値を構成する要素（A）が存在するゾーンであり、墳丘の保存の観点から、保存に影響を及ぼす樹木等について原則として除去するとともに、鳥獣被害の防止対策を講じる。また、変形した墳丘や風化の進む第1号古墳の石槨の修復を行う。

■古墳・中世山城跡ゾーン

複数の古墳と合わせて、それらを改変して築かれた中世山城跡が存在することから、両者が存在することやその背景が理解できるよう、整備の方法などを検討し、保存・活用を図る。

■弥生遺跡ゾーン

弥生時代の遺跡が確認され、かつ、弥生土器散布範囲となっているゾーンであることから、地下遺構や遺物の保護を図りつつ、その存在の普及に努める。

■自然・緑地ゾーン

自然の中の史跡の環境・景観や樹林による防災機能の保持を図るとともに、一部区域では、自然環境や防災との調整を図りながら、史跡からの眺望の確保を図る。また、周辺地域の幾つかのポイントから、古墳の存在が意識できるよう、墳丘等と合わせて、樹林の伐採・枝打ち等の整備を行う。

■防災ゾーン

小田川及びその周辺に関しては、砂防堰堤の整備において史跡指定地内と連続する形での法面の緑化、景観への配慮などを働きかける。西側の急傾斜地の法面工事箇所については、その維持管理を図るとともに、再整備等においては景観に配慮した工法の採用に努める。

3 史跡周辺における環境・景観の保全・形成の方向性

史跡指定地及びその周辺に建設される建築物、工作物及び屋外広告物は、広島市景観計画（景観法）及び広島市屋外広告物条例に基づく規制の対象となることから、相談・協議、その他手続きを通じて、景観の保全・形成に配慮する必要がある。特に、史跡指定範囲は、原則として屋外広告物を表示、設置することができない禁止地域であることに留意する必要がある。

■防災ゾーン

史跡指定地内の「防災ゾーン」のうち、小田川及びその周辺と同様の対応を行うとともに、関係機関と協議・調整の上、小田川沿いの里道（歩行者動線）の再整備を進める。

■史跡周辺森林ゾーン

関係権利者等による森林の保全や管理を促進するとともに、里道の維持管理及び修繕等に努める。

第2節 方法

1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準（史跡指定地）

（1）現状変更等の許可を必要とする行為

現状変更等においては、後述の「現状変更等の取扱方針と取扱基準」に基づくこととするが、実際に現状変更等の許可を必要とする行為及び必要としない行為を、文化財保護法等に基づき整理しておく（表 7-1、7-2）。

中小田古墳群（史跡指定地）において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条第 1 項）が必要となる。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意（文化財保護法第 168 条）となる。

なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

表 7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（届出先）	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	中小田古墳群における例
文化庁長官	■文化財保護法第 125 条第 1 項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 ○現状変更 ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は許可が必要ない） 【上記の「ただし書き」】 ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条：次頁（表 7-2）を参照）の規定に基づく	【現状を変更する行為】 ○建築物（トイレ等）の新築、除却 ○園路の階段設置や舗装及び修繕 ○工作物（柵、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、案内板・説明板など）の設置・改修・撤去…土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為の場合 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備など ○枯死した樹木の抜根（保存に影響を及ぼさない場合は除く→許可を必要としない行為） ○遺構・建造物の型取り ○地下遺構の直上又は建造物における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石・木材等の露出遺構の薬剤処理など
広島市	■法施行令第 5 条第 4 項 ○小規模建築物（階数が 2 以下、建築面積が 120 m² 以下）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物）又は道路の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等） ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など	○イベント等に利用される仮設建築物の整備（テントなど） ○工事に関わる仮設建築物（2 年以内）の整備（プレハブ事務所、仮設トイレなど） ○既存道路（里道）の再整備、建築物以外の工作物（仮囲い、説明板、看板など）の設置・改修・除去…支柱を支える重石等の使用により、「土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの」 ○木竹の伐採 ○樹木の植栽（掘削を伴う場合は文化庁長官の許可が必要）など

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	中小田古墳群における例
維持の措置	■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） ■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条（上記ただし書きの範囲） ○き損等からの原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	【維持の措置の例】 ○枯損木・倒木・危険木の伐採 ○き損や浸水を防ぐ土のうの設置 ○シートによる遺構の保存（発掘調査のとき、整備によって露出展示した遺構） ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去など 【通常の維持管理の例】 ○清掃 ○除草、下草刈り ○景観や周辺環境に配慮した枝打ち ○水路の土砂・ゴミの除去など ※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。 【省令（左記）に関わる例】 ○き損等からの原状復旧 ・工事によって遺構がき損した場合における原状復旧 など ○き損等の拡大を防止する応急処置 ・整備によって露出展示した遺構の劣化が確認された場合⇒再整備までの間、シートの設置などによる保存など ○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却 ・枯死した樹木の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く：前頁参照）など
非常災害のために必要な応急措置	■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	○枯損木・倒木・危険木の伐採 ○き損や浸水を防ぐ土のうの設置 ○シートによる遺構の保存（発掘調査のとき、整備によって露出展示した遺構） ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上 （主として、指定地外での行為により、指定地に影響が及ぶ行為を指す。）	○危険樹木、史跡の保存・活用において支障となる樹木の除去（部分的な除去：許可の必要な行為かどうか、個別具体的に検討する。）など
届出	<許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合> ※文化財保護法第 127 条 ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。	

※ 土地の形質変更（前頁）

「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。

「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用することであるが、ここでは山林の公園などへの変更が考えられる。

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡指定地内における現状変更等(現状変更等の許可を必要とする行為…本節「1(1)」を参照)について、取扱方針及び取扱基準を次のように定める。

なお、史跡指定地の土地は、すべて公有地(広島市)となっているので、原則、現状変更等の行為を行う主体は広島市となり、この取扱方針及び取扱基準は主に広島市が遵守すべきものである。こうした取扱方針及び取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

【現状変更等の取扱方針(行為の対象と内容)】

■行為の対象に関する取扱方針

- 史跡の調査や遺構の保護や修復、史跡の公開等保存・活用のために必要と認められる行為、保存・活用のために必要となる便益施設や説明板等の建築物・工作物の整備(新築・新設、改修、撤去・移設など)、及び防災・安全に関わる建築物・工作物の設置を除き、原則として現状変更は認めない。

■行為の内容に関する取扱方針

～史跡の本質的価値を構成する要素(遺構)の保存と史跡の景観への配慮(史跡の景観の阻害とならないこと)の原則～

- 遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。
 - ただし、必要不可欠な防災・安全性などに関わる行為については、遺構や景観に最大限の配慮を行うこととして認める場合がある。
- ※影響の軽微である場合などを除く[文化財保護法第125条(第1項ただし書き)]。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、
「表 7-3 中小田古墳群における現状変更等の取扱基準」
を運用する。
(次頁からの「現状変更等の取扱基準」)

表 7-3 中小田古墳群における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為) 1/3

区 分	エントランスゾーン	古墳、古墳・中世山城跡、弥生遺跡ゾーン	自然緑地ゾーン	防災ゾーン
行為の内容に関する取扱方針(大前提)	●史跡の本質的価値を構成する要素(遺構)の保存 ●史跡の景観への配慮(史跡の景観の阻害とならないこと)			
現状変更等の取扱基準	建築物	○史跡の保存・活用に資する小規模な建築物以外は、新築等を認めない。	○原則として、建築物の新築等を認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資する小規模な建築物については、国・県と協議し判断する。	○建築物の新築を認めない。
	新築・建替え	○史跡の保存・活用に資する小規模な建築物以外は、新築等を認めない。	○建築物の新築を認めない。	○建築物の新築を認めない。
	修繕・部分改築・撤去等	※現状において建築物は存在しないが、新築した場合の建築物を「既存建築物」という(以下同様)。 ○既存建築物の増築※ ¹ は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存・活用に関わる既存建築物については、行為の内容等を勘案して判断する。 ○既存建築物の部分改築※ ² や修繕(修理)※ ³ 、及び模様替え※ ⁴ は、行為の内容等を勘案して判断する。 ○既存建築物の撤去を認める。	(同左)	(同左)
		(同左)	—	—

※1 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

※2 改築

従前の建築物を全部又は一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの(著しく異なるもの)を建てること。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

なお、建替え(新築)は従前の建築物にこだわらない。

※3 修繕(修理)

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※4 模様替え

建築物の部分を、現状とは異なる仕様(材料、色など)を用いて、構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え、性能や品質を回復させること。

※5 改修(表 7-1 などに記載)

き損・劣化した建築物・工作物の原状回復(復旧、修繕)にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップなどを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保存と史跡としての景観との調和を前提とする。

表 7-3 中小田古墳群における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為) 2/3

区 分			エントランスゾーン	古墳、古墳・中世山城跡、弥生遺跡ゾーン	自然緑地ゾーン	防災ゾーン
現状変更等の取扱基準	工作物	園路(里道等)・小広場	○原則として、現在ある里道以外の園路の新規整備は認めない。 ただし、便益施設等を整備した場合の動線については、園路等としての新規整備を認める。 ○史跡の活用に関して必要な小広場の整備を認める。	○現在ある里道を軸とした園路とし、古墳等の遺構やゾーンをめぐる動線が必要な場合、及び遺構の表現で里道の付け替えが必要な場合は、園路等としての新規整備を認める。 ○史跡の活用に関して必要な小広場の整備を認める。	○原則として、園路・小広場の新規整備は認めない。 ただし、史跡の活用や管理等において必要な園路等の新規整備については、内容等を勘案して判断する。	○原則として、現在ある里道以外の園路の新規整備は認めない。 ただし、里道の付け替えについては認める。
			○既設又は今後整備した場合の園路等の再整備・改良を認める。	(同左)	(同左)	(同左)
	水路等		○史跡の維持管理や防災上必要な水路等の新設・改良を認める。	(同左)	(同左)	(同左)
	その他工作物		○説明板やその他史跡の保存・活用及び防災・安全に必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置(新設)を認めない(行わない)。 ただし、上記以外で必要な工作物が生じた場合には、遺構への影響を考慮し、内容等を勘案して判断する。 ○既設又は整備した場合の工作物の再整備・改良を認める。	(同左)	(同左)	(同左)
	撤去等		○既設又は整備した場合の工作物の撤去を認める。	(同左)	(同左)	(同左)

表 7-3 中小田古墳群における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為) 3/3

区 分		エントランスゾーン	古墳、古墳・中世山城跡、弥生遺跡ゾーン	自然緑地ゾーン	防災ゾーン
現状変更等の取扱基準	土地の造成(盛土・切土等)	○土地の造成は原則として認めない。 ただし、必要な建築物・工作物の整備に際して、遺構の保存や景観に影響しない小規模の土地の造成は、その内容を勘案して判断する。	○遺構の保存・整備(表現)に関わる盛土等を除き、土地の造成等は原則として認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資する園路・小広場等の整備における盛土等は認める。	○土地の造成は原則として認めない。 ただし、工作物の整備に際して、遺構の保存や景観に影響しない小規模の土地の造成は、その内容を勘案して判断する。	○防災に関わる造成を除き、土地の造成は原則として認めない。 ただし、工作物の整備に際して、遺構の保存や景観に影響しない小規模の土地の造成は、その内容を勘案して判断する。
	木竹伐採等	○遺構の保存や景観の保全・形成、防災などに配慮することを前提に、部分的な木竹の伐採等を認める。	(同左)	○森林の管理上必要な樹木の伐採・除去、眺望確保のための枝打ち等、及び竹林の適切な伐採(樹種転換)を認める。 ○上記以外については、伐採等の内容を勘案して判断する。	○法面工事に伴う樹木の伐採を除き、原則として伐採を認めない。 ただし、竹林の適切な伐採(樹種転換)を認める。
	植栽等	○原則として、新たな植栽は認めない。 ただし、史跡のイメージを高める植栽については、その内容を勘案して判断する。	○遺構の保存や修景に関する植栽以外は、原則として認めない。 ただし、史跡の活用に資する植栽(イメージづくりなど)については、その内容を勘案して判断する。	○森林の管理に伴う植林、竹林の伐採後の樹種転換に関わる植林等を認める。 ○上記以外の植林等(周辺からの景観形成やある時点の植生への回復など)については、その内容を勘案して判断する。	○法面保護や修景の植栽を除き、新たな植栽は認めない。

2 史跡の保存（保存管理）に関わる法的・行政的措置及び調査

（１）追加指定

中小田古墳群の史跡指定地の範囲は、現状を維持することとするが、今後、史跡の保存・活用において、追加指定の必要が生じた場合、又は史跡指定地外において新たな遺構が発見された場合には適切に対応する。

（２）土地の公有化

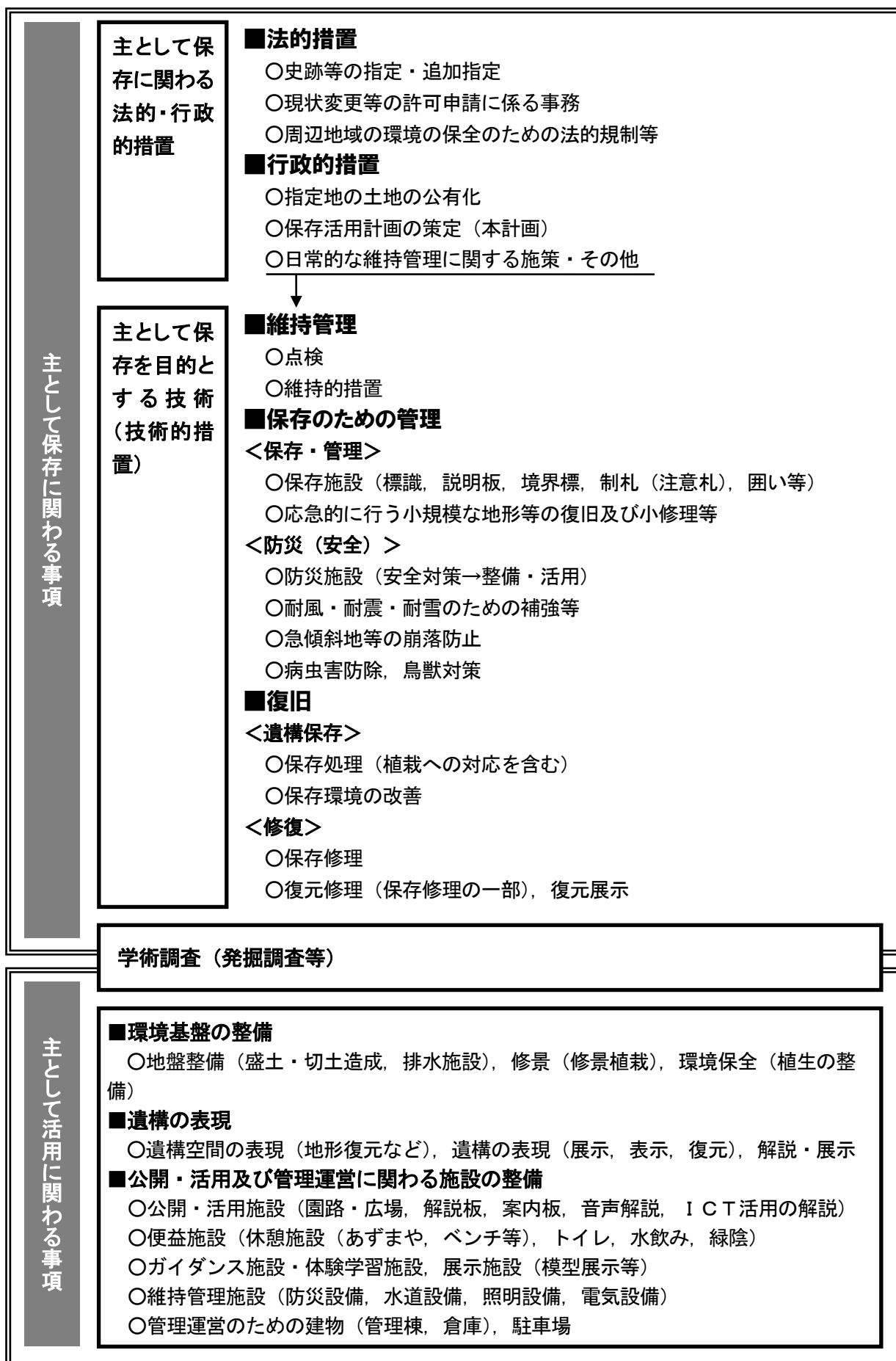
史跡指定地全体が公有地（広島市）であるが、今後、追加指定することがあった場合には、文化庁等関係機関と協議の上、その部分の土地の公有化を検討する。

（３）日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡指定地やその周辺については、地域住民や地域活動団体等と連携し、休憩施設等へのごみ箱の設置や来訪者へのポイ捨てやごみの投棄を禁止する立て看板の設置など清掃美化を呼び掛ける。また、古墳墳丘上や遊歩道周辺の下草刈りや倒木の処理、遊歩道の軽微な補修等史跡の維持管理上必要な行為を定期的・持続的に実施する。また、中小田古墳群を確実に保存し、適切に活用していくため、維持管理と合わせて定期的な点検を行う体制を構築する。

（４）調査・研究の実施

中小田古墳群に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理するとともに、必要に応じて目的を明確にして各種調査（発掘等）の実施を検討する。また、各種調査で得られた成果などを、多様な手段・媒体を生かしながら、適切に公開・活用する。



第8章 史跡の活用

第1節 方向性

地域住民や地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群の価値や魅力を口田地域はもとより、地域内外、市域内外の人々が世代を超えて体験したり、学んだり、そして史跡を通じて交流したりできるような場や機会の確保・充実に取り組む。具体的には、学校教育、社会教育において、中小田古墳群や関連する歴史文化の活用を進めるとともに、高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、中小田古墳群の調査・研究、及びその成果の公開・活用に努める。また、史跡の保存を前提に、地域住民や地域活動団体等が主体となった中小田古墳群を生かした観光・交流やまちづくりの取組を促進する。加えて、地域・市域レベル、さらには広域的な広がりの中で、中小田古墳群と関連する遺跡などをつなぎ、連携して活用するネットワークづくりに努める。

こうした取組や歴史文化などの情報については、多様な情報媒体などを活用し、適切かつ効果的に提供・発信する。

第2節 方法

■学校教育における史跡の活用

地域の小・中学校において、中小田古墳群を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を愛する心を育てる。また、小・中学生を主対象として、中小田古墳群や関連する文化財、地域の歴史文化を分かりやすくまとめたパンフレット又は副読本等の作成を検討する。

■社会教育における史跡の活用

地元町内会や地域活動団体、口田公民館等と連携しながら、中小田古墳群を学習する機会の確保に努めるとともに、中小田古墳群や広島市の古代史などをテーマとした講座や講演会、シンポジウム等の開催を検討する。また、中小田古墳群に関わる調査・研究の成果や、今後史跡の整備を行った場合には、その状況などを適切に情報提供・発信する。

■大学等高等教育機関・研究機関との連携

大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、中小田古墳群の調査・研究を持続的に進めるとともに、その成果を学校教育や社会学習、さらには観光・交流やまちづくりに活用する。

■市内における歴史文化のネットワークづくり

口田地域や安佐北区、さらには広島市域において、地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群と他の文化財、自然、景観資源、観光資源などをつなぐ歴史文化を中心としたネットワークづくりやその活用を進める。

■市域を越えた広域的なネットワークづくりと文化財の活用

近隣市町と連携し、中小田古墳群を含めた文化財の市町の枠を超えた活用を進める。また、中小田古墳群の時代背景や遺構・遺物（三角縁神獣鏡など）の特色、関係する地域などを通じて、広域的な都市・地域間及び人的なネットワークづくりに努める。さらに、文化財の保存・活用に関する相互協力・連携体制の構築に努める。

■歴史文化を生かした観光・交流とまちづくり・地域の活性化

中小田古墳群を守り、生かす地域の活動・行事を支援し、四季を通じて利活用される

史跡を目指す。また、地元町内会や地域活動団体、口田公民館等と連携し、地域住民が中小田古墳群への関心を持ち、その価値や特色などを学び、さらにはガイドとして案内・説明できる人の育成に努める。さらに、地域の魅力アップと活性化を目指し、前記の学校教育、社会教育、観光・交流などと関連づけながら、地域住民や地域活動団体等が中心となった中小田古墳群を活かした行事・イベントの開催、ロゴマークづくり、情報発信などのまちづくり・地域の活性化の取組を支援する。

■ガイダンス機能の整備

中小田古墳群に関するガイダンス機能について、既存施設やＩＣＴ（情報通信技術）の活用、パンフレット等の作成、ガイドの育成など、多面的に検討し、実効性のある仕組みづくりに努める。

■中小田古墳群のＰＲ・情報発信

中小田古墳群の価値や特色を広く伝え、理解や関心を高めるため、パンフレットの作成、ＩＣＴ（情報通信技術）やＳＮＳの活用など、多様な情報媒体などを通じてＰＲ・情報発信を進める。また、中小田古墳群に関する見学会や講演会、イベントなどの情報提供・発信に努める。

第9章 史跡の整備

第1節 方向性

中小田古墳群の価値と特色を地域内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、史跡の本質的価値などを保存するための整備、及び史跡の活用につながる整備に取り組む。このうち、主として保存のための整備においては、本質的価値を構成する墳丘や地下遺構の遺存状態を確認し、墳丘のき損防止や修復などの保存対策を計画的に行うとともに、標柱、説明板等の保存施設の整備、鳥獣被害防止対策などに取り組む。主として活用のための整備については、遺構や遺物の表現を検討するとともに、幾つかのポイントからの眺望の確保（樹林整備）に取り組む。また、案内・解説、ガイダンス機能の確保・整備、情報発信のためのICTの活用・整備、便益施設、及び史跡周辺を含めた周遊ルート（歩行者動線）の整備に努める。

こうした施設・設備の整備においては、遺構の保存及び史跡としてふさわしい景観の保全・形成を考慮する。

第2節 方法

1 主として保存のための整備

■本質的価値を構成する墳丘や地下遺構などの保存・整備

○第1号古墳及び第9号古墳

過去の園路（里道）の設置等に伴い、墳丘の一部が削られており、前方後円墳の正確な形状と規模の復元は難しいと考えられるが、できる限り本来の形状に近づくよう盛土と張芝などで墳丘の保存・修景を図る。これに伴い、園路（里道）の付替えも行う。

○第2号古墳～第4号古墳、第14号墳

中世山城の造成に伴い、本来の形状を復元することが不可能であるため、現状の形状の維持を目的とした土砂の流出防止等の措置を講じる。

○第5号古墳

第5号古墳においては、過去の発掘調査により墳丘裾で葺石が確認されていることを踏まえ、葺石の再現を検討するとともに、盛土と張芝などの措置を施し、墳丘の保存・修景を図る。

○第6号古墳

第6号古墳においては、過去の発掘調査で葺石が確認されていることを踏まえ、本来の形状に近づけるよう葺石を再現する形で盛土と張芝などの措置を施し、墳丘の保存・修景を図る。

○第10号古墳

過去の園路（里道）の設置等に伴い、墳丘の一部が削られていることから、園路（里道）の付替えを行った上で、盛土と張芝などで墳丘の保存・修景を図る。

○その他の古墳

現状の形状を基本に盛土と張芝などで墳丘の保存・修景を図る。

■本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素（B）の保存・整備

弥生時代の遺跡や弥生土器散布範囲については、遺構への影響が想定される樹木の伐採（間伐）、竹林の伐採・繁殖防止の措置と樹種転換を図りながら、それ以外については

現状を基本に地下の遺構や遺物の保存を図る。

■防災対策

遺構の保存や史跡の景観との調和に留意しながら、必要に応じて法面の崩落防止などの対策を検討する。

史跡指定地の西側山麓部付近の法面工事箇所（整備済み）については、その維持管理に努める。東側の小田川に面した区域については、国等が実施する砂防堰堤整備や河川等の復旧・改良に向けた事業を通じて、防災・安全性を高めるとともに、斜面地などの緑化により、環境の保全・形成を図る。

■鳥獣被害防止対策

イノシシなどによる遺構のき損やその他地面の掘り返しなどを防ぐため、古墳周辺へのフェンス設置など鳥獣被害防止対策を検討する。

■森林の管理（整備）

中小田古墳群の大部分を占める森林の適正な管理を図るとともに、竹林の伐採・繁殖防止や適正な樹種転換を図る。

第4号古墳などからの眺望を確保するため、遺構の保存や防災に留意しながら、関係する樹木の伐採、枝打ちなどを行う。

森林の管理（樹林整備）においては、遺構の保存及び防災・環境保全に留意する。

■維持管理施設等の整備

史跡の維持管理や運営のため、その体制と合わせて、用具・備品の倉庫などの整備、またはそれらの保管場所の確保を図る。

2 主として活用に関わる整備

■墳丘や埋葬施設の表現

○第1号古墳

第1号古墳は前方後円墳と視認できる整備を行うこととし、後円部の露出した竪穴式石槨は、昭和54年度の発掘調査の成果等に基づき修復を行った上で、盛土により地下に保存し、その上面に立体的に復元したもの又は平面的な表示による展示を検討する。そのほか、再現した竪穴式石槨付近又は第1号古墳への入口付近に、説明板を設置する。

○第4号古墳

墳丘上が遠く広島湾や宮島などを望める絶好の眺望点であることを踏まえ、古墳の形状に関する誤解を与えないよう留意しながら、墳頂付近に盛土で平坦面を確保する。また、墳丘外の南側などにおいて、休憩などのために「あずまや」の整備を検討する。

○第5号古墳・第6号古墳

第5号古墳においては墳丘裾で葺石の再現を検討するとともに、第6号古墳においては一定程度葺石を再現する。

■保存施設（標識、説明板等）の整備

史跡であることを示す標識を、形態やデザインなどを工夫し、北側のエントランスゾーンに設置する。また、これまでの調査成果を反映しながら、北と南のエントランスゾーンにある史跡全体説明板の再整備を図るとともに、個々の遺構の説明板を整備する。

■出土遺物の説明

中小田古墳群の出土遺物については、前記の各古墳の説明板の中に三角縁神獣鏡など主なものを取り入れる。休憩所などが具体化した場合には、遺構とともに出土遺物の写

真又は映像などでの説明を行う。また、広島大学などに収蔵されている主要な出土品の複製の作成や作成後の公開場所・方法等についても検討する。

■アクセス及び見学・周遊ルートと案内表示板の整備

史跡指定地の南にアクセスする里道等の再整備に努め、北（中小田）からだけでなく、南の下小田などからの利用も促進する。また、国等関係機関と協議・調整の上、砂防堰堤整備を行っている東側からのアクセスの再整備を図る。史跡指定地においては、里道を活用しながら、一部園路（里道）の付け替えや新設を行い、古墳などをめぐる見学ルート（歩行環境）の充実を図る。

さらに、前記の南や東側からのアクセスを含め、史跡指定地内外の周遊ルートを設定し、案内板や誘導標識などの適切な配置に努めるとともに、ICTを活用した情報提供を検討する。案内表示板やパンフレット等及びICTを活用した情報提供においては、外国語併記・外国語対応を検討する。

■小広場や眺望点の確保・整備

史跡指定地における良好な眺望点においては、樹木の適切な管理により、眺望を確保するとともに、古墳などと調整しながら小広場の確保・整備を図る。

■史跡指定地からの眺望条件の確保→「小広場や眺望点の確保」と連動

史跡指定地において眺望条件を備えている場所（眺望点）においては、樹木の適切な管理により、良好な眺望を確保する。

■周辺からの中小田古墳群の景観確保の検討

周辺地域から中小田古墳群の存在が意識できるよう、墳丘の表現や周辺からの視覚の確保（視点場の設定・確保と樹林の適正な整備）など景観づくりについて検討する。中小田古墳群の存在や景観に関する地図情報等の提供、ICT（情報通信技術）の活用による幾つかの地点（視点場）から見た往時の景観の再現などを検討する。

■樹林整備及び防災・環境保全対策

第4号古墳などからの眺望を確保するため、遺構の保存や防災に留意しながら、関係する樹木の伐採、枝打ちなどを行う。樹林整備においては、遺構の保存及び防災・環境保全に留意する。

■便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備・充実

北側のエントランスゾーンに、小規模な一体の建物としてトイレ、休憩・案内所（ベンチ、パネル等での案内、パンフレットボックスなど）、倉庫（維持管理の機械・道具など）を整備する。なお、当面のトイレについては、地元町内会や安佐北区役所等関係課に理解と協力を求め、中小田公園のトイレを利用できるようにする。前記の小広場や眺望点の幾つかにおいては、遺構の保存や景観に留意しながら、ベンチ等の整備を行う。また、史跡周辺において、駐車場の確保に努める。

■ガイダンス機能の整備・充実

前記のトイレ、休憩・案内所等が一体となった建物においては、パネル等での案内などガイダンス機能の整備に努める。また、口田公民館等における中小田古墳群に関する情報提供機能の充実に努める。

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡の確実な保存及び適切な活用のため、史跡指定地の土地を所有する広島市として、当該史跡の運営・体制の充実・強化を図る。また、調査や保存・活用への助言・指導を得るため、史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議委員等学識経験者などとの連携体制の充実・強化を図る。さらに、大人のかくれ家倶楽部等地域活動団体と古墳や古代史などに関心のある人々などの人的なネットワークづくりに取り組み、幅広い協力や支援・連携の体制の構築に努める。中小田古墳群の維持管理、活用などの取組については、地域住民や地域活動団体等の協力や参加を促進する。

第2節 方法

■庁内連携体制及び関係機関との連携

文化財担当が中心となって、文化財保護、学校教育、社会教育、及び観光振興、コミュニティづくりの部門など、史跡の保存・活用に関わる庁内連携体制の強化を図る。また、文化財保護に関して国・県との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得られるようにするとともに、考古学的調査や史跡整備の支援確保に努める。

■調査・研究及び保存・活用・整備の専門的な協力体制づくり

中小田古墳群に関わる調査・研究、及び保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるため、大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークを充実・強化する。また、高等教育機関・研究機関等との連携を生かしながら、研究会や講演会、シンポジウムの開催などができる連携体制づくりを検討する。

■市民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり

多様な情報媒体を活用し、子どもから高齢者まで多様な世代が理解し、興味を持ってもらえるよう、中小田古墳群や文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化に努める。また、文化財に関する学習機会の拡充や啓発を進めるため、文化財部門と学校教育、社会教育などの連携の充実・強化を図るとともに、地元町内会や地域活動団体、口田公民館等との協力体制を維持・充実させる。さらに、文化財保護や観光振興などの部門が連携し、広島市の歴史文化情報・観光情報などを提供・発信する体制の充実・強化を図るとともに、外国語に対応した情報の提供・発信を検討する。

■地域住民・地域活動団体等との連携・協力体制の充実・強化

中小田古墳群の日常的・定期的な清掃美化・下草刈り、遺構や見学ルート、便益施設の点検などに関して、地域住民や地域活動団体等の協力・参加が得られる仕組みを構築する。また、口田公民館等と連携しながら、引き続き中小田古墳群の学習機会などの確保・充実を図るとともに、地域住民や地域活動団体等が中心となった中小田古墳群を生かした行事などの開催を促進する。そのための行政（文化財担当）、口田公民館、地域活動団体等の連絡及び連携・協力体制の充実・強化を図る。

■中小田古墳群の保存・活用を応援する人的なネットワークづくり

中小田古墳群をはじめ地域の資源や魅力などの情報を広く提供・発信しながら、市民はもとより、中小田古墳群や古代史などに関心のある人々を含め、中小田古墳群の保存・活用を応援する人的なネットワークづくりに努める。

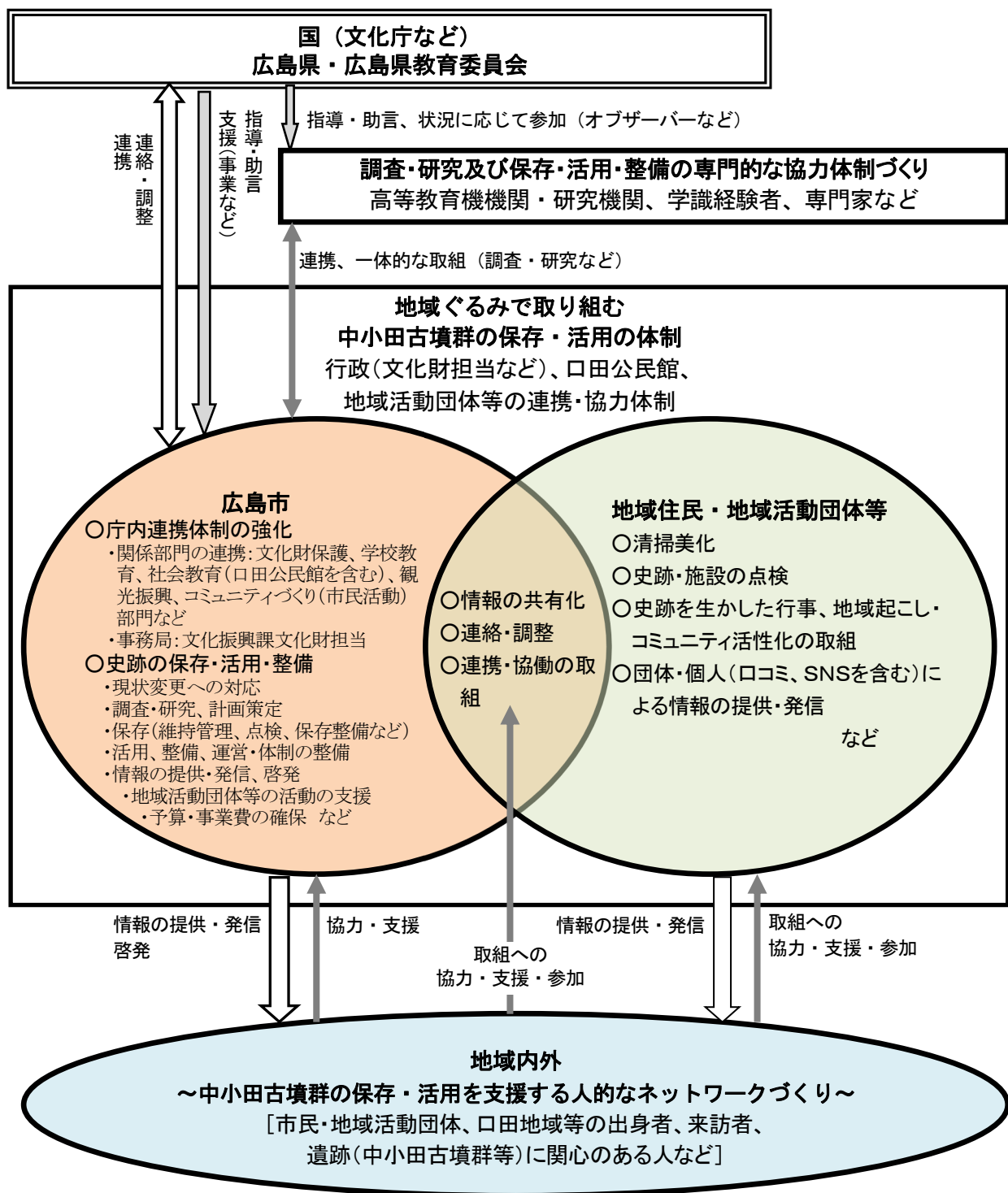


図 10-1 中小田古墳群の保存・活用に関わる運営・体制

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の実施計画の策定

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10か年としている。このうち前半の5か年を短期とし、保存管理や活用と合わせて、整備に取り組む。その後の概ね5か年を中期とし、短期での保存・活用・整備の取組・成果及び積み残した取組・課題を踏まえ、計画に位置づけている取組について優先順位を検討し、着実な実施を目指す。なお、新たな状況(短期も同様)や中期から短期への取組の前倒しなどには、柔軟に対応する。

中小田古墳群において実施すべき施策については、第7章(史跡の保存)～10章(運営・体制の整備)に定めた方法をもとに整理し、現時点での優先順位を考慮し、上記の期間に設定し施策の実施計画を総括表としてまとめる。

本計画の計画期間以降は長期とし、短期・中期における保存・活用・整備等の取組・成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や新たな課題などを踏まえて、取組の内容や期間を検討し、必要に応じて本計画を改定する。

表 11-1 実施計画の総括表(取組一覧：具体化を目指す取組)

1/4

区 分	取組内容	計画期間：令和3年度から令和12年度		長期
		前 期 (令和3～7年度)	後 期 (令和8～12年度)	
保存 (保存管理)	調査・研究		(必要に応じて実施)	
	維持管理・点検		(適宜体制の強化・見直し)	
	現状変更			
	その他		(必要に応じて実施)	
活用	学校教育における史跡の活用			
	社会教育における史跡の活用		●(史跡指定30周年)	
	大学等高等教育機関・研究機関との連携			
	市内における歴史文化のネットワークづくり			

※ 取組内容の太字は、重点的に取り組む項目を示す。

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

2/4

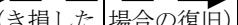
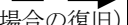
区 分	取組内容	計画期間：令和3年度から令和12年度		長期
		前 期 (令和3～7年度)	後 期 (令和8～12年度)	
活用	市域を越えた広域的なネットワークづくりと文化財の活用			
	ガイダンス機能の整備			
	○パンフレット等の作成・活用			
	○ICT（情報通信技術）やSNSの活用			
中小田古墳群のPR・情報発信	○パンフレットの作成			
	○ICT（情報通信技術）やSNSの活用など		(適宜改訂)	
整備	主として保存のための整備			
	墳丘や地下遺構などの保存・整備			
	その他の遺構の保存・整備			
	保存施設（標識、説明板等）の整備			
	防災対策			
	鳥獣被害防止対策			
	森林の管理（整備）			
維持管理施設の整備	○用具・備品の倉庫など			

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

3/4

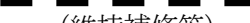
区 分		取組内容	計画期間：令和3年度から令和12年度		長期
			前 期 (令和3～7年度)	後 期 (令和8～12年度)	
整備	主として活用のための整備	墳丘や施表の再現 ○堅穴式石槨の再現：第1号古墳、第2号古墳 ○葺石の再現：第5号古墳、第6号古墳、第7号古墳（南側） ○墳丘への盛土・張芝など（保存）	 （財政状況等踏まえ）	 進度調整（き損した場合の復旧）	
	アクセス及び見学・周遊ルートと案内表示板の整備	○史跡指定地内の見学ルート ○案内表示板（誘導標識など） ○南側からのアクセス（下小田からの里道等）	 	 （維持補修等）  （維持補修等）  （維持補修等）	  
	出土遺物の説明	○説明板への反映 ○複製品の作成・展示の検討など			
	小広場や眺望点の確保・整備	○小広場の確保・整備 ○良好な眺望点の確保・整備 ○あずまやの整備の検討		 （維持補修等）	
	史跡指定地からの眺望条件の確保	○樹木の適切な管理（上記「小広場や眺望点の確保・整備」）			
	周辺からの中小田古墳群の景観確保の検討	○中小田古墳群の存在が意識できる景観のあり方の検討 ○視点場の設定（確保） ○ICTの活用など			
	樹林整備及び防災・環境保全対策	○眺望を確保するための樹木の伐採、枝打ちなど（眺望点）		 （以後、適宜実施）	
	便益施設（休憩施設、トイレなどの整備・充実	○エントランスゾーン（北）へのトイレ、休憩・案内所、倉庫（一体の建物） ○ベンチ、あずまや ○駐車場の確保		 （維持管理・補修等）	
	ガイダンス機能の整備・充実	○休憩・案内所等の整備（エントランスゾーン） ○口田公民館における情報提供機能の充実	 		

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

4/4

区 分	取組内容	計画期間：令和3年度から令和12年度		長期
		前 期 (令和3～7年度)	後 期 (令和8～12年度)	
運営・体制の整備	庁内連携体制及び関係機関との連携 ○文化財保護、学校教育、社会教育、観光振興、コミュニティづくりの部門などの連携強化 ○国・県との連携			→
	調査・研究及び保存・活用・整備の専門的な協力体制づくり ○大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家の組織的・人的ネットワークを充実・強化			→
	市民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり ○中小田古墳群や文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化 ○地元町内会や口田公民館との協力体制を維持・充実			→
	地域住民・地域活動団体等との連携・協力体制の充実・強化 ○地域住民や地域活動団体等の協力・参加が得られる仕組みを構築（史跡の維持管理、点検など）			→
	中小田古墳群の保存・活用を応援する人的なネットワークづくり ○市民、中小田古墳群や古代史などに関心のある人々などによる、中小田古墳群の保存・活用を応援する人的なネットワークづくり			→

第2節 施策・事業の実施への対応

今後、中小田古墳群に関わる調査・研究、墳丘・遺構の整備、遺構周辺の環境整備などを円滑に進めるためには、限られた予算と人員を有効に活用する観点を持ちながら、次のような施策・事業の実施のための課題に対応することが求められる。

■必要な予算の確保

中小田古墳群の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、国、県との緊密な連携のもとに、必要な財源の確保に努める必要がある。このため、事業の必要性やねらい、効果などを明確にし、計画的・効率的な事業計画等を作成し、事業費の確保を図る。

■優先順位の設定と効果的な事業実施

中小田古墳群の保存・活用に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、集中と選択の考え方を考慮しながら、施策・事業を実施する必要がある。このため、前記の「施策の実施計画」（具体化を目指す取組）を踏まえ、優先順位を精査し、効率的かつ効果的に施策・事業の実施を図る。

■計画・事業の進行管理

計画・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。このため、定期的な経過観察や事業の中間点、終了時点は毎年度において、計画・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し、関係する他の事業への反映に努める。また、各種事業等の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進や適切な見直しを行う。

第12章 経過観察

第1節 方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や地域活動団体等の協力と参加を得ながら、将来にわたり持続的に保存（保存管理）に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要である。また、中小田古墳群の保存・活用は、文化財担当だけではなく、学校教育や社会教育、コミュニティ（市民活動）づくり、観光振興、都市整備なども関係することが想定でき、そのための連携体制の充実も求められる。

さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、中長期的な視点で保存（保存管理）や整備・活用などの取組を充実させるとともに、その成果を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。この経過観察は文化財担当が中心となって実施する。また、関係部署と連携しながら、中小田古墳群の保存・活用・整備に関わる関係課等が責任を持って経過観察を行い、文化財担当が事務局機能を担い、情報等の整理・共有化及び協議を行うこととする。

また、地域住民や地域活動団体等が主体となった取組（活動）については、文化財担当が、その取組内容や進捗状況、成果などを聞き取り、経過観察として整理する。

こうした経過観察の結果（評価）は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

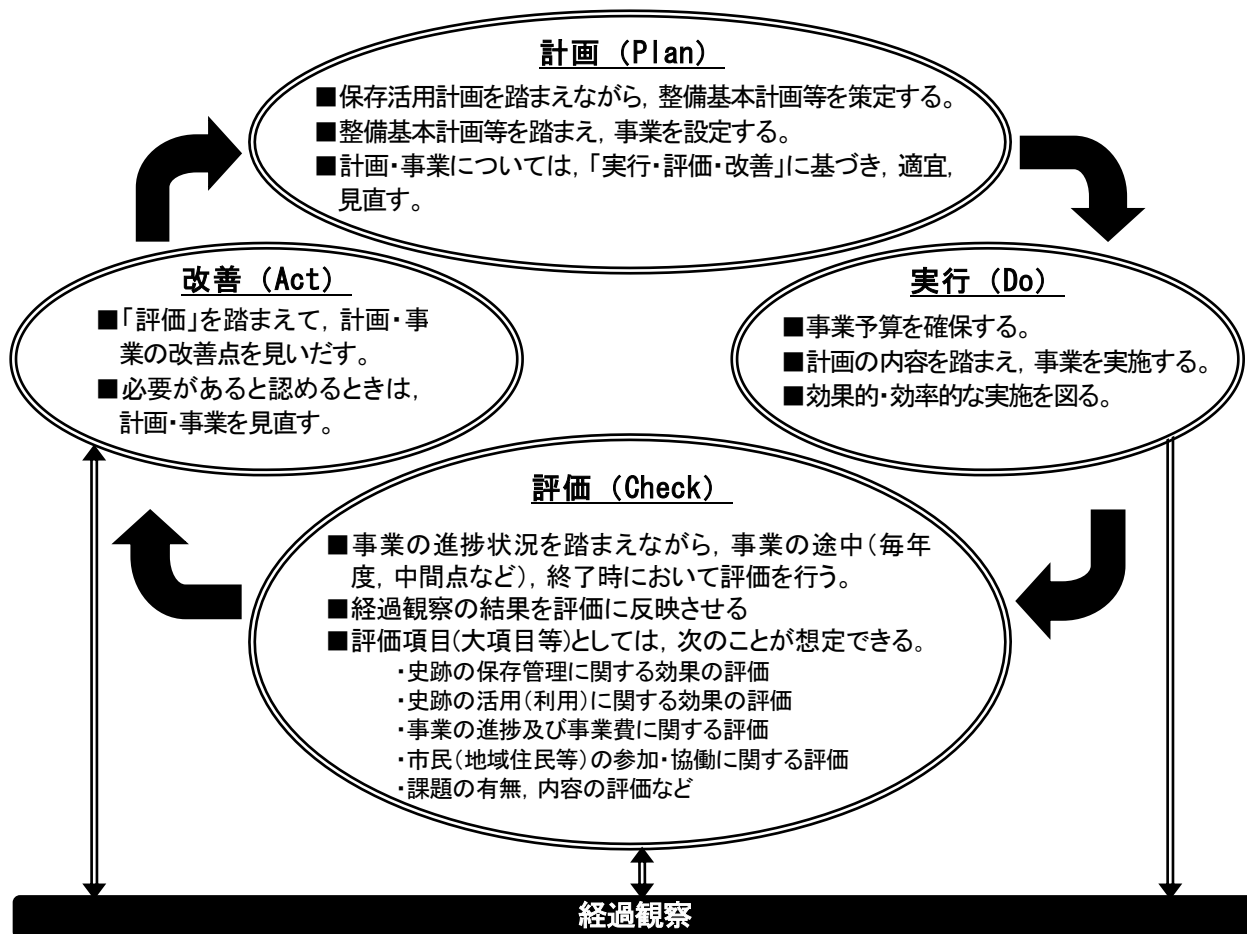


図 12-1 計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

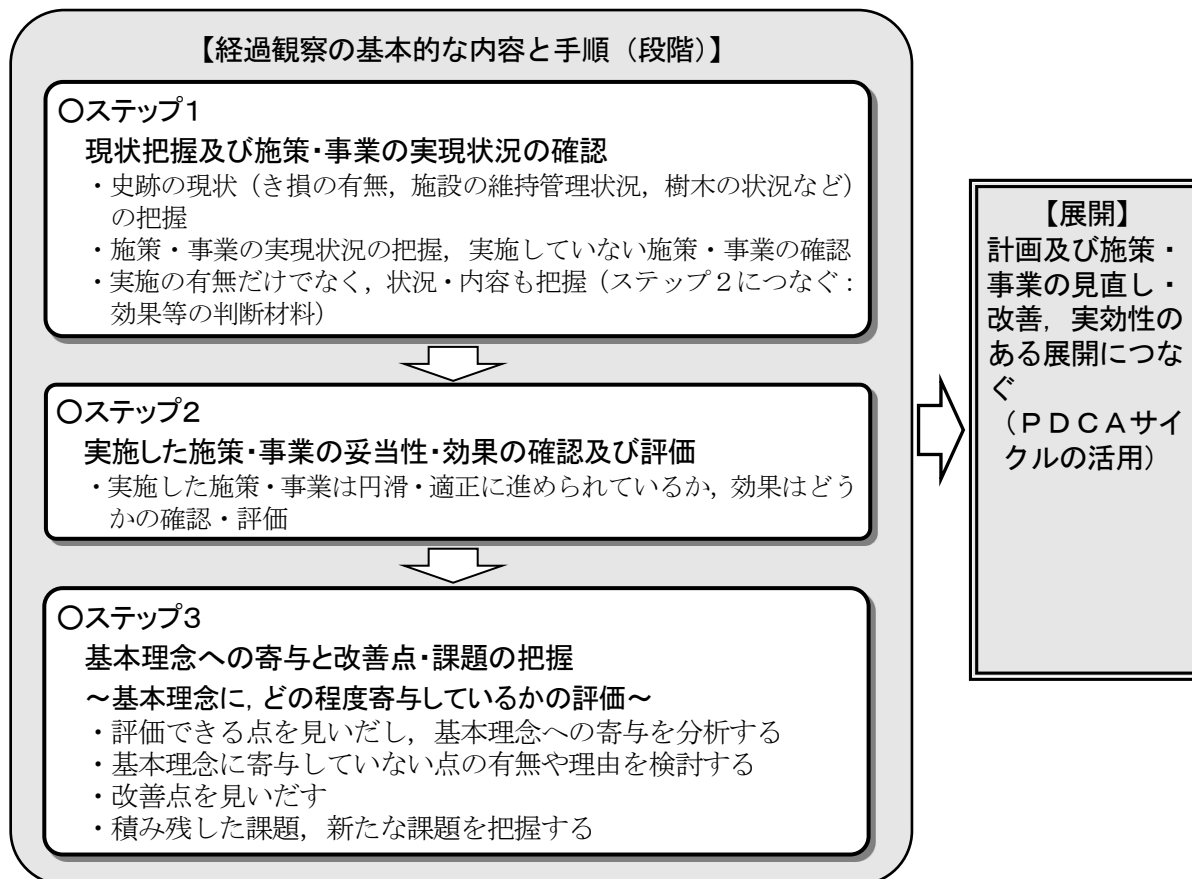
第2節 方法

1 経過観察の基本的な内容と手順

経過観察は、文化財担当が事務局となり、担当課等が責任を持って、大きくは次の3段階で取り組む。

- ステップ1：現状把握及び施策・事業の実現状況の確認
- ステップ2：実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価
- ステップ3：基本理念への寄与と改善点・課題の把握

【経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開】



2 経過観察の内容

前記の3つの段階（ステップ1～3）ごとに、経過観察の内容を整理する。なお、経過観察の全体的な調整・取りまとめと情報の共有化、及び連携・協議の場の確保は文化財担当が中心となっていく。

（1）現状把握及び施策・事業の実現状況の確認（ステップ1）

史跡指定地及び必要に応じて取り巻く環境（史跡周辺地域）の現状を把握する。また、中小田古墳群に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認などを行う。基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期などについては、今後の整備の状況を踏まえて検討する。

実際に経過観察を行うに際しては、各種の指標（例：来訪者数、学習機会の確保、整備の状況、地域との連携など）を設定し、それぞれの指標に対応した経過観察シートなどを作成する。なお、ステップ1における実施状況の把握は、ステップ2の「実施した施策・事業の妥当性・効果の確認」に資するよう、実施の有無だけでなく、状況・内容も把握する。

（2）実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価（ステップ2）

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を、次に示す事項について確認及び評価を行う。

■保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

【確認・評価の方法など】

- 文化財担当による確認・評価
- 外部評価：史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議等有識者
- 原則、3年に1回程度、施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

■活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法など】

- 文化財担当及び関係部局による確認・評価（文化財担当による集約・整理）
- 関係する地域活動団体等による確認・評価（文化財担当による情報提供とヒアリングなど）
- 外部評価：史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議等有識者
- 状況によっては、アンケート調査などを検討
- 原則、毎年度、施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

■整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法など】

- ※「活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

■運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【点検・確認の方法など】

- ※「活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

（3）基本理念への寄与と改善点・課題の把握（ステップ3）

実施した施策・事業は基本理念「多彩な副葬品や立地が物語る 太田川下流域を代表する中小田古墳群の価値・特色を みんなの力で守り、伝え、生かす」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。その方法としては、ステップ1、2の結果及び史跡中小田古墳群保存活用・整備検討調整会議等有識者や地域住民・地域活動団体等の意見を踏まえながら、文化財担当が中心となって、関係部局による協議を行い総合的に評価・判断する。

なお、施策・事業を実施し、すぐに基本理念に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3年後、5年後など、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、分野（基本的指標）ごとの個別的な評価、総合的な評価・判断を踏まえながら、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の改善などに反映させるとともに、必要に応じて本計画の見直しを検討する。

登 録 番 号	広 C3-2021-71
名 称	史跡中小田古墳群保存活用計画
編集・発行者	広島市教育委員会 （市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当 が補助執行） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話：082-504-2501
発 行 年 月	令和3（2021）年3月

